令和2年12月三種町議会定例会会議録 令和2年12月10日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三	浦		敦	2	番	平	賀		真
3番	伊	藤	千	作	4	番				
5番	児	玉	信	長	6	番	清	水	欣	也
7番	加	藤	彦》	欠郎	8	番	後	藤	栄美	善子
9番	成	田	光	_	1 0	番	大	澤	和	雄
11番	高	橋		満	1 2	番	工	藤	秀	明
13番	堺	谷	直	樹	1 4	番	安	藤	賢	藏
15番	小	澤	高	道	1 6	番	金	子	芳	継

- 一、欠席した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、遅参した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、早退した議員は、次のとおりである。 なし
- 一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町		長	田川	政	幸	副	町	長	檜	森	定	勝
総	務 課	長	石 井	靖	紀	企	画 政 策	課 長	金	子		孝
税	務 課	長	金 子	英	人	町	民 生 活	課 長	荒	Ш	浩	幸
福	祉 課	長	加 賀	谷	討	健	康 推 進	課 長	佐	々オ	大恭	_
農	林 課	長	寺 沢	梶	人	商	工観光交流	流課長	工	藤		嗣
建	設 課	長	進藤		敦	上	下水道	課 長	近	藤	光	明
琴	丘 支 所	長	工藤	伸	也	Щ	本 支	所 長	後	藤	芳	英
会	計 課	長	平澤	仁	美	教	育	長	鎌	田	義	人
教	育 次	長	後藤		誠	農	業委員会事	務局長	佐	藤	慶	_
代	表監查委	三員	田中	金	光							

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。議会事務局長 桜 庭 勇 樹 議会事務局主査 池 内 和 人 議会事務局主任 近 藤 亜 美

一、本日の会議に付した事件第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和2年12月10日、出席議員が定足数に達したので、本会議を 開会する旨宣告した。(午前9時30分 開会)

議 長 (金子芳継)

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

説明員として代表監査委員の出席を求めております。

日程第1.一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、清水欣也議員。6番、清水欣也議員。

6番 (清水欣也)

それでは、私の一般質問を行います。

今日の質問は、山本支所の建築工事の入札の件でございます。

今回の山本支所の建設工事の入札の件、これで最も私は個人的に問題にしたいのは、違法や不当と思われるものであっても先に実行してしまったほうが勝ちだという、そういうメッセージを世間に与えてしまったということが私は一番そう懸念しているのであります。

それから、行政体の体面を維持していくためには、詭弁を弄してまでも自分の非を認めてはならないという、そういうメッセージも役場職員に与えてしまった。これが私一番大きな問題だと思っておるわけでございます。

このようなことを容認していたんでは、町の矜持どころか統治機構そのものがおかしくなってしまう。危うくなってしまうという、そういうことでございます。これはとても認めるわけにはいきません。町はこれまで、今回のJVの代表者の要件の変更理由を次のように説明をしてきました。事務ミスがあったから、時間がなかったから、不慣れだったから、地元企業の育成を図りたかったから、地元企業に工事をしっかり責任を持って完成してもらわなければならないと思ったからなどであります。しかし、一見まともな理由のように聞こえますけれども、全て論点ずらしをしているだけで本当の目的は別にあるというのがよく分かるのであります。自分たちがやっていることは正当だと思うのであれば、何もこんな口実や便法を並べる必要がない、そう思うのであります。

結論として、1つは、今回の行政行為は極めて違法性の高いものであって、町はこの問題に対してどのような認識を持ってきたのか、いるのか。率直な考えを聞かせていただきたいということです。

それから、2つ目は、今後このようなやり方を生じさせないためにも、今 ある内部規定、それから事務処理手続を一新する必要があるというのが今回 の一般質問の要旨でございます。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

おはようございます。

それでは、6番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

1点目の入札条件の変更と、この問題についての町の認識についてでございますが、この件につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、1回目の入札資格要件において工事執行していく上で、スムーズな工事施工や地元企業の育成の観点も含め、能代市山本郡に主たる営業所を構えている業者の方に共同企業体の代表者となっていただき、着実な工事完成をお願いしたいとの考えを明確にしたかったため、追加訂正したものでございます。

これにより、結果的に入札要件の訂正の諸手続の認識の甘さから、疑念を 抱かせることとなってしまった点につきましては、真摯に反省しなければな らないものと考えております。

今後、このようなことのないよう、入札関係要綱などの遵守の下に厳正な 入札事務の執行をしてまいる所存でございます。

2点目の入札事務体制の今後の見直しについてでございますが、これまでも入札事務に係る各種要綱などの不備な点につきましては、ご指摘等によりその都度協議をし、見直しを図っております。

今後も、条例、規則、要綱に準拠し、入札事務の重大性、透明性を再認識 し、事務を執行してまいりたいと考えております。

なお、以前、清水議員から入札事務体制の一元化をすべき、とのご提案もあり、現在、他の事務事業体制も含め見直しを検討しているところでございます。今回の様々な課題につきましても、この協議の中で見直すべきところは見直してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上です。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

代表監査委員。代表監査委員、答弁してください。

代表監査 (田中金光)

委員 おはようございます。

それでは、私から質問の入札条件の変更の協議についてお答えをいたします。

山本公民館・山本総合支所建設工事入札に当たり、入札条件の変更が行われたということにつきましては、清水議員が町長または指名審査委員会に対しまして、議案審議などにより継続して説明を求めているという状況である

という認識でありますので、現段階では監査委員として、この動向を見守っていきたいという気持ちであります。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番 (清水欣也)

ちょっと眼鏡が曇るものですから、ちょっと下げます。 (「マイク利用してください」の声あり) はい。

前教育委員会の事務次長が生前私に訴えたことがございます。それはです ね、「欣也さん、今回の問題は事件になれば町は負ける、私いろいろ調べ た、それで分かった」と。そうやってその分厚い資料を持って私に訴えてき たんですよ。それで、「違法だと分かってなぜやったんだ」と。そうした ら、「やれと言われたから仕方なくやった」と。こういう発言をしているん ですよ、私に。それで、事務ミスのことに関しても、「議会が始まる頃に なって事務ミスという話が出てきた」と。こう言っていました。これは、平 成31年ですから、令和元年ですか5月の6日のことでした。教育委員会の 事務室で、私にそういう訴えてきたんですよ。担当者も、実務担当者も、 「実務ミスということになっているということが議会の答弁と」議会という のは平成31年の3月議会、「その議会の答弁と翌日の新聞で初めて知っ た」と、そう言っているんですよ。これは4月4日の話です。事務局長も担 当者も事務ミスをしたという、つまり間違っていたという認識がないわけで すよ。それから、入札指名審査委員もですね、自分たちで審査した結果が間 違いを犯したという認識を持っているとは考えられないわけですね。ところ が町長は、その31年3月議会で、私のところに事務ミスということで来た と。間違いは直すと、そういう思いだったと答弁しています。新聞でも、事 務ミスがあったために直したいとの思いだったと、そう述べているわけで

また、副町長も議会で、「間違いが発見された段階で改めて訂正したものを持って私のほうから職権をもって教育委員会に変更の通知をするように指示した」と、そう述べております。最初に公告した代表者の要件は間違いであるとの認識を示しているわけです。新聞では、「ミスがあれば直すのが当然」こう大見得を切っているわけです。

そこで、その質問ですが、入札審査委員の各委員に質問をしたいと思います。

あの最初の代表者の要件というのは、間違いであったのか、なかったのか。この質問であります。間違いだと、あれは自分たちがやったのは間違いだと、そう思っている場合は、間違いだと分かっていてなぜそうしなかったのか。

それから、そもそも最初の代表者の要件はなぜ間違いだったのか。これも 併せてひとつ答弁をしたいと思います。間違えていなかったという場合は、 その答弁はいりません。あの代表者の要件は間違いであったのかどうか。この質問を各審査委員の方々に質問をしていきます。

まず、その事務所管である、所管課である建設課長から答弁をお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

その山本支所の建築工事に関しまして、平成31年1月11日の指名審査会で審査してございます。共同企業体で施工するということで、その企業体の公告に関しまして審査いたしました。その公告文書に関しましては、まず、前例のものを参考に使うわけでございまして、当時の審査会といたしましては代表となり得る企業の総合評価点。当時使ったものは、その平成27年のゆめろんの大規模改修のものを使っておりましたので、その当時からの総合評価点が上がっておりましたので、それを960点以上に変更しました。

それと、当時、代表のほうに要件のありましたISO認証の取得というものがございました。それを削除して、その2点だけを変更いたしました。ほかはまず変更する必要がないと、当時は認識してございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

代表者の要件は、その他の要件は間違いないという、そういう考えですね。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

お答えいたします。

そう認識しております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それじゃあ、次に総務課長お願いします。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

建設課長と同じ意見でございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

次に、農林課長お願いします。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

当該事項は、指名審査委員会で適正に話し合われ協議したと考え、建設課長と同等でございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

次は、税務課長。今の税務課長、そのときのメンバーでなかったですから、健康推進課長ですか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 建設課長が説明したとおり、合議での決定だったと記憶しております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

下水道課長お願いします。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 当時の指名審査会、私、秋田市で会議があるために欠席しておりましたのでコメントできません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

入札指名審査委員の人、全員当初の示した公告内容は間違いでないという認識を示しているんですよ。教育委員会も事務ミスをしていないという認識でいるんですよ。当然ですよ。副町長が自分の職権でやれって指示したわけですから。教育委員会に事務ミスをする人がいるわけじゃないわけです。いるはずがないわけです。副町長も間違いが自分で発見したというんですから、間違った人が別にいるということですよ。じゃあ、誰がこの事務ミスを犯したか。町長ずっと今まで事務ミスをした、事務ミスだって言っているんですけれども、誰が事務ミスを犯したか。それを町長に質問をいたします。誰が事務ミスをしたんですか、これ。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

当時、指名審査委員会の決裁が上がってきた際、私のほうも承認の印を押しております。その際、私のほうでは正直分からなかったんですけれども、後日、副町長のほうから、委員長のほうから、こういう手違いがあったという報告を受けまして、そのミスについては修正するのが当然だろうという判断をしたところでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

事務ミスをしたと言うからには、誰か事務ミスをした人がいるわけですよ。それは、たださなかったんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

ただすというよりも、ミスは直すべきというところで、その事務のミスについては委員会の判断だというふうに私としては考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

委員会ではそう判断していないということが、今、分かったわけですよ。 じゃあ、誰が、誰さ聞けばいいんでしょう、これ。副町長に聞けばいいんで すか。じゃあ、副町長に聞きましょう。誰がミスを犯したかというのを。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

1回目の審査委員会で、入札審査委員会では、ただいま課長等申し上げましたとおりの協議で決定しておりましたが、その後、決定後、私のほうで私が、この現在の2回目の修正したところの文言を協議するのを忘れたということで、私の事務ミスということで、気持ちは1回目のほうにはその点を入れたかったんですけれども、その辺大事なところを忘れたということで追加訂正させていただいたということでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

審査委員の人たちが結論を出したのを、あなたが間違いだと判断したということですか、つまり。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答え申し上げます。

1回目の協議が終わりましてからの決裁が委員会のほうから上がってまいりますが、その時点におきまして、やはり私どもの意図する、町として意図します、先ほど申し上げました地元業者の育成等スムーズな工事を遂行するには、やはりこの文言を追加するほうが明確になりますので、その辺を誤ったということで委員会のほうに私から指示したところでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

間違ったか、間違っていないかを聞いているんですよ。あれは間違ったんですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

1回目の結果につきまして、決定につきましては間違いではございませんが、それを補完する意味での正規な文書としてはちょっと不足であったということで追加いたしました。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それは訂正でしょう。後になって、後になってそういうふうに気づいて やったということ、直したということでしょう。訂正ではないじゃないです か。方針の変更でしょうって言っているんです。後になって、こうやればい いと思ったと。それで気づいてそうしたという、そういう話なんでしょう。 最初からそう思っていたんだったら、最初からやればいいだけの話で、後に なってそういうふうに思いついたと、そういう話なんでしょう。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

そう言われますと、ちょっと言葉が濁りますが、そうなるかと思います。 後で気づいたということになります。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それが問題なんですよ。そうすれば訂正じゃないじゃないですか。皆さん 訂正、訂正って、訂正の文言で逃れようとしているんですけれども、実際は 違うでしょう。やった後で、しまったって、こうやればよかったって、そう 思って後になって気づいて直したということですよ。それを訂正と言うん じゃないですよ。それは町の考え方の変更なんですよ。それが私、問題だと 言っているんです。どうですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

訂正の概念につきまして、ちょっと私のほうでは解釈し間違えていると思っております。あくまでもこちらはそういう概念をなくして、ただ明確にこの文言を追加することによって訂正という立場で修正させていただきました。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

だってあなた、自分の職権で教育委員会に条件の変更を指示したって言っているんですよ。訂正と言ったり、変更と言ったりしているじゃないですか。そこはどう思いますか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

要件の変更になったということは、要件の変更が、何ていいますか、類推 されるようなことになってしまいましたけれども、私のほうでは、私の職権 で行いましたことは訂正ということで、私はその当時考えておりました。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いずれ、事務ミスではないですね。事務ミスと言ったことが、これは本当、真意ではないんですね。そこを確かめておきます。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

事務ミスではないということではございますけれども、何ていいますか、 審査委員会のほうに係るべき文言の中で、それが反映されなかったというこ とは広義においては事務ミスの部分も入るのかと思います。 (「意味が分か らない」の声あり)

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私の聞いているのは、訂正だとか事務ミスだとか、そういうのは真意では ないんですねって聞いているんですよ。何で事務ミスなんだこれ。

これじゃあ時間を食っているだけですので、次に進みます。

それじゃあですね、入札指名審査委員会のことについて質問いたします。 これは最初に質問するのは、委員会で審議して決定したものを委員会にかけ ないで委員長独断で勝手に変えることができるか。この問題です。

これ、できると思いますか。もしできるとしたら、その根拠、理由を示して説明をしてください。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

審査委員長の権限は、まず審査委員会の開催いたしまして、その議題を総理するということにやっておりますが、私の単独で訂正を、追加訂正したことに関しまして、審査委員会のほうに上げなかった、3日後の審査委員会において事後報告と後追いになってしまったことは大変反省しなければならないところだと思っております。確かに、私が委員会に諮らずに指示したことにつきましては、越権行為に当たると思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あなたは権限がないんですよ。それをどうして独断でやるんです、これ。 これ越権行為ということを認めますか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

審査委員会は委員の総理によって決定される議題については審査は委員の 総意に基づいて決定されます。そのことにつきまして、それ以外に私が今回 独断で訂正を命じましたことについては、間違いであったというように思い ます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

審査委員会に命じたんでないんだよ、教育委員会に命じたのよ。教育委員会に何の権限があって、あなた指示することができるんですか。そのことも1つの問題です。私が今言っているのは、最初に言った質問は、入札審査委員会を開かないでどうしてこれがあなたが独断でやれるかという話なんですよ。さらに越権行為は、教育委員会に指示したということも、これも越権行

為でしょうと言っているんです。どうですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

教育委員会に指示したということにつきましては、1月のその時点で既に入札の公告が始まっておりまして、その公告期間が伸びますと、(「そういうことじゃない、そういうことを質問しているんじゃない」の声あり)私はその時点では公告が始まって、それをその中で、JVの方々、2者の結成がなされることになりますので、それが早く指示をしないとその自主結成に影響が出ると思いまして、公告の訂正を指示したというところでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

ですから、公告の指示を出したことがあなたの権限でないでしょうと言っている。その以前に、さらに大問題は、公告を訂正するという権限が、判断があなたにありますかというのが、最後に私はそれを責めたいと思っているんですけれども。それもないし、その手続を、公告を出す通知をしなさい、業者に、そういうことをあなたが指示したということが、これはあなたの権限、職権にありますかって言っているんです。ないでしょう。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

そのとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あなたには職権がないんですよ。あなたはこう言っているんです。私の職権で、私の職権で入札条件の変更をするように教育委員会に私の職権で指示したと言うんですよ。あなたの職権はどこにあるんですか。あなたには職権ないでしょう。誰が与えた。法令が与えているか、それとも指名審査委員会が総意であなたに権限を与えたんですか。自分一人でやっている話でしょう。どこからも与えられていないよ、あなたは、職権は。ところが、私の職権でつて言っている。私の職権で代表者の要件を変えることを教育委員会に指示したって言っているんですよ。また議会で答弁しているんだから。そういう権限があなたにはないと私は思うんです。それがあるという根拠をここで示してください。それが私の質問ですよ。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

確かに権限はございませんでした。審査委員会の決定されたものを追加訂正するということで、そこを直すのはやはり委員長としての立場かなと思って判断しまして指示したということでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いやいや、最初から言っているでしょう。委員の皆さんが全員正しいって 言っているんだ、あの要件を。その要件をあなた独りで、それ違うと訂正し なければならないって、そうやって判断をして教育委員会に指示したわけ よ。これがあなたの職権でできるかって私が聞いているんです。できるん だったら、できるの根拠を示してもらいたい。ここで。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

私の単独での職権で行うことは規定等、要綱等にないものと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

こういうことで、この件が仕上がっていったわけですよ。町長はおら知ら ねえ、おら知らねえって言っているけれども、誰それ信じますか。職権のな い者を、これによって行われたこの件に関して、町長どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

この件に関しては、指名審査委員長である副町長からその都度、ご相談は受けております。ただ、委員長としての判断を私は尊重したと、そういうつもりであります。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あなたはそう言えば、一応逃れられると思っているでしょうけれどもね。 それじゃあ、その法的な話に入ります。

町長、これね、事務ミスであれ、訂正であれ、変更であれ、これあれですか、法的に言って1回目の要件を示した後、2回で変更をして、相手に対して入札権の侵害を与えて公正を害したわけですよ。これが法的に見て許されるものだと思いますか。私はできないと思いますよ。法的に見て。つまり、

刑法といわゆる官製談合防止法と2つに私は引っかかると思っているんですよ、これ。私はそう思っています。それで、町長はこれは法的に引っかからないんですか。何だかんだ言ったって、相手に入札機会の、入札に関してですよ、公正を害しているんだ、これ。入札権の侵害をしているじゃないですか。こういうものが法的に通りますか。そこを、法的判断を町長はどう考えているかちょっと説明してください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

私は法律の専門家ではございませんので、その部分に触れることはできないと思っております。すみません、もう一度、もう一つの質問をお願いしていいですか。(「何」の声あり)その法律の観点のほかに、もう一つ何か。

6番 (清水欣也)

1回目通知してさ、そして相手にその気にさせておいてさ、自主結成だか ら駄目だと言っているんですよ。自主結成のつもりをさせておいてさ、5日 経ったっけ、いやあの要件間違えましたと、訂正しますと出したわけだ。何 だかんだ屁理屈言うけれども、訂正したって公文書で出しているんだよ、皆 さん。訂正ということは、前のやつが間違ってやったということなんだ。訂 正の根拠は、前提には必ず間違いがあること。したがって、間違いなければ 訂正する必要がないこと。これが訂正の決まりなんですよ。訂正しますって 書いてある。その結果どうなったか。相手は今組もうとして頑張っているの を、やれなくなっちゃったわけ。そういうことを与えておきながら、訂正 だ、訂正だって通りますか。皆さんこの問題を見たときに、当然、法律に 引っかかるか、引っかからないかは問題になるという、そういうところから 始まったんでしょう、これ。だから当然自分たちはみんな法律を調べている はずじゃないですか。これが生きるか、生きないか。だから、私は専門家で ないって、私だって専門家じゃないですよ。私は専門家ではないのでその答 弁にはいたしかねますなんて、そんな話ってあるかって。じゃあ、これに対 して答弁をできる人はおりますか。助役できますか。総務課長、やる。当然 これはね、あなた方、当然これはちゃんと調べた上で思い切って突入したん でしょう。越権行為までもしても。だから、これ法律で引っかかると私思う んだけれども、どうですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

その段階では、先ほど申し上げましたとおり、公告が開始されまして大変 心理的にも、気持ち的に早くやらなければならないというところで調査する というところまで行かなかったのが現実でございます。それによって、単独 で、独断で走った、走ってしまったということで、時間のなさから致した行為でございます。法律に触れるかどうかというところは、なかなか本当にいろいろ判例なりもあるでしょうけれども、その辺につきましては意識的にはなかったものでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

刑法の96条の6、それから官製談合防止法の8条、こいつにもろに引っかかってくるじゃないですか。

それじゃあ、次に入ります。

時間がなかったからです。時間がなかったからということについて、問題にしたいと思います。

時間がなかったからと言ったって、審査会何時間かかると思います。皆さん、毎回やっているでしょう。審査会1時間かからないんですよ。長くたって40分ぐらい。大体それで終わっているんですよ。これで何で時間がないって言うんですかね。この40分がとても待ち切れないほど、今後以降の事務の流れが必要だったんですか、時間が必要だったんですか。そこの辺り、ちょっと説明してください。たかだか30分か40分なんですよ、長くて。それが時間がないと言えるかどうか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

最初の公告になりましたのが1月の15日火曜日でございました。それから私が気づきましたのが週末でございまして、もう公告して業者さんのほうには通知が出されているということが分かりまして、それは早く訂正しなければいけないなということで土日も挟んでおりましたので、月曜日朝にその次長のほうに伝えたということで、それが時間がなかったという意味でございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

何で持ち回りをしなかったんでしょう。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

書類の訂正につきましては、私が教育委員会のほうに指示した後に、起案 文書が上がってまいりますので、その時点で公告の訂正を既にしておりまし て、その決裁になったものが町長部局のほうに上がってくるということであ りましたので、持ち回りはできなかったということでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私が言うのは、審査委員会になぜかけなかったかということに対して、あなたが時間がなかったからと言っているんですよ、今まで。だから何でそれ持ち回りを、30分しかないのに、30分ぐらいしかかからないのに、なぜそういうことになるのか。それから、持ち回りをすればいいのに。ほかのほうの、県の市町村の要綱には時間がなければ持ち回りをすることってちゃんとついているんだよ。そういうようなことを、なぜしなかったかって聞いている。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

その時点におきましては、そういう持ち回りということが正直頭に浮かんできませんでしたので、指示によって公告を修正するということだけに頭が回っていたのだと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いやいや、持ち回りしないというのはこれ決め手ではないですけれどもね。ただ、あなたちゃんとほかの誰かに相談しに行きませんでしたか。相談しにちゃんとほかの人さ行っているでしょう。だったら、何で審査委員会、ほかのところに相談に行くけれども審査委員会に相談する暇はなかったんだ。これもまたおかしい話じゃないですか。どうですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

ほかに相談しに行ったのではないかということですけれども、ございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

これもまた、行ったか行かない、その事例があったかどうか、これまた水かけ議論になるんで、これはこれで終わりましょう。

それで、委員会を開かなかったのは、これはあなたの意向で開かなかった んですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

私の意向でございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

審査委員会を開かなかったのも、あなたの越権行為ですよね。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

そのとおりでございます。

6番 (清水欣也)

町長、何ですかこれ。何も、ルールもなにも、へったくれもないじゃないですか。これでこの問題を進めたんですか、これ。町長。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

この件に関しては、指名審査委員長である副町長が権限を持っていると私 は思っておりますので、その報告に従って決裁をしたということでございま す。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あのね、あなたはみんなそう言うけれども、最後のあなたの、最後の決定 はあなたの責任なんですよ。人ごとのような話をして。ある全体のうちのこ の部分だけが指名審査委員長に任せているのであって、あとは全部あなたの 責任ですよ。そんな言い方して恥ずかしいと思いませんか。どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、そういう意味では私の全てのところに目配り、そういうところに 配慮が足りないというのは重々ご指摘のとおりだと思います。今後、こうい う事例がないようにしっかり監視というか、見ていきたいと、このように 思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

審査委員長の権限というのは、委員会を招集して、それを審議を取りまと

めて、その結果を町長に報告をする。これまでの権限しかないんですよ。 それじゃあですね、こういうことを質問いたします。

地元業者に頑張ってもらいたい、それから地元業者の育成のため、それから地元の業者に責任を持って工事を施工してもらいたいから、代表者の要件を変更したと言っているんですよ。

それで質問ですけれども、どうして地元業者に頑張ってもらうためには秋田組の業者、つまり、能代山本に本店がない業者を外さなければならないんですか。これを代表者からなぜ外さなければならないのか。地元の業者に頑張ってもらいたいために、なぜ秋田組の業者を代表者から外れてもらわなければならないのか。

それから、地元業者の育成のためには、どうして秋田組を代表から外さなければならないのか。

それから、地元の業者に責任を持って工事をしてもらいたいためには、どうして秋田組の業者から下りてもらわなきゃならないのか。この辺りが分からない。

秋田組がいようと、いまいが、みんな代表者になっているじゃないですか。代表者になれない地元業者はいないんですよ。みんな指名しているんだ。A級業者を。それで、足りなくてB級業者も指名しているんですよ。さらに、単体指名をやめて、JVにしたわけです。全部これ地元業者のためなんだ。それをなぜ、秋田組を下ろさなければ地元業者のためにはならないのか。理由立ちますか。全部指名しているんだ。代表者にみんななっているじゃないですか。評価点数の高い業者が、子供になって自主結成をしているんだよ。A級業者さえ。それがどうして、それで駄目なの。それで何で業者から、秋田組の業者から下りてもらわなければ地元業者の育成にならないの。この辺りを説明していただきたい。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

なぜ秋田に本店のある、本社のある企業を外すのかという点につきましては、今回のこの工事が自主結成する中で、私どもはできれば能代、山本の業者さんを大事にするという気持ちは最初からございます。それでA、Bということにしておりますけれども、できれば私の考えでは、その能代、山本の業者さん外れたといいますか、結果的にそうなってしまいましたけれども、その方も自主結成の中では主体は取れないわけですけれども、JVには参加できると思っておりますので、その点は全て外したというものではないと、ちょっとこれもまた理由にならないようなことかもしれませんけれども、そう思っております。

あと、何で地元なのかと言いますと、やはり地元企業さんのほうからは、 能代、山本の事業主さんからは、やはり災害等あった場合、非常に協力して もらう要素がございます。それに、そこで働く町内の方々もたくさんおりますので、やはりその中では税金も、法人税も町民税も納めていただいているということのような観点からも、やはり地元業者は大事にしていかなければならないというようなことで考えておりました。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

地元企業の優先というの、それをそのつもりでやるんだったら最初からや ればよかったじゃないですか。そうじゃなくて、今までどおりやってきた、 そのままやったわけでしょう。それでいったら、何日かしたら、いやいや気 持ちが変わりました、これが駄目だって言っているんです。あなた方がそう いうふうなつもりで考えていたんだったら、なぜしませんか。やればいいだ けの話だったんですよ。それで、いや私方は実はそのときにもうそう考えて いましたって、誰がその心の中をどうやって証明しますか。その時点で、実 はそう思っていましたって。なんか証明できるんですか。その心の中を。こ ういうふうに秋田組から遠慮してもらうことにしておりました。あるいは、 委員会でそうすることに話合いをすることにしましたという、そういう事実 があれば事務ミスであったということができますよ。だけれども、何もなく て、こうやって決めますって進んだものが後になって、いや実はこうやるこ とにしましたなんて、それは後になって自分たちの都合で考えた話でしょ うって言っているんだよ。これが恣意的な変更ということなんだ。だからこ れを談合防止法で禁止行為として禁止されているんだ。それをあなた方は、 あえてそこさ向かったっていうことで、私はいつも言っている、越えてはな らない壁を越えてしまった。そういう表現でしゃべっている。つまり官製談 合を皆さんやっちゃったということよ、早い話が。そう思いませんか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

裁判のほうはちょっと言いかねますけれども、その辺については分かりませんけれども、やはり全てボイコットしたということではございませんので、参加は可能な部分もありますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

それで、それを証明することができるかという質問でございますけれど も、審査委員会の中での調書みたいなものはございませんので、証明するこ とができません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いや、あなたが言っているから、あなたが言っているその心の中をどうやって証明するんですかって聞いているんだよ。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

ちょっと私の説明不足のところがあると思いますので、なかなか詳細な中身を、私の頭をさらけ出すような、思っていることを出すようなことはなかなかできないかと思われます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

もう何分あるんでしょうか。(「時間もう30分あります」の声あり)はい、分かりました。

自主結成だから、参加こうやって、こうやって条件を変更しても参加できるものとあると思う、一部参加できるものもありますって言うけれども、一部参加できないものもあるでしょう。参加できなくなった業者もいるでしょう。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

参加できなくなる、指名が9者でしたので、最高でも組めても1者余るということで、結果的には1者残るというような判断はなります。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

そうじゃなくて、この代表者の要件を変更したことによって、よって入札 の参加資格が奪われるという業者が出てくるでしょうって言っているんです よ。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

これはあくまで自主結成でございますので、主な、自主結成でございますので、その辺の組み合わせについて町としてはなかなか関知できないところでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いや、ここ大事なところですからね、私も強調したいと思いますけれど

も、自主結成だからできない。あるいは自主結成でもできない。そういうことなんですよ。これ、総合評価評定値ってありますよね。これは960点を今回そのボーダーラインにしたんですけれども、この関係でN建設は親になれないんですよ。なるなって言っているから。途中でなるなと言われたから、仕方なくならないわけです。ところが、じゃあ子供になれるのかといえば、なれない。総合評定値のために、なれないんですよ。

それからもう一つの、これ名前言うなって言うから、H会社は、1者しか子供になれない。親にはもう100%なれない。なるなって言っているんだから。じゃあ子供になれるのかって、子供になれるのは1者だけの子供にしかなれない。完全に入札権を制限されたわけですよ。そういうことをして、そういうことをして、あなたはいいんですかって。後で考えて、ああやればよかったって思いついてやった結果、そういうことになったわけですよ。そういうことが法に照らしてできるかっていうのが、今回の一番の焦点なんですよ。それもですよ、職権のないものを使って、みんな進めていってさ。それですみませんでしたって、一言で済ませるんですか、町長。これは何らかの責任があると思いますよ。町長、どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

議員ご指摘のとおり、いろいろ不備はあったものと十分認識しております。その辺りを含めて、今後どこに責任の所在があるのかも含めてちょっと協議をさせていただきたいと、このように思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

あのね、今回のその地元に入札機会の拡大とかなんとかって言っておりますけれども、JVにした途端に、単体工事は別ですよ、単体工事じゃなくてJVにしたためにどういう問題が起きたかというと、地元業者優先って入札機会の拡大なんて言っているけれども、JVにした途端に1者が必ず入札から外れることになったでしょう。

それから、今回の代表者の要件を変えたことによってどういうことが起きたかというと、秋田組があと入札できないわけだ。それでそれが、助役の言う話を聞いていると、いやいや自主結成だから子供になればいいじゃないっていうことですよね。じゃあ、子供になったその結果どうなりますか。秋田組も子供になれば、地元業者が子供になるべく地元業者が外れなければ駄目だ、押し出されてしまう。何が地元業者の入札機会の拡大だ。逆でしょう。そう思いませんか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

今、ご質問の件に関しましては、あくまでもこちら側としては自主結成という意味で、そこまで入る余地がないと思っております。ということしか申し上げられません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それをね、みんな想定をして危害を、制限を、権利を侵害するか、しないのか、制限するのか、しないのか、そういうことを決めて、それから大なたを振るうのであれば話は分かるけれども、全然その辺り、全然吟味していないじゃないですか。あのね、外された2者のうちの1者が言っていました。これ告発の問題が出たんですよ。何で告発の話が出なかったかというと、三種町でもだと、「おら方、非常に面白くないけれども、審査委員会で審査して決定したことだべから、そうなったとすれば、そうであればおらもう何とも言えない」とこう言っているんですよ。何も開かれていないじゃないですか。そうやって泣き寝入りしたわけですよ。いや、地元の業者に頑張ってもらうのはそれは越したことない。それは結果の話で、わざわざ違法なことまでしてそこさ向かう必要はないでしょうって言っているんだよ。

次の質問に入ります。

地元業者に責任を持って工事の施工をしてほしかったから、それで要件を変更したと。これはどういうことですか。秋田組がいようと、いまいと、代表者になっていようと、なっていまいと、責任を持って工事をすればいいじゃないですか。秋田組がやれば責任を持ってしっかりした工事ができないんですか。あくまでも代表者になっていれば、秋田組が。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

秋田に本店のある、本社のある企業も十分評点の優れた会社でございます ので、そういう工事の責任については確かなものであると認識しておりま す。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

だからさ、なにもその秋田の業者を除かなくたって、はじかなくたって地元業者で頑張って責任を持って工事できないのかと。関係ないでしょう。と言っているんです。そういう質問なんです。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

ただいまのご質問は、ある意味から言ってそうでございます。そこは間違いございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

だからね、何とかしてこいさ屁理屈をつけて、この要件変更を正当づけようとしている、ありありとしているわけですよ。こういうことまでしなくたって正面から突破すればどうだったかって、こんなの屁理屈を並べてさ、今の話だってそのとおり。町長、どうですかこの今までのあなた方が言い逃れの姿勢、これについてちょっと弁解でも何でもいいですから、ちょっと言葉を発してください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、一連の手続について疑念を抱かせたということは十分反省しなければいけないと、このように思います。今後は、それこそ疑念を抱かせないようなしっかりとした判断を厳しくしていかなければいけないと、このように思っております。その辺りは、今後担当の指名審査委員会ともいろいろ協議しなければいけない部分かと思いますが、やはりこういう途中での変更というか修正、訂正、そういう部分に関しては、いろいろ後ほど疑念を抱かせる案件になりますので、今後は初めの段階でしっかりとした業者指名を心がけるように、そして要件の設定をするようにやっていきたい、やってほしいと、このように思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それじゃあ、最後に手続上の問題に入ります。

この今回の一件では、1回目と2回目の手続が全然違っているんです。皆さん、どう思ったか知りませんけれども、1回目の途中から手続が始まっているんだ。普通どういう順序で進むかというと、まず、教育委員会が町長部局に対してこうやってください、ああやってくださいって、指名業者を示してください、それからあとその要件を示してという依頼文書を出す。そうすると、それに従って指名審査会を開く。指名審査会が町長に報告する。町長が教育委員会にその結果を報告並びに指示をする。そこから、そこから教育委員会が手続を始まるわけですよ。ところが、今回の場合、2回目は前段が何もないわけ。書類がない。直ちに教育委員会から始まっている。だから、今回の責任は全て教育委員会が全責任を負うという形になる。書類上は。それでいいんですか。それで質問なのが、町長、この今回の事件は町長部局に

責任があるんですか。事務管理の責任があるんですか。それとも教育委員会 にあるんですか。どっちなんでしょう。まず、それが質問です。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

建物の建設の件でありますので、一番大きな責任は町長部局にあると私は 思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

建物を建てるときの発注工事のその前段があるでしょう。今、私が言ったようなです。この一連のこれが誰に責任あるんだろう。この代表者の要件の変更も含めて、この一連の出来上がるまでの、この事務のこれはどこに責任があるの、事務所管上の責任があるかって、それを聞いているんです。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

先ほど来、答弁申し上げておりますが、変更の指示、委員会の開かずに審査委員長として無断に指示したことにつきまして、それをもって教育委員会のほうで公告の訂正をした、そういう意味からして町長部局のほうが責任が重いと思っておりますし、それにつきましては私に重大な責任があった、瑕疵があったものと思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いやいや、そういうことじゃなくて、この事務体制上どっちが責任を持って事務を進めていかなければならないのかって、これからも今までも。そういうことを聞いているんですよ。そもそもこの一連の事務というのは、どこが責任を持って進めるべきものなのかということを聞いているんです。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

教育委員会の事務に、こういう契約に関しましては、教育長の契約の権限 というのは教育委員会のほうでは50万円以下でございますので、それ以外 の全ての契約につきましては町長が決裁権者となりますので、こういう全て の最終的なところは町長部局が持つべきと思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

当然ですよ。それが教育委員会に、げたを預けるような発言も出てくるから、これはおかしいなと思って。

それで、最後になると思いますけれども、監査委員に質問いたします。

田中代表監査委員に質問いたします。この問題は、平成31年の3月議会から、それから新聞報道から、その後の議会から、いろいろ問題になってきました。非常にいろんな方面から関心を示されてきたんですよ。そういう動きもありました。それで、当然監査委員もこの結果に、この事業に関しては何らかの関心を示して、その監査をしているはずだと。あるいは、するべきだと、そういうふうに感じていたわけです。それで質問ですけれども、この件に関して、監査をされたんでしょうか。されてきたんでしょうか。もし、そうだとした場合、どのような問題があったか。あるいはなかったのか。それをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

代表監査委員。

代表監査 (田中金光)

委員 この問題については、監査は実施しておりません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

これは監査の値に資しないという考えでやらなかったんですか。それと も、何かの理由でやらなかったんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

代表監査委員。

代表監査 (田中金光)

委員 これに関しては、先ほども私、壇上で申し上げましたとおり、清水欣也さんと町長並びに指名審査委員会と、まだ審議の継続中ということもありまして、その段階で我々が何ていうか、言うということはやっぱり非常にうまくない。ということで、しばらくの間はその、いわゆる欣也さんと町、指名委員会の動向を見ながら判断していきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それでは、今、今日もこのような展開になりました。これ以降、改めてその今回の入札の問題について、監査に入るつもりはないでしょうか。ぜひ個人的には入っていただきたいと思うんですけれども、代表監査委員にはそのお気持ちはないでしょうか。

議 長 (金子芳継)

代表監査委員。

代表監査 (田中金光)

委員 議員一番よくご存じかと思っておりますけれども、議会または町長からの 法に基づいた監査請求等々があれば、うちのほうとしては監査をするか、し ないかのその検討はさせてはいただきます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いや、監査委員の道がいろいろあるわけですよ。我々の要請もあるし、知事、町長もあるし、監査委員自らもあるわけですよ。ですから、監査委員自らこれを監査するお気持ちはないんでしょうか。それを問うているわけです。必要であれば、必要であれば我々もその行動を起こしますけれども。いろいろある、その監査の手段のうち、あなたが、あなたたちが考えるそのお気持ちはないのかという、それを問うているんです。これから検討するでもいいですよ。これでも合議制ですから、これは。監査委員の行動は合議制ですから、お二人でこれから検討するでもいいですよ。そういう答弁はないでしょうか。

議 長 (金子芳継)

代表監査委員。

代表監査 (田中金光)

委員 お答えいたします。

先ほどからも何回も申し上げておりますとおり、やはり議会並びに町長等々から監査委員に対する請求が上がってきた場合には、それに対して誠実に対応させてもらうと、そういう理解で思っておりますので。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

ぜひやってくださいよ。この監査委員に対する質疑はこれで終わります。 最後に、この代表者の要件の変更の最終目的は、秋田組の2者を入札から 排除するという目的しかないじゃないですか、今回のは。今までいろいろ意 見を述べてきましたけれども、これしかない。私はそう思っているんですけ れども、町長いかがですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

この件に関しては、前にもお答えをしていると思いますけれども、やはり 先ほど副町長が申し上げましたとおり、地元企業の育成だとか、そういう広 い意味での地域貢献、地元貢献、そういうのを考慮しての判断だと私は思っ ておりますので、それに対しては副町長と意見は同じでございます。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

このようなやり方を通して、いろいろ権限のないことをやったり、いわば 理由が薄弱であったり、言ってみれば虚偽の発言であったり、今までね。そ ういうことが分かったわけですよ。だから、これはこのままでは私は三種町 のこの執行のやり方が、これでよしとするわけにはいきませんよ。これは何 らかの責任問題が生ずると、そう思いますので、町長先ほどの発言どおり、 その検討をすべきだと、責任の所在を私ははっきりすべきだと、そう思いま すけれども、町長いかがですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この件の大きな一番の責任は、最終には私にあると思いますが、今回の一連の手続、その他の責任に対してしっかり精査して、処分を含めいろいろ協議してまいりたいと、このように思っていますのでご理解をお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

以上、終わります。

議 長 (金子芳継)

6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の発言を許します。9番、成田光一議員。

9番 (成田光一)

それでは、さきに通告してあります点について、質問をさせていただきます。

我が町の保育園・幼稚園の在り方についてということで質問させていただきます。

さきの11月の26日、全員協議会の場において、今後の小・中学校再編 について方向性を示す説明がありました。

また、三種町小・中学校の在り方検討懇談会の意見書の中では、学校と地域との密接な連携・協力や、幼・保・小の連携が大切であると提言をされています。そして新たに、三種町子育て交流施設の整備計画の説明もありました。今後の児童数の減少が顕著な状況にもあります。

これらを鑑みたとき、我が町の将来を担う子供たちの教育環境の整備は、まさに待ったなしの状況にあると言わざるを得ないのではないでしょうか。 保育園・幼稚園の在り方も、もっと掘り下げて議論されるべきだと思います。

そこで質問です。

昨年の3月議会の質問でもしておりますけれども、鵜川保育園と浜口保育園の統合について、町としてどのような考えでいるのでしょうかお聞かせく

ださい。

整備が計画されている三種町子育て交流施設への子育て支援センターの移転によって、金岡保育園の森岳保育園への合併時期はどうなるのでしょうか。

当町には、町経営と民間経営の保育園があります。今後の在り方としてどうあるべきかと思っているのでしょうか。考えをお聞かせください。

八竜地区には、保育園と長い歴史のある幼稚園があります。旧八竜町時代には幼保一体化について議論されたこともあります。この幼保一体化についてどのような考えを持っているのでしょうかお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、9番、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、鵜川保育園と浜口保育園の統合についての町の考えでございますが、両保育園につきましては、いずれも設立から40年以上が経過しており、施設全体の老朽化が顕著となっております。

また、今後さらなる園児数の減少が予想される中で、三種町のこれからの時代を担う子供たちが、健やかに成長できる保育環境を整えるためにも、鵜川保育園と浜口保育園の統合は必要なものと考えております。

2点目の、三種町子育て交流施設への子育て支援センター移転と、金岡保育園と森岳保育園の合併時期についてでございますが、計画どおり子育て交流施設の整備のための改修工事が令和3年度に実施され、令和4年度供用開始となりますと、森岳保育園の子育て支援センターを保育室として利用することが可能となります。この場合、新たに約24名の保育が可能となりますので、全体的な保育スペースを鑑み、金岡保育園との統合は可能であると考えます。以上のことから、準備期間を考慮しても、令和5年度には統合が実現できるものと考えております。

3点目の、町経営と民間経営の保育園の今後の在り方についてでございますが、県内の状況を見ましても、公立保育園の運営に係る財政負担を軽減することなどを理由に、公立保育園の民営化が進んでおります。本町では、これまで具体的な検討は行っておりませんが、将来的な町の財政運営や限られた財源の中で子育て支援策を効果的に実施していく観点からも、町立保育園の民営化という選択肢について検討する時期に来ているものと考えております。まずは、担当課において、町立保育園の民営化に伴うメリット・デメリットを整理するとともに、法人の設立や既存法人への委託といった民営化の手法等について研究を進めてまいりたいと考えております。

4点目の、幼保一体化についてでございますが、旧八竜町時代に幼保一体 化について議論し、概算設計や建設後の運営状況の財政推計などを作成し、 協議した経緯がございます。しかし、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省管轄と、国庫補助金の対象割合も大きな差があり、園児数の少ない幼稚園の建築面積が大きくなることから、建設コストも高くなる状況でありました。

そのため、幼稚園は建設後、赤字経営が解消されない見通しとなり、幼保一体化施設の整備の実現には至らなかった経緯がございます。八竜地域に幼保一体施設を建設することについては、施設整備費や運営方針等の問題もあり、現実的にはハードルが高いものと認識しておりますが、今後は八竜地域幼児教育・保育懇話会において引き続き協議してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

9番 (成田光一)

それでは、私のほうから再質問をさせていただきます。

壇上でも話しましたけれども、昨年の3月議会でも同じようなこの件につ いて質問をしております。そのときは今のその、いわゆるたつの子会の両保 育園をどうするのかということを質問したわけなんですけれども、公設民営 では、まず予算の財政面から無理でしょうという、まず町長答弁がありまし た。同じく、加賀谷課長からも答弁いただいておりまして、いずれ山本地区 の統合も絡みますけれども、八竜地区も統合するんだよということで、これ はそのとき確認しております。今日の答弁でもそういうことですので、いず れ統合に向けて進めていただけるものと理解はするわけなんですけれども、 実はこの話が、私ちょっと調べた結果、平成29年、このとき加賀谷課長の 答弁の中に入っているんですけれども、平成29年の7月の12日に、まず その経営母体であるたつの子会様とまず話合いを持たれています。そのとき はまだ建設費の関係とか土地の関係で、まだやっぱり無理だよということで 延び延びになっていたという経緯があります。そして、翌年の30年の2月 の27日、このときもまたたつの子会と話合いの場を持っておりまして、こ のときたつの子会様のほうから仮のまず概算設計というものを自前でつくっ てきて、じゃあそれをやるとき補助金はどうなるのかというお互いの話合い がその場でされているということも、これ加賀谷課長からの当時の答弁で見 るとあります。

こんな状況で、実は先日の8月の25日、今年の8月ですけれども、その全員協議会でこの両保育園の統合計画の説明がありました。提案が不備ということで、議会側から指摘されて、私はそのまま取り下げられたのを記憶しております。その後何もこの件について説明がないわけなんですけれども、今回、当然12月議会で何らかのアクションはあるものかなというふうに私は思っておりました。結果として、昨年の3月から今日まで約1年9か月、

この件に関してはまず何も進んでいないというふうに理解せざるを得ないわけなんですけれども、この間、関係する間でどういう話合い、1年9か月間どういう話合いを持って進んできたんでしょうか。ちょっと分かる範囲で教えていただけますか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

8月25日の全員協議会におきまして、たつの子会保育園の統合保育所の 建設、これを皆さんのほうの全員協議会でご説明したわけでございますけれ ども、あくまでもたつの子会さん側の希望を取り入れて町が財政支援すると いう、具体的な何ていいますか、町のビジョンもない、詰めも甘かったとい うことはこちら側でも反省しておりまして、現在、土地とか建物の面積と か、それからもちろん園児数の見込みなどにつきましても、今後ちょっと精 査させていただきたいということをたつの子会さんのほうと話してございま す。それと含めまして、八竜幼稚園さんのほうも、我々にもということでご 希望がございましたので、八竜地域の幼児教育・保育についての懇話会とい う会を設立いたしまして、八竜地域の今後の幼児教育・保育についてはどの ような方向性でということを一度話し合っております。もちろん、今後も必 要に応じて随時開催していくわけですけれども、八竜地域はもともと全て民 間でございますので、町が主導してああしろ、こうしろということ自体は ちょっと無理な状況下にございますので、自主的な活発な意見交換の中で今 後の幼児教育・保育の在り方についてを話し合っていきたいというふうに考 えておりますので、またそれにつきまして、たつの子会の保育所につきまし ても今後、再度詳細を町とたつの子会さんのほうで検討いたしまして、その 時期が来ればまた皆様にご説明をしたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

保育たつの子会様と八竜幼稚園のほうとの懇話会をまずつくったと、今初めて聞いたんですけれども、まずそういうことを、まずやって前に進んでいるという理解でよろしいですよね。そういうことであれば、なおさらのこと今まで、私が質問してから1年9か月、最初この29年7月からというと約3年ですね。非常にやっぱりこれ長い月日がたっていると思わざるを得ません。いろいろ議論している割には、何も進んでいないというふうにしかちょっと私としては思えない。指摘させていただきます。やっぱり今後の在り方として、もう少しそのスピードを上げる必要があるんではないかなと思います。その辺、皆さん当局として、その懇話会の中でどういう話合いがあったか説明できる範囲でお願いできますか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

八竜地域の幼児教育・保育についての懇話会につきましては、経営者の皆 様、いわゆるたつの子会の理事長さん、それから理事であります鵜川保育園 の園長先生、あと八竜幼稚園の見上園長、八竜保育園の見上園長、この方と 私と担当の者がメンバーとして1回開催されております。今後も開催する予 定ではございますが、何分、全て第三者でもなくて、経営者の方々の今後の 方針ということで伺っておりますので、それぞれの経営について今後もこう したい、ああしたいという意見は、八竜幼稚園さんのほうにつきましては、 今後も認定こども園を目指して経営を継続して将来は認定こども園を建てた いという希望でございました。それと、たつの子会さんのほうにつきまして も、今現状、老朽化してございますし、約120名の園児を預かる身として は、やはり1つの保育園に統合して今後も保育園として、認定こども園につ いてはたつの子会さんのほうは考えていないということで、保育園として今 後も活動していくと。それで、時期が来て認定こども園についても考えると きが来れば、そのときは検討するという意見で、町としてはできれば法人の 集約とかそういうところの意見もほしかったわけですけれども、やはり経営 はこのまま続けていきたいというような、両法人の、学校法人と社会福祉法 人でございますが、法人の意向でございました。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

当然、経営母体が違うし、運営方法も違うわけですので、両者当然中には やっぱり町が入っていかないと、これ話進められないとは思います。誰に 言ってもそれはそういうことだと思うんですけれども、まだ1回目ですけれ ども、この先、2回、3回とやっているうちにまた2年、3年たつような状 況はやっぱり避けるべきかなというふうに思わざるを得ません。建物がやっぱり建物ですので、別にそれを無視してまで月日だけ議論で費やするような やり方は、やっぱり今後避けるべきかなと思いますけれども、両者、両者って変な言い方あれですけれども、両方ともこういう形で今後進めていくこと には納得しているわけなんですよね。この懇話会をこれから開きながら、今 の課長の説明ですと、認定こども園をつくりたい、こっちはこっちで認定こ ども園いらないんだよっていう2つの説明ですけれども、そういったものを 町として今後どうやってまとめていこうとしていますか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

町としての考え方としましては、保育園と幼稚園の境目は今現在、認定こども園等でなくなってきている状況下にございますので、八竜地域に2つ、

個人的な感想も含めて言いますと、2つの法人はいらないのではないかという考え、そして、1つの法人で八竜地域を子供たちの健全な育成を担ってもらうという。特に、八竜幼稚園につきましては現在7名程度の園児数でございますので、認定こども園を目指すとなると20名以上の定員が必要となることから、あまりそのはっきり言いまして現実味がちょっと薄いというところもございまして、町として、私個人的な感想といたしましても法人は1つになっていただきたいというのが私の思いでございます。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

当局としてそういう考えであれば、やっぱり何回も言うとおり時間費やさないで、そういうのをやっぱり中に入りながらどんどん進めていってもらいたいというのが私の希望です。やっぱり何といっても、子供たち財産ですので、今言うとおり子供たちがもしかしたら危険な建物の中に入っているかもしれない、私は現場見ていますけれども、やっぱり決していい状況にないことは確かですし、やっぱり今のこういう議論が出てきた時期に何とかしてやっぱり進めていかなければならないものだなと思います。

それでちょっと副町長にも質問です。すみません。

地元で住んでいる人ですし、地元のこのたつの子会、保育園のことはよく事情知っているかと思いますけれども、副町長としての考えはどうですか。 私的には今まであまりにも長くなり過ぎている、これからももしかしたらこのまま月日だけが費やして、本当に進まないまま、なんか事故起きてしまうんじゃないかという地元的な感覚でものを言っているんですけれども。副町長も地元で住んでいる人ですから、父兄としていろいろ今まで意見もあったでしょうし、その辺どういう考えでしょうか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

副町長に就任する前に、たつの子会のほうの監査委員はやらせていただいたことがあり、いろいろその当時の財政状況から、あと施設の老朽化という点は聞いております。見ておりましたし、できれば子供たちのためには直したいというのが理事長の意見でありまして、町とよく相談してやってくださいということを申し上げたつもりでございます。現実に町側に入りまして、町からの入っている組織執行部のほうからの現在の見方としては、確かに公立、私立がございますので、法人的な法人の考えもございますが、できれば今課長が申し上げましたとおり、この少子化の時代には保育園は一本化したほうが、そして公立になるか、私立になるかはまたこの後の問題ですけれども、やはり少子化に合ったような施設なりを検討したほうがいいのではないかと思っております。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

ぜひ、副町長も今聞くとたつの子会の役員であったということを今おっしゃっていましたけれども、そういったことも含めてやっぱり事情を一番よく分かっている方だと思いますので、一生懸命進めてもらいたいというのが私からの要望です。

次の2つ目の質問のほうに移ります。

2つ目の、金岡保育園こちらのほうも合併時期が5年頃になるでしょうと、今回その三種町の子育て交流施設が計画されるということで、まずそういう話がまた急遽出てきたような感じなんですけれども、やっぱりこれも子供たちの環境、森岳保育園に今度、下岩川保育園が合併する。そこに今度、金岡保育園が合併するということで、みんなやっぱり1町に1つはということで進めることで、大いにいいことだと思います。ほかの施設のほうも、今の八竜地区の施設も含めていろいろ全施設が絡んでくることだと思いますので、最も大事なことだと思います。どうかひとつこの先進めてほしいと思います。2番については、以上です。

3番目について、1つちょっと質問していきます。

当町、先ほどから言っているとおり町営の保育園、それから民間の保育園があります。今日の町長の答弁ですと、いずれは町立も民営化していきたいという方向だという先ほどの答弁がありました。これもやっぱり真剣に議論をしていく必要があると思いますので、大体いつ頃までとか、子供のその減少ももう分かるわけですので、いつ頃までにはやっぱりこういったことを進めていきたいというものがやっぱり示されるべきだと思います。示すためには何が必要なのかは分かりませんけれども、そういう長期的なビジョン的なものが町にあるんでしょうか。なければ、これからつくるんでしょうか。どうですか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

八竜地域の幼児教育・保育の懇話会の場でも、同じ町内に公立保育所、私立保育所、混在するのは非常に私立にとってメリットがないという、こっちは公立でこっちは私立ということで、そういう目で見られるという。ちなみに、幾ら私立といってもぎりぎりの運営を強いられているという、公立並みの財政支援をしていただきたいという話もございました。そういうのも踏まえますと、また周りの県内の状況を見ましても、やはり公立保育所の民営化というのは避けては通れない問題だというふうに考えております。ただ、今現在、公務員であります保育士の待遇ですとかいろんなメリット・デメリットを整理して今後検討をしなければならない、民営化するとすれば法人を設立するのか、現在ある法人に委託するのかも含めて、職員の身分保障なども

含めて、全ての大きなかなりの問題が出てくることになりますので、いつまでというわけではございますが、今後、検討に検討を重ねて行革の一環として最終的には保育所の民営化、公立保育所の民営化に着手するということでございますので、時間は相当かかるものと考えております。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

あまり時間をかけないで進めるべきだと思います。この町立から民営に移 るということは、当然弊害もあるでしょうし、かといってそのままそれだけ を前に出してできなかったでは済まない状況がいずれは出てくる話ですの で、やっぱり将来的なビジョンでこれを進めてもらいたいし、何かでやっぱ りそれ、単なる庁内だけで議論するんじゃなくて、何かやっぱりそういうビ ジョン的なものをつくるような協議会でもないでしょうけれども、小学校、 中学校の場合はありますけれども、まずこの、こと保育園に関してはまずそ ういうものはないわけですから、やっぱりそういうことも含めて一緒に協議 できる場があるべきかなと思います。でないと、やっぱり3年、5年ってす ぐたってしまいます。当然、その間に先ほどの、例えば浜口保育園、鵜川保 育園のその建物ですよね、これも含めてみんな古くなっていくのを、じゃあ どうするのかと、自前でいつまで直していればいいのかというのがやっぱり 現場的には本音だと思いますので、やっぱりそこら辺ちゃんと先を見据え た、期日を指定しながら計画的にやることがやっぱり行政に求められる部分 じゃないのかなというふうに思います。どうかひとつ、そういう観点で進め ていただきたいと思います。

それで、先ほどちょっと認定こども園の話出ていましたけれども、本当で あれば認定こども園、これやっぱり幼保一体化の部分でいけば、本当は一番 適当な、適応する施設なんですよね。当然課長も分かっているでしょうけれ ども、なかなかそうもいかない現状があるということは私承知しています。 でも、やっぱり周辺を見ますと認定こども園つくっています。新しくつくっ ているところもあるし、近いところでいけば八郎潟のありまして、たいよう こども園、ここ分園もあって、まず書いております。幼保一体ですよね、 なっています。それからあとすごい、ちょっとついでに調べてみましたら、 山形県の金山町めごたまこども園というのがありまして、これは小さな町な んですけれども、すごい立派な子供たち、自然にとかあと動物と触れ合うと か、そういうのを全部ひっくるめて保育園と幼稚園を兼ね備えた施設なんで す。ここすごいところです。後でネットで調べてみてください。山形県の金 山町です。こういったところもやっぱりあるわけなんですよね。経営状態は よく分かりませんけれども、調べてみて無理ならまた考えればいい話でしょ うけれども、やっぱりこれからどんどん子供は減ってきます。こういう特色 ある施設があることによって、ああ、あそこでうちの子供預けてみたいなと か、そういう親も出てくるはずです。人口増えていく、そういうためには必 要な施設ということも考えられます。やっぱりそういうのを努力するべきだなと思います。現状に合わせた枠だけでやっていくんじゃなくて、こういう建物施設ができることによって人口が増える可能性もあります。どうかひとつ、含めて検討してみてください。よろしくお願いします。

あと、この保育園に関しては本当近々の課題ですので、必要であれば何とか町財政からでもその修繕費を出していただくとか、そういうことも必要かと思いますけれども、その辺町長はどう思いますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに新しい統合保育園に向けていろいろ協議をしているようです。これに対しては当然町としても支援をしていきますし、ただ、当初全協でやったようなスケジュールでは進みませんので、それまでに係る修繕、そういうところはしっかり町のほうでも応援していかなければいけないと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

どうか、何回も言いますけれども、スピードを持ってやっていただきたいと思います。その都度、子供たちは大変な目にもしかしたら遭っているかもしれませんので、そうならないように物事決めるのも期日をちゃんと決めてもらう、あとやるべきことはすぐやるということを、子供たちにもその父兄にもお知らせしていくことが大事だと思いますので、あれから3年とか、1年半とかじゃなくて、どうか進めるようによろしくお願いします。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

9番、成田光一議員の一般質問を終わります。

次に、11番、高橋満議員の発言を許します。11番、高橋満議員。

1 1 番 (高橋 満)

- 11番。さきに通告しております質問を行います。
- 1点目です。米政策について。

農水省は、21年産の主食用米の需要を均衡させるには、作況が100だった場合、20年産の生産量に比べて36万トン減らす必要があるというふうに言っております。これを面積に換算しますと、6万7,000ヘクタール程度になるという。最大規模の作付転換になるというふうにおっしゃっております。これをちょっと計算しますと、約、前年から見ると5%程度の削減率になるのではないかというふうに思っております。この作況が100という部分については、秋田県、特に105、県北105というようなことで100にほぼ近いというふうに全国では見ておるようです。

三種町では、秋田県の農業再生協議会が示す21年産の生産量を目安としてこれを参考にして示すわけですけれども、三種町の再生協議会が開催された後でないとなかなかその状況等々お話しできないかと思いますけれども、分かる範囲内で状況をお知らせ願いたいと思います。

また、県は転作に独自支援するという方向でありますと、国も上乗せをするという、かなり逼迫した状況の中で国も前向きに上乗せをする考え方を示しております。このことについては、まだ詳細については分からないかと思いますけれども、どこまで進んでいるのか分かる範囲内でお答え願いたいと思います。

次に、農業政策についてでありますけれども、これについては転作の拡大、それから米価の下落傾向、水田農業は今後ますます厳しい経営を強いられることになるというふうに考えられます。これは当然転作の拡大が起因しているというふうに考えられます。

これからは、生産規模の拡大、大型機械導入による低コスト化、水田転換、転作等を含め複合経営を進めながら経営の安定化を目指すため法人化、 集落営農化の必要があるという認識の下で、このような法人化が加速するのではないかというふうに思っております。

大規模化に伴い、新規に事業拡大するためには当然雇用が必要であります。このためには、当然、各種免許の取得者、こういう方々を優先して採用されるのではないかというふうに考えられます。

このように農業の雇用拡大を進めるためには、各種対策が必要と思われます。町にもこういう事業があるわけですけれども、その考え方、考える方向を伺いたいというふうに思います。

3つ目であります。

公共施設の個別計画の方向性についてでありますけれども、平成29年2月に三種町公共施設等総合管理計画策定しまして、その後、30年の2月には個別施設計画を作成しております。調査・分析した施設ごとの更新・統廃合・長寿命化など具体的な方向性を示し、公共施設等の最適な配置を目指すとしておりますけれども、進捗状況はどの程度進んでいるのでしょうかお伺いします。

以上、壇上での質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

11番、高橋満議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、11番、高橋満議員のご質問にお答えいたします。

初めに、米政策についてお答えいたします。

秋田県の令和3年産主食用米の生産目安につきましては、11月6日に秋田県農業再生協議会臨時総会が開催され、新型コロナウイルスの感染拡大による外出制限に伴い飲食業における米の需要が減少したことや、近年の豊作

基調の影響により主食用米の在庫量が膨らんでいることから、前年比3.7%減の39万トンを県の生産目安として設定しております。

これを踏まえまして、今月中旬に町農業再生協議会臨時総会を開催し、町の生産目安を協議する予定としており、ここでの決定を受けた後、年明けの1月中にはJA等方針作成者より、事前契約等を基本とする販売計画を加味した、生産の目安を農家等生産現場へ情報提供することとなります。

次に、転作に対する国、県の独自支援の状況についてでございますが、一部報道によりますと、国では、非主食用米や麦・大豆などへの支援を拡充するなどにより、主食用米との手取り格差を是正し、転作を促すとされておりますが、現段階では、助成単価や要件などの詳細は、まだ決まっておりません。今後、国、県からの情報が明らかになり次第、三種町農業再生協議会で検証することとしております。

続きまして、農業政策についてお答えします。

町の基幹産業である農業につきましては、生産者及び農業団体等との連携と安定農業経営による複合経営を目指し、集落営農の組織化・法人化への誘導による生産体制の効率化を推進するとともに、認定農業者や新規就農者、女性等の多様な担い手育成確保に努めております。

その中で、高橋議員ご指摘の雇用の確保については、技術革新、高度情報 化などに伴って職業能力の向上が求められていることから、町では人口減少 等を背景とした労働力不足に対応するため、スマート技術導入を推進するこ ととしております。質問の趣旨にございますとおり、農業法人、集落営農法 人におきましても農業の大規模化に伴い、雇用の拡大が必須となってくると 思われますので、被雇用者に必要とされる各種免許の取得の際は、商工観光 交流課で担当しております、資格取得支援事業の利用を検討してくださるよ うお願いいたします。

続きまして、公共施設の個別計画の方向性についてお答えいたします。

計画策定から4年目を迎える今年度は、公共施設等個別施設計画で、改修・廃止・除却・検討などの方向性を示している施設について、各所管施設の進捗状況調査を実施し、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメント統括会議を開催し、実績を把握するとともに検討状況を確認したところでございます。

計画の進捗状況でありますが、計画開始年度以降、改修した施設が44施設、廃止した施設が5施設、除却された施設が17施設となっております。

また、方向性が検討となっている施設のうち、学校教育施設については、 今後策定される学校再編整備計画に基づき見直しすることとし、各集落の集 会所施設についても、本年度末に指定管理期間の更新を迎えることから、各 集落からのご意見を伺いながら方向性を定めたいと考えております。

なお、国からは、過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を 迎えるため、計画の見直しを行うよう求められており、本町も計画5年目を 迎える来年度に総合管理計画の見直しを実施したいと考えております。 以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

11番、高橋満議員の再質問を許します。11番、高橋満議員。

11番 (高橋 満)

それでは、再質問をさせていただきます。

町の再生協議会はいつ開催し、それ以外はどの程度の前年比の目安を示す 予定になっておりますか。もし言えないようであれば仕方がありませんけれ ども、どの程度か、前年に比べてどの程度かぐらいはお答え願いたいと思い ます。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

現在の状況ですが、先ほど町長答弁でもありましたとおり、秋田県農業再生協議会臨時総会が11月6日に開催されましたので、令和3年産主食用米の生産の目安を県の発表を基に行われると思われます。県によりますと、令和3年産米目安が39万4,982トン、3年産米の需給予測が38万4,785トンとなっており、秋田県の生産の目安数量は県全体で39トンと発表になっております。

それで、県の水田台帳が12万5,722ヘクタールとなっておりますので、県の単収が1ヘクタール当たり5.75トン。面積換算しますと、6万7,826ヘクタールの県の作付目安ということになろうかと思います。

あくまで試算ですけれども、発表にはなっておりませんが、参考値ですが 比率に換算しますと53.94%の県の作付目安、主食米ですけれども、そ れに計算しますと、非主食用米比率が46.06%という計算になります。 県の生産目安を基本に町の再生協臨時総会において決定されるわけですが、 あくまで農家に提示される生産の目安数値については、JA等方針作成者に より示されるものと考え、売れる米、事前契約を基本とする販売計画が加味 された生産の目安が示されると考えております。

議員ご質問の誘導策、自主耕作については、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、まだ正式な発表が来ておりませんので具体的には分かりませんが、生産目安の実効性を高めるためにはJAと方針作成者と共通の認識を持って対応することが重要であると考えております。また、農家への方々へは方針策定者より示された生産目安に沿った計画を試算してお願いしていくこととともに、町ではこれまで産地化を推進してきた大豆や野菜、議員おっしゃるとおり複合経営を推進し、国、県の直接支払交付金を活用しながら、これまで以上に転作を推進してお願いすると考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

再生協からの目安配分は、県の3%を目安として考えてよろしいでしょうか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

町段階では、議員おっしゃるとおりの考えで今、現在進めております。

議 長 (金子芳継)

11番。

1 1 番 (高橋 満)

この今の米余りの件について、先ほど町長もちょっと述べておりましたけれども、いろいろな要因が重なっておるわけであります。その1つがコロナであったり、東京オリンピックであったり、飲食店であったり、いろいろな部分が加味されておるわけですけれども、この中にもう一つ、計画書の未提出者であったり、それから計画に加わらない方々が偽造しているというのは変ですけれども、提出する方々が少なくなってきているし、そういう部分についての町としてはどのような対応をしていくのか。

それから、それになぜそういうふうなことをするのかというと、要は水稲よりも転作のほうが収入が少ない、収量が少ない、金額が少ないという、そういうふうな考え方が多分多いかと思うんですけれども、そのためには当然複合経営をするためにも転作というのは避けて通られない部分ですので、その点について単収のがある技術的な部分もあるでしょうし、それに付随するいろいろなことがあると思うんですけれども、そういうふうなことも含めて再生協では協議するべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

ただいま高橋議員おっしゃるとおり、農家にとって水田農業の大変重要と認識しております。強い経営体を持続するためには、高橋議員おっしゃるとおり、水稲プラス高収益作物の複合経営が不可欠であると考えております。そのために今現在、何が必要なのか、どんな作型体系でいいのか。次に、基盤整備はどうなのか、排水対策はどうなのか、土壌改良等々は、栽培技術指導はと、いっぱい課題がたくさんあろうかと思われます。このようなことから、強い農業、複合経営を樹立するために農家のニーズ等を分析しまして、再生協並びにJA等農業関係機関と早期に話合いを持って進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

今、答弁ありましたとおり、非常にこの部分が欠落しているというふうに 私は思うんですけれども、何かに蓋をするような考えではなくて、やはりみ んなで一緒に向かっていくという昔に返りながら、町ではその方策を前面に 出し、再生協のいわゆる方針作成者等々と十二分に協議をして、予算化して 進めるべきだというふうに思います。その手法については、いろいろな今お 話された以外にもいろいろとあるわけですので、漠然とした言い方でちょっ とまだ予算措置もしていないので聞くのはちょっとやぶさかなんですけれど も、そういう点に重点を置いて米政策のいわゆる転作の拡大等には十分留意 をしていただきたいというふうに思いますけれども、この点について来年度 の計画、今もう締めるところだと思いますけれども、町長の考えをお伺いし たいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほどから農林課長話しているとおりでありますけれども、町としてはやはり米価の維持、そういうところも含めて生産の目安を下げざるを得ないというのは当然だと思います。ただ、それに代わるやはり複合経営、そういうところにどのように誘導していくか、それは町、そしてJAさん、そういう関係機関との協議を経て、そういういろんな農業所得が上がるような方策を考えていかなければいけないだろうなと思っております。今、国、県のほうでもいろんな支援を考えているようですので、そういうところも見ながら町としてどのような対応をするか、どのような指導をしていくか、そういうところも町として指導力を発揮する時期に来たんだろうなと、このように思っていますのでよろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

これの件については、まだ決まっていない部分がかなりあるわけですので、いわゆる情報をいち早く出していただくということと、町がこれから今考えているいろんな施策については、まだ決まったわけではありませんので、今後計画書を見させていただいて、さらにお伺いしたいなというふうに思っております。

次に、農業政策。農業政策といってもいろんな政策があるわけですけれど も、このたびは大型機械導入による農耕用。これはもともとトラクターとい うのは大きいトラクター、みんな大特が必要であります。もともとです。こ れはもちろんご存じだと思いますけれども、トラクターの場合は限定免許で 大型特殊でも農耕用というのがありまして、それをずっと昔推奨して免許を みんな取ったわけですけれども、今、この大型特殊の大特免許がなかなかお ざなりになっているという面で、道路交通法の改正もあり、これは必ず必要 だというふうなことで、いろんなところで情報として出ております。また、 当然機械が大型化するわけですので、この農機具の移動には牽引免許も必要 に当然なります。

それで、先ほどもちょっとお伺いしたのですが、この大規模化に対応するにはこれ以外にも無人ヘリであったり、ドローンであったり、リフト、こういうところの免責も必要だというふうに思っております。いろいろなその法人、株式会社それから農業法人等々、いろんな形態の法人があるわけですけれども、農業法人等々については新しく立ち上げたりする場合、それから拡大する場合、新規に雇用をする必要があります。こういう方々に免許取得の助成等をどのように考えておるのかお伺いいたします。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

先ほど町長のほうからも答弁ありましたとおり、町の資格取得支援事業につきましては、雇用の安定と就業者の能力向上、就業機会拡大のための資格取得助成制度となっております。高橋議員ご指摘の無人ヘリ、ドローン、それからフォークリフト等の免許取得、あるいはこれから法人化しようとする、就職しようとする方々を対象については、現行の助成対応となると私は認識しております。ただ、農林課としては個人の方々の資格取得もあるかと思いますが、今後、JAそれから町長、副町長と相談しながら検討していきたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

この免許取得等々については、三種町まち・ひと・しごと創生事業というところで、実は全体会議の中で商工業の支援と農業部門の支援については差があると。なので、それを拡大していただきたいという意見、要望があったことが示されております。併せて、商工会の会員になれば支援の対象にするという答弁もあったようですけれども、これは平成、たしか28年度、29年の7月に出た内容の文書ですけれども、その後の対応、対処、どのようにしたのかお伺いいたします。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

平成28年度の議論につきましては、ちょっと記録を調べてみましたけれども、どのような議論がなされたかはちょっと追跡できませんでした。ただ、雇用につながる資格取得につきましては、農業法人への就職を目指す方、または将来農業等の事業所等へ資格を目指す方につきましては、現在においても対象としてございますし、農業法人へ勤務する方が自己の能力向上のために資格を個人として取得する場合には、それもまた現在、対象としておりますので、個人農家につきましては対象外となっておりますが、それ以外の雇用者につきましては全て現在実施している資格支援の取得事業でケアしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

29年の7月2日に、この全体意見の取りまとめとして商工業の支援と農業の部分に差があると、農家でも使える支援が必要ではないかという意見集約されております。商工会の会員でなければ対象になるというふうにも出されております。よく前のこの協議されたものを目を通して、その後どうするのか。ここでそのように対応したというふうなことですけれども、関係者といいますか、そういうその事業の拡大をしたというのはどのような手段で農家、もしくは法人の方々にお示しをしたのか。その点について、お伺いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

資格取得のこの支援事業につきましては、改めて個人農家向けに通知はしてございません。町広報、ホームページ等で町民全体に向けて通知をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

1 1 番 (高橋 満)

いつ、どこの広報にそういうふうにして農業関係に拡大したというので載せているのか、知りたいです。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

農業関係に拡大しましたということで資格取得の支援事業につきまして告知した事実はございませんので、その確認についてはできないものと思っております。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

前段で、そういうふうに広報等で知らせたというふうに先ほど答弁したのと、今のでは全く違うんですけれども。この点はどうなっているのか、内部でちょっと検討してお答え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

広報等で告知した文面は、就労者の能力向上の推進並びに求職者、学生の 就業機会拡大を図るため、仕事に役立つ資格免許の取得に要する経費を助成 しますということになってございます。これについて、特別業種を示してい るわけではございませんので、個人の資格の取得、免許の取得についての助 成事業として告知したものでございますので、ご理解をお願いします。

議 長 (金子芳継)

一般質問を続行します。

11番。

11番 (高橋 満)

ここはどこまでもそういうふうな言い方をするとすれば、答弁としては商工会の会員になれば支援の対象になるという発言もされておるようです。ということであれば、今の答弁ですと農業部分についても網羅されているというふうに、非常に理解し難いし、ずっと同じような文面だとすれば、それは商工会の会員のそういう方々だというふうに考えるのが普通だと私は思いますが、そうではないのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

町として商工会の会員でなければ事業の対象としていないというものはございません。あと、農業者向けに告知ということでありますが、個人農家につきましてはあくまでも対象としてございません。あくまでも就職を目指す方、就職している方で資格を必要とする方、その中には農業系の事業所等へ勤務されている方、そちらの事業所の就職を目指す方が含まれるということで答弁をしております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

あなたにどうのこうの言っても分からないと思うので、ちょっと言いますけれども、平成29年の7月12日に三種町まち・ひと・しごと創生会議の

全体意見というのが出ております。この中に、そのような文言があるという 事実があるのに、それがないとか。それから、一般のその法人の方に農業関係も拡大したというのがどこにも見られないのに拡大したというのは非常に 無理があるように私個人では思うんですけれども、それは私が思っているの は独りよがりなのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略関係ということで企画のほうからお答えしたいと思います。今、議員ご指摘のその審議会の中での意見ということで、当時、審議会の中でKPIとかの実績報告した際にいろんな意見ついたものを取りまとめたものをご指摘かというふうに思っておりますけれども、その中で、戦略の中には各担当課のいろんな事業が網羅されておりますけれども、その中で担当課のほうでいろいろそういうご意見を聞いて改善されるところは改善されてきたものというふうに思っております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

これはあくまでも、その商工業部分でなくて農業関係にも拡大してほしいという意見の後で、そういう答弁が出されておるので、これがいわゆる拡大したというには非常に思えないんですね。どこまでも拡大したというのであれば、やはりこれは関係団体等にもそういうふうな情報を出すべきではないかというふうに思いますけれども。前任の企画、前任では駄目か。もとい、そういうふうなことと思うんですけれども、私の今言っていることの考え方についてご答弁を願いたいと思います。(「議長、二人で話し合えば、もうかみ合わない」の声あり)

議 長 (金子芳継)

もう少しいいですか。

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

先ほどのまち・ひと・しごと総合戦略の評価を受けて、農業者のための雇用施策として策定した事業はございません。あくまでも商工観光交流課で実施しておりますのは、雇用のための資格取得支援事業でありまして、その中には農業者も含めるということでございますので、その部分について農業者の資格の取得に関する議論がなされたかどうかというのは、ちょっと商工観光交流課では把握できておりません。

以上です。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

ここでいろいろと話してもらちが明かないということになるのは非常に無念でございますけれども、内容を精査してどのように今までやってきたのか、今後どうするのかをきちっと議員全員にその旨を出していただきたいというふうに思います。

併せまして、これと同じなんですけれども、スキルアップ事業。地域雇用 創出推進事業でありますけれども、これにも対象を農業にも拡大できないか という、その当時のご意見がございましたけれども、その後の対応、それか らどう対処したのかお答え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

地域雇用創出事業につきましては、中小企業基本法第2条に定める中小企業者に限定してございますので、農業関係者の事業につきましては対象となってございません。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

株式会社、農業法人にも株式会社、有限会社、それから農業法人というふうにしていろいろとあるわけで、それが全てじゃあ対象外ということでよろしいですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えします。

中小企業法の中で農業法人であっても有限会社化、株式会社化するものについては、中小企業として認めるということになってございますので、その場合であれば事業の対象となりますので、地域雇用創出事業の対象となります。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

質問の仕方が、私が悪いんでしょうね。大変申し訳ないと思います。いわゆる農業生産法人でも株式会社であったり、有限会社であったり、農業生産法人だけが対象にならないということでよろしいのかな。株式会社、有限会社はいいけれど、それ以外の農業生産法人は駄目だよということでよろしいですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりです。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

そうすると、有限会社で農業法人になっているところがかなりありますけれども、そういうところにはこのスキルアップ事業の農業関係でも適用になるという情報は発信しておるものでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

個々の事業の通知につきましては、個別に各企業に送付したことはありませんので、毎年の町広報等の告知により事業を募集してございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

何をどう言っても情報の出し方が非常に曖昧で、伝わっていないというふうに私は思うわけです。ですので、その点についてはくれぐれもそうならないように、先ほど言ったとおり内部で検討して進めてもらいたいなというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生会議の内容についてでありますけれども、関連があるのでちょっとお伺いしますけれども、平成29年等々にはこの全体意見、創生会議の評価、意見という項目が載って、我々議員はこういう意見があったなと、こういう評価をしているんだなと、委員の方々がこうしているんだなというのが分かるわけですけれども。平成元年の検証報告には、効果と課題より載せておりません。これは委員の方々の意見は全くなかったということなのかどうかをお伺いします。

議 長 (金子芳継)

11番議員さんね、今の質問通告外です。総合計画ですので、総合戦略は 通告外ですので、別な質問に変えてください。

11番 (高橋 満)

先ほど質問しました、いわゆるスキルアップだとか、それから農業関係の 免許取得、これも全てまち・ひと・しごと創生会議の内容を基に聞いている 内容でございます。皆さんご存知だと思います。ですから関連があるので、 こういうふうな意見、評価、これがあるために今のような質問ができている わけですから、関連がないというお答えでは私は納得しません。ここどうで しょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略関係について、先ほども申し上げましたけれども、この中には各課のいろんな事業網羅されております。その中で、今議員からご指摘のとおり、元年度の事業の結果についても議員の皆様に説明した経緯ございますけれども、この中の一番後ろのほうに総合的に取りまとめた意見としての、審議会の中で出た意見を総合的に取りまとめたものは記載しているところです。あとは個別の関係につきましては、効果、課題等々いうようなところで表現させていただいたというところでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

なぜこういうことを言うかといいますと、我々議員はこういう資料が出ていないと分からない部分が非常に多いわけですね。ですから、こういう会議があったときに委員の方々みんながいろんな意見が出てこうだよというのを見ながら、今の進捗状況だったり、これからの対策だったりを見る、そういうふうに私は見ております。ですので、その元年だけが載せていないという理由が分からないんですけれども、これも私が聞くのもおかしいんでしょうかね。当局どうぞ。

議 長 (金子芳継)

今、高橋議員ね、今あなたの質問農業政策なんですよ。それですから、関連はあるというものの、全体に関連ありますので、どこまで答弁すればいいのかこちらでも困ります。

11番。

11番 (高橋 満)

そういうことであれば、別な機会にしますけれども。いわゆるこのまち・ひと・しごと創生の戦略会議でどういうふうなことが起こっているのかということを、こういう資料を基に今の状況を把握しているものですから、もし違うとすればそれは別の機会に質問をしたいと思います。

最後に、公共施設の個別計画の方向性についてであります。

この部分について、一生懸命頑張っているのは私も分かっております。大変苦労をされているなというふうなことも思っております。ここでお聞きしたいと思いますのは、監査委員の方からもいろんなご指摘をされているようなので、早めに30年、元年の会議の内容等々をお聞きしたいと思ったんですけれども、時間がないのでやめますけれども、早めに方向性を示すべきだというふうに思います。

次に、関連があるのでお伺いします。

小中学校の教室にエアコンを設置するという説明があったので、大変喜んでおります。せっかく設置するのであれば、6月下旬ではもうかなり暑くなっていると思いますし、できれば5月中に頑張って設置できるようにしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

今の質問も通告外ですので、きちんと質問のときに通告しているものだけにしてください。

11番 (高橋 満)

これは個別施設関係なんですけれども。

議 長 (金子芳継)

施設そのものはいいんですけれども、エアコンのことは通告されておりません。

11番 (高橋 満)

施設というのは、当然エアコンであろうと何であろうと施設の中に入るものですから、これは駄目なんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

入ると言えば入るんだけれども、だけれども全体のあなたの公共施設の個別計画の方向ということで質問通告されておりますので、この質問の、通告の内容についてのこれを重点的にやっていただければと思います。

11番。

11番 (高橋 満)

個別施設の中のことに当然類するので、私は当然必要かと思うんだけれど も、そういう考え方であれば、それはそれとして後でお聞きしたいと思いま す。

これに併せて、これは個別の施設であります。地域農産物加工販売事業化支援施設、これを広報で一般に公募しております。これはどのような経緯でそのようにしたのかお伺いします。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

議員ご質問の施設につきましては、ぷるるんの解散に伴い加工施設として契約解除されたことから、現在、誰も使っていない未使用の状態となってございます。いわゆる休止状態になってございます。そして、ぷるるんの精算に伴い、中の入っておりましたものが整理されたことから、新たな現在の要綱に沿って、新たな利用者の募集を広報においてしたところでございます。今後の利活用につきまして応募される団体を期待しているところでございます。す。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

この法人は、いつ、どのように町のほうに、書面とかなんとかで経緯の説明に入ったものなのでしょうか。 (「施設関連のこと、施設関連のことなので今の質問は通告外になります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

答弁、一応分かる範囲で答弁して。商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

質問の書類等、事前に準備してございませんので分かる範囲でしかお答えできませんが、精算が9月中に行われたということで、その報告は受けておりますが、まだ会長さんのほうと中身の具体的な説明については詰めておりませんので、この後その内容の詳細をつかむために協議してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

個別施設については、撤退したのであれば早く出すというのは非常に大事だと思います。その経緯をきちっと我々議員にも知らせるべきだと思っておりますので、後で全員にこれも経緯の説明を書面で出していただけると大変ありがたいです。

最後に、この施設は条例で定めておりまして、非営利法人が利用できるようになっていると思っておりますけれども、そのとおりでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えします。

ちょっと要綱等手元にございませんが、非営利法人の部分に関しましては ちょっと確認しないと分かりませんが、いずれあそこの施設を利活用して地 域の特産物の加工販売、それを目指す方を対象としておりますので、その要 綱に沿った募集になってございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

これで最後にします。

この施設を借りそうな人というか、法人というのは、ありそうなのでしょうか。もしあるとすれば、固有名詞はいらないんですけれども、教えていただきたいと思います。もしなければ、今後利用しないときには、この加工所については観光物産センターという名称で廃止した経緯があります。もし、再利活用するその方がいない場合は、ぜひ前のような進め方で、今保健所の許可も非常に難しくなっております。地場産の漬物であったり、体験学習で

あったり、そういう方にも、もし誰も利用しないようであれば拡大し、条例を改正してもやるべきだというふうに思っておりますが、ここは町長からご答弁願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

広報に募集かかったということで、その後の募集というか、応募状況は ちょっと分からないので、答弁としては差し控えたいと思いますし、これか らまだ募集の期限が残っておりますので、今後の団体のほうに影響があると 困りますので、下手なことはちょっと申し上げられないと思っておりますの で、その辺りはどうぞご理解いただければありがたいなと思います。(「終 わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

11番、高橋満議員の一般質問を終わります。

1時15分まで休憩します。

午後0時25分 休 憩

7.40 . a.b. . = 0

午後1時15分 再 開

議 長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、13番、堺谷直樹議員の発言を許します。13番、堺谷直樹議員。

13番 (堺谷直樹)

それでは、さきに通告した2件についてお伺いをいたします。

合宿誘致補助の今後について。三種町スポーツ地域振興推進協議会が、スポーツ庁が推進する地域スポーツコミッションに認定されました。これは、我が町にとって大変喜ばしいことであり、関係者のこれまでの活動を大いにたたえたいと思います。

ところで、スポーツ文化合宿等誘致推進事業についてですが、宿泊者への助成ではあるものの、その性質上特定の事業者への助成と何ら変わりなく、問題視する町民も少なくありません。今年度は、コロナの影響で減額修正をされましたが、次の点について伺います。

この助成金の費用対効果について、交流人口の拡大以外に具体的数値で町 民に示せるものはあるか。この助成金が、町にもたらすメリットは何か。そ れは、町民の理解を得られるものか。この助成金は、いつまで続けるのか。 この助成金をやめた場合、どうなると予測しているか。合宿等は皆無になる のか。

最後に提案ですが、スポーツコミッションとしての今後の活動を支えるた

め、学校統合で空いた校舎を合宿施設に整備して利用したらどうでしょうか。

2点目です、コロナ対策の支援について。町で行った新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策のうち、宿泊費助成について、国の「Go Toトラベルキャンペーン」や県のプレミアム宿泊券があるのだから、町が独自で行わなければならなかった事業なのか。特定の事業者への助成であり、公平性に欠けているのではないかといった厳しい意見が寄せられております。そこで、次の点について伺います。

7月から10月までの助成対象者数は、各事業者の申告制なのか。上記対象者数の確認作業はどのように行ったのか。コロナの終息が長引いた場合、新たに予算措置して継続するのか。最後に、交流人口の拡大や地域産業を活性化させるための事業は、大変よいことであると思うが、公平性に欠けているといった意見に対してはどのように考えているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

13番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。教育長。

教育長 (鎌田義人)

13番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私から合宿誘致補助についてお答えいたします。

1点目の助成金の費用対効果と具体的数値についてでございますが、平成30年度のスポーツ文化合宿誘致促進事業の助成額の実績は、1,033万4,000円となっており、これに対する経済効果は約6,000万円と試算しております。内訳といたしましては、助成対象宿泊者181団体、5,787人の宿泊費及び保護者などの助成対象以外の宿泊者の宿泊費・弁当代・飲食費となっております。

2点目の助成金が町にもたらすメリットと、町民の理解は得られるかとのご質問についてでございますが、1点目でお答えいたしました経済効果のほか、本町には平成19年秋田わか杉国体を契機に整備された琴丘総合体育館や山本体育館、平成28年にリニューアルしたスカルパ野球場など、充実したスポーツ施設があり、施設の有効活用の観点からもスポーツ合宿誘致は欠かせないものであり、また地元の小中学生が他県の統合チームと交流できる場でもあることから、町民の理解は得られるものと認識しております。

3点目の助成金をいつまで続けるのかとのご質問についてでございますが、現在秋田県と県内13市町村が同様の助成制度を設けて、スポーツ合宿誘致事業に取り組んでおります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で本町でのスポーツ合宿を断念した多くの団体から、「来年またお世話になります」と温かいお言葉をいただいており、地域経済活性化の面から今後も継続してまいりたいと考えております。

4点目の助成金をやめた場合の予測につきましては、事業が開始された平

成22年以前のスポーツ合宿団体は、中央大学準硬式野球部のみであり、ほかのスポーツ合宿団体はその後の誘致活動等により来町しております。助成金をやめた場合の予測につきましては、非常に難しいところでありますが、皆無になることはないと思われますが、スポーツ合宿団体においては合宿地を選ぶ基準として経費的な部分が一番大きいものと思われますので、合宿団体数は半減またはそれ以下になる可能性もあると推測されます。

最後に、学校統合で空いた校舎を合宿施設に利用したらどうかとのご提案 につきましては、施設整備費等の問題もあることから、慎重に検討させてい ただきたいと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、私のほうからコロナ対策支援についてお答えいたします。

1点目の7月から10月までの助成対象者数は、各事業者の申告制なのか とのご質問についてでございますが、宿泊助成額の請求につきましては各月 の宿泊客の利用実績に基づき、事業者が助成金請求を行っております。

2点目の対象者数の確認作業につきましては、請求者へ対象となった全て の宿泊に係る領収書等の内訳を確認できる書類の写しを添付することを義務 づけておりますので、請求内容と添付書類との照合により確認をしておりま す。

3点目のコロナの終息が長引いた場合の予算措置につきましては、本年度は事業実施期間を令和3年3月31日までとし、宿泊助成事業を続けることとしておりますが、令和3年度以降につきましては国や県の支援策の状況や近隣市町村の動向を見極めながら、事業の継続について慎重に判断してまいります。

最後に、公平性に欠けているといったご意見についてでございますが、経済産業省の統計において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最も受けた業種は、宿泊業及び飲食業となっております。また、秋田県からの要請により一定期間の休業を余儀なくされたほか、感染拡大の終息が見込めない中では宿泊利用者を見込めず、深刻な経営危機の状況となったことから、支援の必要性が高いと判断したものでございます。

なお、宿泊業及び飲食業のみに関わらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた全ての事業者及び個人事業者に対し、町独自で事業継続支援や家賃支援等を行っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番 (堺谷直樹)

スポーツ合宿誘致ですけれども、平成29年度に要綱策定以来、町内には11の施設がありますけれども、この施設の利用数は大体どのぐらいですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

合宿誘致関係で使われている11施設の中で、一番多いのが琴丘総合体育館約4,600名、それから野球場が約480名、山本体育館が約430名ほどで、この3つでほぼ合宿誘致の利用者を占めております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

要綱によれば、小学生以上社会人までというふうになっていますけれども、今までこの補助金を利用したのはどの年代層が一番多いんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

合宿誘致の中で、一番利用されているのは小学生、それから中学生、この 辺の合宿というか、バスケットの関係の大会が一番多いものと思っておりま す。

議 長 (金子芳継)

13番

13番 (堺谷直樹)

町内の団体で、じゃあこの助成金が使われた実績というのはありますか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

町内の実績については、ほとんどないものと認識しております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

平成27年に日体大と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結していますけれども、山中の女子バスケ部が日体大のサマースクールに参加した実績はあるものの、もう少し中学生をせっかく日体大と協定結んでいるんだから派遣すべきではないかと。せっかく頑張っている町内の学生の方たちに、補助金を向けるべきではないかというふうに私は考えておったんですが、そ

の町内学生のスポーツ研修などに補助金を向けるという考えはないでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

この日体大の協議会におきましては、過去に八竜中学校で修学旅行で施設の研修、それから柔道部が日体大の柔道部と稽古をしたという実績が2回ございます。それから山中のバスケット部、それから昨年度はサッカースポーツ少年団で日体大のほうに行って研修を積んでおりますし、昨年か一昨年かちょっとその辺定かでありませんけれども、日体大の学園祭のほうに三種町の特産品の物販ということで、学園祭で販売している実績がありますので、今年度コロナの関係で全然実績がないんですが、今後補助金についてそういうところで子供たちに夢を与えるような形で、大学生と交流できるほうに補助金の重みを置きながら実施していけるように検討していきます。よろしくお願いします。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

ぜひお願いします。

じゃあ最後に、スポーツコミッションに認定されました。国内の主なスポーツコミッション、私これちょっと見させてもらったんですけれども、世界的な自転車レースのツール・ド・フランスなんかも誘致されているようなところもあるみたいですけれども、こういうのができればすごいまちおこしになるのかなと考えています。

このスポーツコミッションに認定されたことによる地域経済への波及効果 については、どういうふうに考えていますか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤誠)

お答えいたします。

このスポーツコミッションで、昨年度は秋田県の企業ということで北都銀行バドミントン部、それからプレステージ女子バスケットボール部、それからJR東日本のペッカーズということで、成年男子のバスケットボール部、それからJR秋田野球部、それから秋田銀行のバスケットボール部等が地元のほうに来て指導されておりますし、それからJR東日本ペッカーズに関しては、3月にこのペッカーズのスポーツ少年団のバスケットボール大会等も実施しておりますので、その面では地元にいろいろな方々が来てくれることで、合宿誘致と併せて進めていければ地元の経済効果も高まるものと認識しております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

ぜひ、せっかく認定されましたものですから、うまく活用しながらやって もらえればと思います。

それでは2件目ですけれども、コロナの対策支援、宿泊の助成についてですけれども、領収書なりなんなり確認は行ったという話ですけれども、宿泊の助成の申請をした事業者と、入湯税の特別徴収義務者というのは一緒だと思うんですが、これの7月から10月の宿泊助成をされた人数と、入湯税の7月から10月までの明細書を見ると、1,600人ぐらい数字が合わないんですけれども、まずこれについてちょっと説明してください。

議 長 (金子芳継)

税務課長

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

その違いにつきましては、商工課のほうの担当から我がほうの入湯税の担当のほうに「ちょっとこれ、合わないみたいだけど」ということで照会がございました。それで、こちらのほうで現在調査中でございまして、お答えは後ほどといいますか、後にさせていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

ということは、泊まったか泊まらないか確認が取れないものに対して、商 工観光課のほうでは助成を出したということでいいんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

宿泊に伴う領収書、ほとんどが領収書の写しの添付でございますので、間 違いなく宿泊をしているものと認識してございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

間違いなく宿泊しているんであれば、多少の差はあれ、こんな1,600 人も数字、入湯税とかけ離れるなんてことはないと思うんですが、これはどうしてでしょうか。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

商工のほうの申請の宿泊人数の中には、お子さんも多分入っているかと思います。それで、入湯税のほうにつきましては12歳未満のお子様は入湯税かかりませんので、税務課のほうに申告納付された人数と宿泊人数は、必ずしも一致するものではございません。

ただ、今議員おっしゃられた千何がしかの差的なものについては、こちらのほうでもちょっと大きいかなというふうには感じておりますので、現在調査中ということでございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

12歳未満の方が1,600人泊まったということなんですか。泊まった領収書があれば、その分申請する人と入湯税納める人一緒なんですから、数字的にそごが見られるということはないと思うんですけれども、原因は何だというふうに、今調査中だと言っているものの、これ原因は何だって考えています。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

原因につきましては、単純にこちらの申告の数字を記載誤りしたのか、いろいろちょっとあるかと思うんですけれども、それらを確認するための現在調査中ということでございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

領収書だったら、使い回しできますよね、変な話。何でこれ、入湯税の申請者数と突き合わせしなかったんでしょうか。実際領収書で確認したというものの、これだけ1,600人も食い違いがあるということは、架空の人間が泊まったんじゃないかって私ちょっと疑念を抱かざるを得ないんですね。金額にすると、ゆうぱるの場合は素泊まりですから2,000円ということになりますけれども、1,600人で635万円ですよ。この635万円に関しては、入湯税と申告者と突き合わせすることなく、ただ暗に領収書だけで支払ったということになりますよね、違いますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

宿泊費助成につきましては、宿泊に伴う人数に助成しているものでありまして、入湯税につきましては日帰り入浴客も含まれると思いますので、そこの部分についての差は出てくるものと考えております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

私が今言った1,600人の差があるというのは、全部宿泊者数の話です。日帰りの入湯者の数は入れていませんよ。一番大きいところで、森岳温泉のある事業者ですけれども、1,300人も差がありますよ。7月から10月までのたったの4か月で1,300人。この1,300人については、入湯税が納められていないということになるんですけれども、私の解釈からいくと入湯税を納めていない者は泊まっていないんじゃないかというふうな、12歳未満の方もおるとはいうものの、1,300人がじゃあ全員12歳未満だったのかって、そういう説明されても私はちょっと違うんじゃないかと。もう少し確認作業をしっかりすべきだったんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

いずれ宿泊者につきましては、領収書の写しをもって確認しております。 ただ、入湯税の確認についてはこちらでは確認することはできないので、税 務課の調査を待ちたいと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

町のお金を使って助成するんですから、何で税務課と水平展開できなかったんですか、この事業。税務課のほうで、人数合わないよという話あったんですよね。そのときに、1回きちっと調べるべきだったんじゃないですか。それを、調べもしないで延々と食い違いがあるまま、トータルでいくと1,600人ですよ。どういうふうに考えていますか、これは。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

あくまで私の推測ではありますが、入湯税の申告に誤りがあるものと私は 考えております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

せっかく代表監査がおられますので、ちょっと代監の話も聞きたいと思いますが、どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

13番さん、代監に質問通告なっておりません。

13番 (堺谷直樹)

分かりました。

そうすれば、今まだ10月までの集計ですけれども、これ11月またこういうふうな人数に食い違いが多分出るでしょうね、この状態でいくと。そういう状態でも、まだこれ助成をするんですか。12月も延々と、これやっていくんですか。この間補正で2,500万円余り追加で組みましたよね。この補正の2,500万円なくなるまで、人数が食い違う状態でやっていくんですか、どうなんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

宿泊助成につきましては、こちらで宿泊の確認ができる書類をもって人数 を確定してございますので、書類で確認できる限り宿泊助成はこのまま続け ていきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

町長の見解、一回聞かせてください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えいたします。

ただいま税務課のほうで調査中ということでございます。これからの支援については、当然今動いている状態でございますので、これは予定どおり支援をしていきます、助成をやっていきます。ただ、税務課のほうの調査をしっかりした上で、大きな間違いがあるようであれば、そこは正していかなければいけないと、このように思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうすると、助成金の返還も考えられるということでいいですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

調査により申請内容に誤りがあった場合は、当然返還を求めることとなりますので、お願いします。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

税務課長、これ実際調査進めてどれぐらいで結果出るものですか。この事業、全部終わってからでないと出ないんですか、結果。どういうものでしょうかね。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

今こちらのほうで調査しているのは、あくまでも入湯税の申告納付ですので、その数値の内訳で日帰り、それと宿泊、それらの人数の確認でございます。商工の事業云々との突き合わせ等は、こちらのほうでは特には考えておりません。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうなれば、確認作業は全くできないということになりませんか。あくまでも 1, 600人、入湯税は間違いなかったよということであれば、商工のほうは商工のほうで領収書でちゃんと確認している。じゃあ、この宙に浮いた 1, 600人分は何なんですか。一体誰がこれ、確認を取るんですか、この 1, 600人。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

その差につきましては、こちらのほうで商工のほうに情報提供はしたいと 思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

入湯税間違いなかったよということで報告が上がった場合に、商工課のほうでは領収書あるからそれでいいと。じゃあ、実際入湯税支払っている入湯者の人数と、宿泊助成を受けた人の人数に千何百人も開きがあっても、全く間違いはないという解釈なんですか、当局のほう。どうなんですか、それは。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

温泉施設の利用人数、宿泊等の人数につきましては、あくまでも1人といいますか、人数的には変わりはございませんので、こちらのほうの入湯税の

申告数と、あと商工のほうの申請人数、領収書を確認した人数ですね。これらがもし違うというのであれば双方、私どもと商工のほうそれぞれで一応確認は取っている中での違いですので、それは事業者さんのほうに再確認取るということになろうかと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

ぜひ、お互い確認作業してくださいよ。

8月に、あるホテルに581人分の助成を出したその月、同じホテルの入 湯税の申請者数を見ると、178人ですよ。580人の助成出しているのに、170人ぐらいの入湯税の申告しか上がってきていないと。これ、誰見たっておかしいと思いませんか。だから、お互い「うちはやった」「こっちもやった」じゃなくて、お互い突き合わせをしながらきちっと確認してもらいたいと思いますけれども、どうですか。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えいたします。

その件につきましては、こちらで調査後、商工のほうと突き合わせをして、再度確認を取りたいと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

いつまで、これ回答いただけますか。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

期限でございますけれども、この間一応書類上での回答はいただきました。その中身を、今担当が確認中でございまして、その後やはり疑義が生じた部分につきましては、電話等で照会となります。その後、「やはりおかしい」となると、実際現地・その事業者さんのほうに赴きまして聞き取り調査ということになるんですけれども、これから年末年始にかかりますので、一応今のところ年内に一区切りつけたいなとは思っているんですけれども、相手方のスケジュールもございますので、ひょっとすると年明け、中旬ぐらいまでになるのかなとは思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

人数の食い違いがあるまま、確認作業がうまく進まない中、私この事業続けるのはいかがなものかと思って、やめたらどうだって思ったんですけれど

も。まだ、町民の皆さんに配った 2,000円の飲食券、あれ追加で 1,000円やったほうがまだよかったんじゃないですか。こんなわけ分からない、泊まったか泊まらないかよく分からない人に助成出すよりは、そっちのほうよっぽどよかったんじゃないでしょうかね。いずれ、早急にこれはきちっと解決していただかないと困る問題なので、それだけは念を押しておきます。

最後に、そうすれば公平性が確保されていないんじゃないかという話を、何人かの方が私のところに来てされましたけれども、前にコロナ支援対策の全員協議会開いたときに、私じゅんさいの加工業者にも支援できないかと質問したことがありました。そのとき当局の答弁が、「国や県の支援策で対応できるんだから、そっちを利用してくれ」と、そういう話でしたけれども、今回まず「Go To トラベル」もあれば、県のプレミアム宿泊券もやっているわけですから、そっちのほうを先に利用してくださいというのが私は筋じゃないのかと思うんですけれども、それについてはどうですか。公平性に欠けるといわれていることについて、どう考えていますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

全国各市町村で、やはり宿泊・飲食業の大きな影響があるということで、国では「Go Toトラベル」事業を実施いたしましたし、県においても実施しております。県内各町村でも、独自に支援策をそれぞれ展開してございます。それは、やはり他産業に比して、宿泊・飲食業が多大な影響を受けたものと思われます。この部分につきましては、やはり人が来なければ特に宿泊業につきましては収入が全くない状況になってしまいますので、誘客を図る上でも町で支援して誘客を図るということで、公平性の点で見れば宿泊業だけ恩恵があるように思われますが、その被害の大きさから実施したものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

被害が大きいといいますけれども、7月から10月の前年度の宿泊実績7,694人に対して、今年度もう既に10月まで7,804人泊まっているんですね。これ、何であえてまた2,500万円も追加で助成を出さなきゃいけなかったのか。だから、町民の皆さんに「宿泊の業者ばっかりやって、何で物産で野菜売っている私らに何もないじゃないか」という話になるわけですよ。これ、追加でまた2,500万円補正したということは、0.75掛けでいってもあれでしょう、1.5倍増しまで補助出すということでしょう。この辺は、どういうふうに考えていますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

確かに、宿泊に伴う助成金につきましては、先般の予算専決により予算を増額して対応することといたしておりますが、依然として宿泊事業者につきましては収益の大きい大規模な宴会等につきましては、いまだ全く予約のない状況が続いております。宿泊で支援している状況ではございますが、経営に対しての厳しさは通常に比べれば著しく落ちておりますので、町としては宿泊の部分だけではありますが、支援を続けてまいりたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

このまままたやっていても長くなるので、まずその調査の件ですね。税務 課長申し訳ないですが、しっかりやっていただきたいというのと。

最後、町長、地域経済を活性化させる施策は私本当に大切だと思っていますけれども、やはり町民の皆さんから「ああ、いいことだな」「どんどんやってくれよ」と言われるような施策でないと、私はいけないというふうな考えでいますので、公平感が保たれないような助成というのはすべきでないというのが私の考えですので、今後もし何らかの助成をする場合があれば、公平というところを少し考えてもらってやってもらいたいというふうに思いますけれども、返答お願いします。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えいたします。

この件については、いろいろな方面に確かに助成やら補助金を出させていただきました。確かにその業種によっては少ないと感じる部分もあろうかと思います。ただ、今回の宿泊・飲食事業者については、正直これでもなかなか経営自体は厳しいという話も聞いております。

ただ、町民の皆さんに寄附金、それから飲食券の配布等々、皆さんにもそれなりの支援はしていっているつもりであります。これから、まだこのコロナの状態が続くようであれば、いろいろな意味で財源を含めて検討しながら、さらなる支援も考えていかなければいけないと思っておりますし、宿泊事業者のみならず町内で町民の雇用等を守っている企業には、しっかりとした支援を考えていかなければいけないと、このように考えております。よろしくお願いします。

13番 (堺谷直樹)

終わります。

議 長 (金子芳継)

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、7番、加藤彦次郎議員の発言を許します。7番、加藤議員。

7番 (加藤彦次郎)

一般質問させていただきます。

まずは、「森岳温泉の活性化に向けた施策は」ということで質問します。

森岳温泉の活性化は、町長公約の一丁目一番地であります。困難な事業であると多くの町民は認識していますが、町長の手腕に期待する声は大きいものがあります。2018年11月の活性化協議会提言書受理から既に2年、任期内では最後の本格予算編成となると思いますが、来年度に向けてどのような施策を展開するのでしょうか。

質問その1です。活性化のための基本計画・年次計画は策定されたのでしょうか。その2です。9月定例会で堺谷議員が質問し、前向きに検討すると述べておりました新足湯ですが、来年度建設予定でしょうか。質問その3です。本年度実施されました温泉水活用実証実験でありますが、その結果を受けての施策はあるのでしょうか。

次は、「海浜公園整備等公約の凍結を」ということでお尋ねします。

改めて申すまでもなく、選挙公約は有権者との約束であります。町長は、 私が取り組む具体的政策として「海岸に大規模堤防を整備し、さらに後背地 を海浜公園として整備する」「琴丘地区に土床体育館を建設する」を掲げて いましたが、公約実現に向けた動きは今までなかったものと認識していま す。

町の財政状況や政策の優先度、社会情勢などを考えると、公約の凍結また は撤回することが有権者への誠意ではないかと考えますが、町長の見解を伺 います。

壇上からは、以上です。

議 長 (金子芳継)

7番、加藤彦次郎議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、7番、加藤彦次郎議員のご質問にお答えします。

1点目の再活性化のための基本計画・年次計画の策定についてでございますが、9月定例会での堺谷議員からのご質問にお答えしたとおり、基本計画の策定に当たっては事業の実効性を高めるため、森岳温泉街で実際に事業を営む方や、自治会の方々と意見交換を行うこととしておりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が大きく遅れましたが、 11月18日に意見交換会を開催し、関係者の方々からもご意見をいただい たところでございます。これらの意見等を参考に、基本計画は令和3年度で 策定することとしております。

2点目の新足湯の設置についてでございますが、設置場所や給排湯の問題などの課題もありますが、令和3年度での事業実施に向け準備を進めてまい

ります。

3点目の温泉水活用実証実験の結果を受けての施策についてでございますが、国・県等の関係機関へ働きかけを行いながら、森岳温泉水の活用方法について検討を進めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、海岸への堤防整備と海浜公園の整備、琴丘地区への土床体育 館建設の公約についてお答えいたします。

大規模堤防の整備につきましては、大規模化している自然災害の発生に備え、町民の生命と財産を守るため、防災・減災の観点からも必要な整備と考えております。ただし、大きな予算を伴う事業になりますので、国・県に対し要望していかなければなりません。国は、事業の緊急性・優先度に沿って国土強靱化を進めておりますが、その観点からは残念ながら堤防・海浜公園の整備実現には時間がかかるものと認識しております。

悲観からは何も生まれませんし、三種町沿岸は洋上風力建設・CCSプラントの有力候補地であるなど大きな可能性のある地域でもありますので、海浜公園も含めて沿岸の環境整備を模索していきたいと考えております。

次に、琴丘地区の土床体育館建設についてでございますが、議員ご指摘の とおり現在まで具体的な検討を行っておりません。過去には、三種町琴丘公 民館等利活用検討委員会の答申もございましたし、先般町長への提言の中の ご意見のほうにも土床体育館を望む声が寄せられておりました。

山本地区のあめふらんど、八竜地区のゆめすたにおいては、希望日に予約が取れないほど多くの皆様に利用されております。児童・生徒の雨天・冬期の屋外スポーツや高齢者の生涯スポーツへの利用など、町民の競技力の向上や健康づくりのためにも施設の必要性は十分認識しておりますので、優先度を考慮して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

7番、加藤彦次郎議員の再質問を許します。7番。

7番 (加藤彦次郎)

この森岳温泉の活性化につきましては、私去年の3月、今年の3月、そして今回と3回目の質問でありまして、そのたびに「町長の公約の一番大きいところなんだから、早くやってくれ」という意見を述べてきました。

このたびそうやって意見交換会を開いてこれから策定、それが来年度策定ということで、来年度だと町長任期の最終年度になっちゃうわけですが、町民は田川町長に「森岳温泉の活性化は、田川町長ならやってくれるんだろう」という期待を大きく受けていたはずなのに、最終年度に計画しかできないとなると、何か町民の期待を裏切ったことになるのではないかなと思いますが、町長としてはいかがですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに時間がかかっておりまして、大変申し訳なく思っております。ただ、現状森岳温泉の状況を見ますと、そんなに簡単に計画を組める状況ではございませんし、あそこは全て町の建物・町有のものであればいろいろなことが考えられますが、全てほぼほぼ民地でございます。皆さんのご意見を聞かないと、計画自体もなかなか組めるものではないと、そのように思っておりますので、ぜひ温泉地域の方々のご理解と利用者の要望もしっかりと組み入れた上で計画を組まなければいけないと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

そのとおりなんでしょうけれども、何か町長のやる気といいますか、覚悟といいますか、その辺がちょっと足りないような気もします。

それで、2番目の足湯なんですが、来年度造りたいということの答弁でしたが、計画が来年度できるのに、足湯をもう来年度造っちゃうと。先ほど「位置等の問題もありますが」とありましたが、活性化協議会さんからは「現足湯はそのまま残しつつ、飲食店付近への新たな足湯を建設してください」というふうな提言があるわけですが、その提言を尊重するとするとどの辺を考えている、決まっていないんでしょうけれども、現時点でどの辺を考えたりしているんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今、担当の商工観光交流課のほうと場所のほう、それこそ答弁でも申し上 げましたとおり給排湯の関係、そういう位置のことも含めて今検討中でござ いますので、決まり次第またご報告したいなと思います。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

来年度その計画をつくる中で、森岳温泉の将来ビジョンをきっちり描いて、その位置とか規模とかいろいろ検討すべきなんですが、足湯だけを先行してしまうみたいな形になってしまいませんか。どうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今年の出店補助もそうなんですけれども、やはり少しでも森岳温泉に対しての動きを見せたいという思いから、一部先行して事業を実施していかなけ

ればいけないのかなと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

以前、町長は「ちゃんとした計画をつくって、過疎計画に載っけて、その 財源を確保して進めていきたい」という話があったわけですが、足湯の建設 に関しても過疎計画には載らないままに進んでいくということになるのは、 とても残念だなと私は思います。

次に、実証実験のフグを飼育する実験ですけれども、今後国・県とも協議しながら進めるということなんですが、この実験によって「フグが飼えるんだ」「問題のない水質なんだ」という結果が出たわけです。この栃木県の調査した会社のホームページを見ますと一次試験、これが適しているのかどうかで、温泉水は80%適していないんだそうです。

次に二次試験、実際育てて大きくなるんだろうかという実験で、そのうちの半分しか合格しないんだそうです。つまり、10サンプルに1つしかフグの飼育には向かない。温泉水としては向かないという結果で、10分の1の結果を受けてなるべく早く次の手を打つべきなんだろうと私は思っていますが、町長の公約にありましたとおり森岳温泉の活性化の中で、「60度の鉱泉を利用した農業用温室や養殖漁業の研究施設、生産等を含め他産業への豊富な湯の有効活用を幅広く促進していきます」とある中で、そちらのほうこそ進めていくべき事業じゃないかと私は思っていますが。

まず町長、例えば栃木に視察に行くとか、そういうことは考えていませんか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

試験を行っていただいた栃木の企業さんのほうには、正直私個人的にはまだ連絡も取っておりませんし、今の時点で訪問の予定はないんでありますけれども、これら温泉水を利用して養殖するのか、そういうのも含めてまだまだ研究の余地はあるんだろうなと、このように認識しております。

今こういう時期ではございますけれども、栃木あたりであればそんなにコロナの影響も少ないかもしれませんので、そのあたりは議員ご指摘のとおり実際目で見ていろいろな可能性を探るというのは当然あろうかと思いますので、そのあたりは担当のほうともちょっと相談させていただきたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

アフターコロナ、いつ終息するか分からないわけですが、そのために森岳

温泉の目玉をつくってにぎわいを取り戻すというためには、いろいろ研究すべきだと思うんですよ。湯そのものを使って養殖もあるし、温泉の熱を使った北海道で作っているマンゴーとか、岐阜で作っている観葉植物とか、いろいろな例がございます。その辺を幅広く調査研究して、何とか産業として森岳温泉が機能できるように、頑張っていただきたいと思います。ぜひ、早い段階でしっかり検討した上で計画を練って、町長最後の年になるかもしれませんけれども、きっちりとした方向性を示していただきたいと、そういうふうに思っています。

次に移ります。これ町長、公約なんですけれども、私が取り組む具体的政策となっておりまして、「具体的政策」とこうやって文字で書かれますと、 任期中にやってくれるんだろうというふうに考える人が相当多いんですよ。

今までそういう動きがなかった、「どうしたんだろうか」という声があるわけですが、いろいろな意味で本当に必要なんだろうか。町長、先ほど防災とかという意味で必要なんだということで、今膨大な予算がかかるから「すぐにはできない」と言っていますが、まず町長が夢だったり町長の希望だったりを書くのはいいんだけれども、土床の体育館に関してはやっぱりしゃべる人がいるわけですよ「あれはどうなったんだ」と。

ただ私が思うに、今この人口が減っていく中で本当に琴丘に体育館が必要なんだろうか。先ほど町長は、山本・八竜の土床体育館が混んでいて大変だという話をしていたんですが、合併してあっちとあっちにはあるけれども、こっちにはないからこっちに造ろうというのは、俺考え方として間違いなんじゃないかと思うんですよ。琴丘に土床体育館がないから、バスでもって八竜に連れていってくれるとか山本に連れていってくれる。それで土床の体育館の利用ができる、それが合併効果なんじゃないかなと思うんですけれども。あちこちにそうやって造っていくのは、現財政、今後の人口の推移を考えると私はいかがなものかと思うわけです。

それに、現在廃校になりました小学校とか、将来どうなるか分からないんじゃなくて、多分統合の方向に進むであろう琴丘中学校の大きい体育館とかありますので、その辺の利活用もできると思うんですよ。だから、公民館だったところに新しいものを造る必要は、私は果たしてあるんだろうかと思うんですが、町長いかがですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えいたします。加藤議員おっしゃるとおりだと思います。すぐ来年やるとか、そういう状況でないのは十分分かっていただいていると思いますけれども、確かに学校再編とかでいろいろな施設が空く可能性があります。新しく建てる、それも1つですし、あるものを利用する、それも1つであります。そういうのも含めて、やはり優先度は必要かと思います。

ただ、加藤議員がおっしゃっている方々等、いろいろな意見あります。私

のほうには「ぜひ」という話も結構ありますので、利用者さんがやりたくても予約が取れない、そういう状況であればそういう土床体育館を造っていく方向を出すのも、当然ありだと思います。当時、公約をつくる際そういう声が私にも寄せられておりましたので、公約には載せさせていただいております。

現実、今2年半過ぎておりますけれども、そこまで手をつけなかった部分は十分反省しなければいけないと、このように思っていますので、これから町の財政も含めて、それこそ教育委員会さんのほうともいろいろ協議しながら適正な配置を目指していきたいと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

町長には、将来像をしっかり描いて、前に進んでいってもらいたいという ことを申し上げて、終わります。

議 長 (金子芳継)

7番、加藤彦次郎議員の一般質問を終わります。

次に、5番、児玉信長議員の発言を許します。5番、児玉信長議員。

5番 (児玉信長)

新年度予算編成について、三種町監査委員の令和元年度に基づく健全化判断比率をまとめた資金繰りの程度を示す実質公債費比率・将来負担比率・実質赤字比率・連結実質赤字比率も良好な状況で、4指標の比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、財政的に良好な状況であることが報告されています。また、財政調整基金も会計管理者が代表監査委員に提出した10月分出納検査書では39億4,300万円積立てをしており、現時点では健全な財政状況と思います。合併した二、三年頃を思い出すと、まるで夢のような数字であります。

新年度予算規模はどうかを考える前に、平成30年度当初予算は95億8,900万円、令和元年度は104億1,400万円、今年度は99億7,500万円、決算状況としては平成30年度100億5,100万円、令和元年度が106億9,200万円、今年度はコロナウイルス関係予算などが計上され、12月補正を含め既に23億2,000万円大幅な補正で、12月現在で122億9,500万円の予算・決算規模であります。

当初予算主導型を重んじるとしたら、3か年の状況を考えても新年度一般会計総額は100億円が予想されます。まだ編成作業中ですが、どのくらいの規模となりますか。予算編成を各課に通知し、重点的に取り組む施策は何でしょうか。新年度から普通地方交付税が一本算定となり、どの程度の減少が見込まれますか。

経常経費の削減を図っていくために、特に物件費の削減を図っていかなければならないと私は思います。「三種町総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、元年度事業効果検証報告では、地方雇用の創出・人材の確

保を図るために社員を雇用した事業所に対して、新規雇用奨励事業では前年 度より採用が少ない状況となっていますが、コロナウイルス禍による安定し た雇用の維持・事業継続を守るためにも、補助率・補助額の見直しをしても らいたい。

また、移住・定住対策事業でUターン・Iターン者で転入した日から1年以上居住している人に定住奨励金を交付し、転入者の増加と定住につながった実績があり、人口減少に対して少しでも解消の糸口が見つかるのではないでしょうか。平成30年度で事業は終了しました。もう一度頑張ってもらいたいと思います。

各自治会長会議で、各地区からの道路・側溝などの改良を求める要望が大変多いと思います。危険性を考慮しながら順位をつけていると思いますが、予算計上が8,000万円であり、住民の安全・安心を思うと早目に着工し、前倒しをする予算計上が必要であると思います。この12月議会に、児童福祉総務費委託料・子育て交流施設工事設計業務1,045万7,000円予算化されています。今後のスケジュールでは、新年度に改修工事費・遊具購入費が予定されています。

隣接する町にも同様な施設があり、八郎潟駅前交流館はちパル、井川町みなくる施設に足を運び担当者と意見を交わしてきました。はちパルは平成27年5月オープン、地熱を使った床暖房が大変好評であり、コロナウイルス禍までは入館者月1,000人、そのうち町外者が80%だそうです。保育士二、三人、保健師は毎月の行程表で相談日を決めています。みなくるは井川町立井川義務教育学校の隣に位置し、平成30年4月オープン、保育士3人、保健師ははちパル同様であります。「百聞は一見にしかず」であり、詳細は再質問で行います。

三種町「梅ごくり」製造販売について。

梅の栽培は、稲作との複合経営を図ろうと旧琴丘時代から振興され、町では当時梅課まで設けて振興を図りました。当初100ヘクタールの目標でしたが、立地条件・栽培状況が悪く、とても目標に達することはできませんでした。合併してからは規模も縮小され、JA秋田やまもと野菜果樹部会では、町の農業公社を含め7人、団体が約7ヘクタールで生産に励んでいます。

面積的に広く植栽されているのが、琴丘体育館そばの金仏梅公園で、5.3~クタールの敷地に品種では「藤五郎」「越の梅」など2,000本、6月下旬に収穫を開始します。収穫後は、JA秋田やまもとの集出荷施設に運び、選別を行います。今年は品質がよかったが、残念ながら作柄状況はよくなかったようです。

当時は、梅ジュースとして販売されましたが、720ミリリットル300ミリリットルの瓶詰めであり、飲んだ後の分別処理が面倒であるという声があり、平成24年度から紙パック1リットル入りにリニューアルすることにしました。原料は、今までと同様岩手県株式会社葛巻高原食品加工所で搾汁

してもらい、それを新しく弘前市つがる食品株式会社でデザインを含めパック入りに加工します。当時、担当の農林課、農業公社の職員が何回となく足を運び試行錯誤して、最終的に町長室で果汁・糖分などを変えたものを、味・飲みやすさを確かめながら試飲をして、受入れられる味「梅ごくり」を商品化したものであります。

9月議会で毎年配付される農業公社経営状況等を説明する資料を見ますと、平成30年度紙パック1リットル1,200本、令和元年度つがる食品梅ジュース製造委託1,200本、販売計画1,100本と記載されています。令和2年度はどのような委託計画でしたか。町外・町内何か所に納入しておりますか。販売・売り込みなどはどのようにしておりますか。

以上、2点について壇上からの質問といたします。

議 長 (金子芳継)

5番、児玉信長議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、児玉信長議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えいたします。

行政報告でも申し上げましたが、令和3年度の予算編成方針につきましては、長期財政見通しによる厳しい財政状況が予測される中、第1に新型コロナウイルス感染症への対応と新たな日常生活を見据えた事業の推進、第2に産業の振興及び雇用の推進等による地域経済活性化対策、第3に住民の暮らしに直結した安全・安心対策の3分野を重点事業として位置づけ、本町の財政事情を鑑みながら、今まさに予算編成作業に取り組んでいるところでございます。

本町の財政状況は、行財政改革推進計画の実施及び財政健全化の取組により、現時点では健全な財政状況にあると認識しておりますが、令和3年度の財政見通しでは新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済環境の悪化により税収の減収が見込まれることから、歳入面において厳しい状況になると予測しております。

議員ご質問の地方交付税の一本算定の影響額につきましては、本年度ベースで試算しますと約6,000万円の減額と推計しておりますが、次年度の交付見込額は基準財政収入額の減少や基準財政需要額における公債費の算定額の増加など、現段階では臨時財政対策債を含めた全体としての影響は少ないものと見込んでおります。

令和3年度予算編成につきましては、国及び県で実施する新型コロナウイルス感染症対応の各種支援策及び経済対策の動向を見据えながら、本町の経済状況に応じた事業継続、雇用推進、生活の下支えなど、町独自の支援策を講じ、地域経済の活性化を図りながら町民の皆様の安全な暮らしを守る対策を講じてまいりたいと考えております。

また、これまで展開してきた各種事業の効果検証を行うとともに、喫緊の

課題である保育・学校等の子育て環境の整備、定住対策、空き家対策、温泉活性化対策など様々な課題に取り組みながら、町民の皆様が「住んでよかった」「暮らしてよかった」と思われるまちづくりの実現に向け努めてまいります。

続きまして、「梅ごくり」製造販売についてお答えいたします。

ご承知のとおり、「梅ごくり」は一般社団法人三種町農業公社が梅加工販売事業の一環として行っている製品でございます。

1点目の平成30年度から3か年の製造販売実績につきましては、平成30年度は製造本数1,146本、販売本数972本、販売額が20万9,296円。令和元年度は、製造本数780本、販売本数705本、販売額が13万4,608円、令和2年度は11月30日現在で、製造本数1,551本、販売本数304本、販売額が9万2,860円となっております。

2点目の販売箇所につきましては、グリーンぴあ・じゅんさいの館・ドラゴンフレッシュセンター・メロディアンなど町内の農産物直売所や、ゆめろん・ゆうぱるの町内温泉施設で販売しております。また、町外では道の駅かみこあにで販売しており、販売箇所につきましてはただいま申し上げました7か所への納入となっております。

3点目の「もっと宣伝・売り込みが必要では」とのご意見につきましては、町内外向けの宣伝や売り込みが十分ではなかったと認識しております。 今後は農業公社と連携を図り、製品完成時には報道機関等への取材依頼を行うなど、三種町特産品「梅ごくり」として広く認知されるよう宣伝・売り込みに努めてまいります。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

5番、児玉信長議員の再質問を許します。5番、児玉議員。

5番 (児玉信長)

財政上、非常に今の状況だと良好であるということは、まず監査委員のほうでもそれなりに評価しておるわけなんです。また、決算書を見てもそのとおりであるということでございます。

何も、一番先に三種町の経営内容がどうなのかというのは、先ほど壇上でも言ったとおり実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、この4つのものの中で1つでもやはり赤字の状況になると、当然イエローカードが照らされるわけでございます。これがここ六、七年前からですか、非常に経営内容がよくなってきているなということは、ずっと前から照らし合わせておるわけでございます。

先ほど壇上でも言いましたけれども、合併してから三、四年ぐらいまでは 恥ずかしい話、秋田県でも三種町はもう最悪の状態であったということは、 ひな壇にまだ当時いろいろやっている課長方は一番分かっていると思うんで すけれども、そういう状況であったのが今このような状況だということで、 非常に喜ばしいことだなと思います。

それで、町長も先ほど重点項目を言われたわけなんですけれども、前年度は大体重点項目を5項目ぐらい挙げたはずなんですよね。新年度、要するに令和2年度のときには重点項目を5項目ほど挙げたはずなんですよ。今度、令和3年度には、予算編成として今新型コロナウイルス感染症と産業の振興と住民の暮らしということで、3項目に重点を置いたということなんですけれども、この5項目から3項目に切り替わったのはどういうことなんでしょうかと思いまして、第1点からまずご答弁願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

昨年までは5項目設定させていただきましたが、やはり5項目というとちょっと焦点がぼけるのではないかということで、目標としては今回3項目に集約しまして、その下には当然これまで取り組んできた重点事業を含んだ形での表現とさせていただいております。この3点から、ちょっと読み取れない部分があるかもしれませんが、そこは何とぞご了承いただければありがたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。全て何項目も挙げて、実質的に成果が上がらなかったとなると、それよりだったら集中的に3つの項目で頑張ってくれたほうがかえってよかろうかなと、かように思うわけでございます。

それで、壇上でも話したんですけれども、当初予算と決算というようなことで、三種町の場合にはおおよそ令和3年度は100億円規模の当初予算でいけるんではなかろうかなとは思っていますけれども、総務課長としてはどのようなお考えなのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

先ほどから議員おっしゃっております子育て支援施設の整備、来年度予定されておりますが、議員予測されている100億円前後で当初予算は推移するものと今予測しております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。子育て支援事業がありますので、そういった建設投資というようなことで、それもかかることだと思いますので。

それから、10月号の町の広報なんですけれども、ここで長期財政見通しがありますよね。令和2年度から11年度までなんですけれども、この中で普通交付税の一本算定というふうなことになると、この前にも新聞等でもありますけれども、普通地方交付税が約1億4,000万円ぐらい減じられるんではなかろうかというふうな報道等も書かれておりましたけれども、その点の見通しはどうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

中長期見通しにつきましては、過去8年間の一本算定と合併算定の差額を 見込んだ数字でございます。過去8年間一番大きかった部分と少なかった部分を2年間省いて、平均を出して算定したものでございまして、令和3年度 は普通交付税が1億4,000万円減るだろうという見込みの見通しでございました。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

普通、地方交付税は所得税・法人税・酒税、それから消費税等の中の94%が地方交付税として算定されるわけなんですけれども、先日の新聞でも三種町には45億9,700万円というのが入ってきているわけなんですけれども、特別地方交付税は12月に3分の1、それから3月に3分の2ということは、今も94%残り特別交付税が6%なんですけれども、それは変わらないんですか。そして、12月は見通しとしてはまだ三種町には県のほうから連絡は入っていないんですか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

議員おっしゃるとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

今年は大きなものはないから特別交付税も、昨年は平成30年と令和元年度でいうと、令和元年度のほうが若干多く入ってきているわけなんですよね。今年の見通しとしては、令和2年度はどのようにお考えなんでしょうか。見通しですけれども。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

あくまでも見通しになりますが、元年度ベースと見込んでいるところでございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

そうすると、新年度予算は本当に先ほど町長が言ったように良好な状況で、この何年間は私推移されるんじゃないかと思うんですよね。だから、長期財政見通しがあるんですけれども、もう令和3年度から1億9,000万円が三角になっているんですけれども、そういう心配はこう見ながら、ちょっとあまり厳しくこれは見通しの公表をしているんではなかろうかと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

議員おっしゃることも、大変理解できます。令和3年度から完全一本算定になりますので、交付税の減額につきましてはそれぞれ年度の財政収入額、それから需要額の算定によって動きはあるんですけれども、人口減少とそれから学校再編等が進みますと算定基準が変わって、微減していくものとは感じております。現在35億円余りの基金に対して調整基金ありますので、それがどう推移していくのか、令和2年度の決算状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

先ほど町長のほうで、要は町税が非常に厳しい状況だと。経済がこのような状況だということで、それは要するに自主財源が平成30年度は23.5%の比率を占めておりまして、令和元年度は23.3%、0.2%減なんですよね。農業所得は非常に上がったにも関わらず町税が少なくなったというのは、私令和元年度のあれがちょっと腑に落ちなかったんですけれども、決算状況はそういう状況でしたので。

見通しとして、非常に依存財源の占める割合が約77%も占めているわけですよね。そこで今度地方交付税が減額される、そういう状況になると当然先ほどお話しされたように39億4,000万円の基金を取り崩していかなければならないことになってくると思うんですけれども、まだまだ想定は少し三種町としては大丈夫ではなかろうかと思います。

そこで、税収は厳しくなるけれども、何かでやはり削減していかなければならない。私が議員になった頃に、よく先輩議員に「一番気をつけて見なきゃならないのは、物件費だよ」と、よく言われておりました。ならば物件

費が伸びるということは、それだけ非常に財政に忌憚を来していくんじゃな かろうかとよく言われたんですけれども、その点は総務課長としてはどうお 考えでしょうか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

議員おっしゃるとおりだと私も感じておりまして、物件費・修繕費等につきましては精査した上で、先ほどの施設等の維持費も精査しながら、当初予算ではまず9月予算計上以上は要求しないという規定に基づいて編成したいと考えております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

じゃあ、ひとつそこを十二分に検証しながらよろしくお願いしたいと、か ように思います。

それから、今度はコロナの関係になりますね。地域雇用創出事業なんですけれども、ここの中に補助率がありますね。事業内容等で、補助率及び補助額があるんですけれども、これが3万円、それから月額2万円なんていう金額が出されておりますけれども、これをもう少しやはりコロナにおいて非常に厳しい雇用問題が出てきておりますので、これを事業所にもう少しプラス金額的にできないだろうかなということなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

地域雇用の新規雇用奨励金につきましては、ここ数年同額で推移しております。さきの企業訪問におきまして、雇用について一番やっぱり問題になっているのは、募集しても人が集まらないという状況がここ数年変わっていないということが問題でありました。賃金の支払いに対する支援を拡充するよりも、雇用政策に係る部分の支援が必要かと思いますので、当初の予算編成についてはこれからでございますが、その点を十分に考慮した予算編成にしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

課長、それからこの中に「本事業は予算がなくなり次第終了しますので、 利用を予定されている事業者はお早めにお申し込みをお願いします」という 1項があるんですけれども、これはやっぱり何としても必要なんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

予算につきましては、当初措置した予算内での支援制度としてございます。ただ、地域雇用推進事業の予算につきましては、まだ十分に余裕がございますので、この後使用される方におきましては積極的に使用していただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

課長の答弁は非常に聞きやすいし、またはっきり物事をお話ししてくれますので、どうかひとつよろしく頑張ってもらえればと、かように思います。

それから、「まち・ひと・しごと」なんですけれども、先ほどお話ししたように定住・雇用、これをもう一度平成30年度で事業が終わってしまったんですけれども、再度やはり事業を新年度からやるというようなことは考えておりませんでしょうか。いかがでしょうか。定住奨励金事業なんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長お答えいたします。

定住奨励金事業につきましてですけれども、先ほど議員からもお話しあったように、うちのほうとしても定住奨励金の事業については平成30年度で終了しておりますけれども、その間一定の効果があったというふうに認識しております。平成30年度以降は若い世代の支援に切替え、結婚祝金事業として現在取り組んでいるところです。

今、議員のほうから定住奨励金事業をまた復活してはどうかというような ご提案なわけですけれども、その辺ももちろん念頭に入れなければいけない というふうには思いますけれども、今後は定住される方が三種町にこの先 ずっと住んでくれるような施策を検討していきたいというふうに考えている ところでございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

町長にお聞きしたいんですけれども、今商工観光課長と政策企画課長が答 弁されましたけれども、この点についてお答え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

地域における企業さんにおかれまして、雇用をしっかり確保していただくというのは大変ありがたい話であります。こちらについては、当然事業を継続していかなければいけないですし、先ほど商工観光交流課長が申し上げましたとおり、今抱えている企業さんの問題に対してしっかりと向き合いながら、一番効果のある施策を考えていきたいなと思っております。

また、定住関係でございますが、今コロナの関係でいろいろな地域・地方のほうへ移住、そしてワーケーション、いろいろな都市から田舎へという動きが出てきております。その中で、なかなか皆さん綱引きをやっている状況でありますので、簡単に移住といってもなかなか難しいんだろうなと、どのぐらい手厚くやればいいのか、多分各地の競争となります。

今回、まず私としては、それこそ先ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、今ここで生活している人方、若い世代を中心にまずは定住をしっかり担保していきたいなと、そのような考えもありますので、いろいろな施策がある中で今回はちょっと定住のほうにも少し力を入れたいなと、このように考えておりますのでご理解をいただければありがたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

総合戦略の検証報告なんですけれども、平成30年度でもう今言った定住 奨励金事業が申請件数が46件なんですよ。交付件数が41件ということ で、実績670万円を支払っているわけなんですね。これが、10年間この 事業をやられてもう終わったと。一つの成果を上げたということで、今度は 若者のあれだというようなことになりますけれども、じゃあ現実若者が本当 に結婚して家を建てるという人はわずかだと思うんですけれどもね。

今、鹿渡地区のほうは建設ブームですけれども、約9件も建っていますけれども、建設ブームですけれども、いずれそれは限られた人だけであって、やはりほかから人を呼び込めるというのは今若い人方は結構こういうネット関係を見ておりますので、じゃあ三種町に5年・6年・10年というふうに永久ではなくても、それなりにやはり三種町に定住してもらえれば、私は非常に効果があると思います。

だからそれに対しての、要するに地方交付税だって人口減によってマイナスの三角になっていくことだし、人が増えることによって若干歯止めにすることができるわけなんですよね。だから、奨励金として10万円、20万円、子供が5万円というのは、結構金額的にははりますけれども、そういったところを頑張ってもらえれば、やはり今までやった経験がありますので、もう一度それをやる事業として私は絶対必要ではなかろうかと、かように思いますのでもう一度その点のお考えをお願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに貴重なご意見だと思いますので、少し検討させていただければありがたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

検討という言葉は非常にいい言葉でございますので、どうか十二分なる検 討をお願いしたいと思います。

それから、次の各自治会長会議の要望なんですけれども、これは毎年たしか当初予算で8,000万円の予算計上、かなり前には1億円ぐらいの予算計上しておったのが、やはり8,000万円の事業になっていると思うんですけれどもね。これを、新年度でまた8,000万円、なおかつ前倒しをして1億円ぐらいの予算規模でそれができないのかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長(進藤敦)

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、過去には最高額1億2,000万円の時代もありました。現在8,000万円で推移してございますが、額が多ければいいのかとなりますと、担当する職員の限度というものもございまして、今8,00万円に落ち着いているわけでございます。

毎年翌年度に繰り越す分もございますが、それは当初測量とかが必要になって設計を組まなければその事業に向かえないということで繰り越しているものもございますので、本来であればできる範囲内で全てやるのがよろしいんでしょうが、担当する職員の数とその限度があるということで、繰越ししているものもございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

町長、限度があるということでございますけれども、その点はどのように お考えでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

金額的な限度と、それから仕事の限度という意味だと思います。ただ、昨 今の状況を考えますとやはり必要な事業、補修・改修含めていろいろな要望 が自治会さんのほうから上がってきておりますので、予算の枠にとらわれず に必要な事業はやっていくという方向で、これから予算のほうを頑張ってい きたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

十二分に検討してください。

次の三種町子供の遊び場なんですけれども、先般平面図をいただきました。その室内遊具の上にイベントスペースがあるんですけれども、字が細かくてあれですけれどもバレー収容床金物ですか、それからバドミントン支柱用床金物ですか、これなんでしょうか。ちょっと平面図。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

山本改善センターのホールの金具だと考えられると思いますが。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

いや私、なぜ今聞いたかというと、室内遊具がここにいろいろなものを置いて、そうするとイベントスペースなのでここで要はバレーをやったりそれからバドミントンをやったり、そういった何か催物や球技をやったりなんかするのかなと思ったんですが、それとは違うんですか。

福祉課長 (加賀谷 司)

違います。

5番 (児玉信長)

分かりました。

そこで、室内遊具ですけれども、ここの枠組みだけを遊具にするんですか。それとも、イベントスペースのほうまで持っていくんですか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

これは、あくまで概算設計をつくるための案でございますので、設計段階でイベントスペースのほうを小さくして、室内遊具のほうを多くするかも、それは基本設計の段階で判明すると思います。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

ちょっと聞こえなくて、ごめんなさい。もう一度。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

これは、あくまで旧山本の改善センターの平面図に、我々が落した仮のスペースでございますので、今後設計屋さんとの話し合い、または利用を考えた場合の面積の入替えというのはあるかと思われます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

よかったらはちパルと、それから井川のほうに足を運んでもらえれば、非常に参考になるんですよね。井川はみなくるですけれども、ここは屋上に遊具があってすばらしいんですよ。もちろん、いろいろなスペースで囲ったりなんかして、はちパルも非常に懇切丁寧にいろいろ教えてくださって、だから今子育て支援センターがここにあります。子育て支援「おひさまひろば」がここになります。果たして、この平面図を見せました、八郎潟の担当の人に。「いや、これはもうちょっとこっちのほうに移動したほうがいいよ」と「こうしたほうがいいよ」ということを教えてくれました。

私は、「三種町にこういう類似したものが今度できますので、どうでしょうか」ということでこの平面図を見せたら、「こういうふうなことをしたほういいんじゃないか」「もう少しこうしたほういいんじゃないか」というふうなことも教えてくれましたので、ひとつ足を運んで行ってみてください、非常に参考になりますので。建ててからだったら、もう「あれもして」「これもして」ということは大変ですので。

私は、そういうことでトイレが少ないんですよ。もう、トイレが非常に多いんですよ、この遊具の中でも、それから支援センターのはちパルの中でも、それから畳の和室も置いているんですよ。だからそういったこともありますので、それからいろいろな遊具もありますし、そういうところを含めてよかったらどうでしょうか。2か所でも、足を運んでもらえればと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

この計画で、室内遊具だとかは道の駅ふたついを参考にしているわけでございますけれども、ほかの施設をじっくり見たことはございませんので、この施設の改修の前には設計屋さんと話し合いまして、ぜひとも視察したいと考えております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

道の駅ふたついも、私は見て分かります。だからそれ以上にまた、あそこは大衆の集まりですので、しかしここは3歳未満児なり何歳未満児なり、5歳なんていうのは進学前の子供方だけの施設になっていますので、そこは違

うと思いますのでね。そういったところを含めて、ひとつお願いしたいと思います。

以上、こっちの新年度予算編成を終わり、「梅ごくり」でございます。

今、町内のいろいろ施設、私もグリーンぴあと、それからじゅんさいの館と、それからドラゴンとメロディアンに行ってきました。残念ながら、1か所しか置いていないんですよね。あとはないんですよ。昨日メロディアンに行きまして、「東雲羊羹」のレジの向かいにありますけれども、反対側ですけれども、「東雲羊羹」の隣に「梅ごくり」が5本ありました。買ってきましたけれども。

どうなんでしょうか。当時、代監もいますけれども、代監が農林課長のときやった事業でございます。それから、副町長が議会事務局長のときにやった事業です。町長室で2回ほど試飲して、これが商品になったものですけれども、非常に意気込みがあって、現実こういう状況なわけですよね。それで、現に賞味期限が来年の1月16日なんですよ、こう見たら1月16日。現実今1,551本、販売数が304本、在庫が1,247本だと思うんですよね。これ、そのまま在庫の状況に置かれているんですか、どうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

議員おっしゃるとおり賞味期限がありまして、令和2年度製造本数在庫が1,200本余りということであります。この後、どういうふうにするのかということだと思いますけれども、いずれ町長答弁にもありましたとおり大変PRは手薄、足りなかったと反省しているところです。

しからば、公社のほうとしてどういうふうなPRしていくということで、ちょっと打合せさせていただいたんですが、いずれ今言った販売所さんに再度お願いしまして、ポップによる提示、要はチラシ等の展示コーナーを再度確認させていただいてPRし、年末年始の贈答用として売り込みしていきたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

簡単なことですよ。私ら町会議員と、皆さんひな壇の人方が10本ずつ買えばいいんですよ。何も、簡単なんですよ。400円ですよ、1本。賞味期限が1月21日で切れるんですよ。そうすると、毎年この下で売るときあるでしょう、200円だか300円で。どうですか、そういうふうにしてたまに押し売りしてみたらいかがですか、今回。

そして新たに令和3年度には、やっぱり今までのやり方が本当に、言えば 悪いけれども力不足であったと。なぜかというと、ちょうど搾汁してつがる 食品から物が入ってきたころには、公社の職員はヘリで忙しいんですよ。ヘリ防除で、もう忙しくて忙しくてそれどころでないと思うんですね。だから、そういったところにやはり、要するに公社と農林課とは違いがあるかもしれないけれども、今までそういうふうな状況であったわけですね。だから、令和3年度にはこういうふうにやるんだよというふうな方針を決めなきゃならないと思いますよ。

葛巻は、うちら教育長も分かるとおり、北緯40度でバスケットのずっとつながりなんですよ。今でも来ているんですよ。葛巻・普代村なんてずっとあの付近、今普代村は来ないんですけれども、ずっとそういう北緯40度のつながりで、それで葛巻にワイン工場もあるので、そこで搾汁してもらっているでしょう。つがる食品はリンゴジュースをやっていますので、弘前に行ってそれで「梅ごくり」にしてもらっているのよ。だから、頑張らなきゃだめだ、何と。

それでひとつ、最後ですけれども教えます。私はハイボールをよく飲みますけれども、昨日もハイボール飲みましたけれども、炭酸の代わりに「梅ごくり」を入れますと、大変おいしいです。これは、もう抜群です。ウィスキーの味が消えて、ジュースみたいになります。どうかひとつ、課長、あなたも今日から私のまねをして、400円で買いなさい。ほんと、ほんと。だから、私らに売りなさいよ。あなた方も買いなさい、そうでしょう。もう、ここで150本、議長は20本買うだろうし、副議長も20本買うだろうし。もう、ここで何十本って売れる。あなた方は10本買えば、そうでしょう。

ただ、やはり一生懸命頑張らなきゃだめだよ。これだけ梅の生産者がせっかくつくったものですので、そういったものをやっぱり捨ててはだめですよ。今まで、誰もこれを質問する人いなかったんだけれどもね。だから、私もこれに携わった1人の人間でございますので、ひとつ頑張ってよろしくお願いしたいと思います。

以上、終わります。

議 長 (金子芳継)

5番、児玉信長議員の一般質問を終わります。

3時15分まで休憩いたします。

議 長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 一般質問を続行いたします。
- 2番、平賀真議員の発言を許します。2番、平賀真議員。

2番 (平賀 真)

それでは、私からさきに通告しております2点について、当局の考えを問いたいと思います。

1点目でございます。健康寿命を延ばす対策と実績をお伺いいたします。

町では、高齢になっても健康で心豊に過ごせるように、これまで様々な対策を取ってきたはずであります。これまでの具体的な対策をお伺いいたします。結果はすぐに現れないと思いますが、効果が顕著に出た実例があるのか、お伺いいたします。

またフレイル健診、聞き慣れない言葉でございますけれども、これは国が 定め75歳以上、加齢による身体的な衰え、精神・心理的な衰え、社会的な 衰えを調査する15項目の質問をもった質問表の健診の第1段階でございま す。これを早めに導入すべきと思いますが、実施計画をお伺いいたします。

また、歯周病をはじめ口の中の病気が、認知症をはじめ様々な病気の要因になると指摘されております。幼児期、これは親です。学校の児童生徒、また高齢者への指導・注意喚起はどのように行われているのか、歯磨き指導等はどのように行われているのか、お伺いいたします。

2点目でございます。観光事業への取組をお伺いいたします。

今年は、コロナウイルス感染拡大により、観光事業への打撃は著しいものがあります。町でも様々な事業が中止となり、影響も多大でありました。コロナウイルス感染が収まったとき、事業再開のための準備はどのように進められているのかお伺いいたします。

また、観光協会の取組、これまでの実績、事業予算等をお伺いいたします。町内にある観光名所の整備、管理状況はどのようになっておるのでしょうか。年度ごとに場所を選定し、集中的に事業を行うことが集客につながるのではないか、取組についてお伺いいたします。

以上2点、壇上での質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

2番、平賀真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、2番、平賀真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、健康寿命を延ばす対策と実績についてでございますが、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるため、町ではこれまで様々な事業を行ってまいりました。健康推進課保健センターで行っている健康教室では、食生活改善や適度な運動指導に取り組んでおります。また、福祉課地域包括支援センターでは、介護予防の観点から転倒予防教室、認知症予防教室などの教室を開催しておりますし、企画政策課クアオルト推進室では三種型クアオルトを利用した運動教室などに取り組んでおります。

このように担当課は違っておりますが、それぞれ高齢者を含めた町民の健康を目的とした事業を展開しておりますが、町全体を把握した効果や効果が

顕著に出た実例などについては、現状では数値に表すことはなかなか難しい 状況となっております。

次に、フレイル健診についてでございますが、国や秋田県後期高齢者医療 広域連合から高齢者一人一人に対して、きめ細かな保健事業と介護予防のため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められており、町では 令和3年度を準備期間とし、令和4年度からの実施を目指し、これまで健康 推進課と福祉課において事務担当者の連携会議を開催し、実施に向けた検討 を行っております。

この一体的な実施に向け、後期高齢者健康審査における問診表が改正されており、問診表の回答と健診結果などから高齢者のフレイル状態を把握し、健康指導や医療機関での受診へつなげることとなっております。一体的実施には専任の保健師、専門職などマンパワーの確保が必要とされますので、フレイル健診も含めた一体的実施まで多少の時間をいただきたいと考えております。

次に、歯の健康づくりについてでございますが、町ではこれまでも保育園・幼稚園・小中学校においてはフッ化物洗口を行い、虫歯予防と小学校での歯科教室では歯周病予防などに取り組んでおります。

また、高齢者の方々向けには、サロン参加者へ歯科衛生士によるオーラルフレイル予防の講話を行っております。今後も、高齢者においては歯科健診の勧奨や、サロンなど高齢者が集まる場面においてオーラルフレイル予防の啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、観光事業への取組についてお答えいたします。

本年度につきましては、多くのイベント開催を中止しているところですが、冬期に三種町観光協会が実施するスノーモービルイベントについては、開催に向け準備を進めております。また、令和3年度のイベント等につきましては、サンドクラフト実行委員会が開催の方向で準備を進めるとした以外は、決定したものはございませんが、新年度の予算編成に当たっては全てのイベント及び観光PR事業等について、新型コロナウイルスの感染防止対策費用を含め開催を前提に準備を進めてまいります。

なお、各種イベントや特産品PR事業として実施している「流しじゅんさい」につきましては、人が密になる状況が避けられず、箸を用いてじゅんさいをすくい取る方法についても感染リスクが想定され、代替案もないことから、開催は非常に難しいものと考えております。

次に、観光協会の取組、これまでの実績、事業予算等についてでございますが、観光協会の取組としては町観光情報の発信、町特産品のPR及び販売、観光イベント等を実施しており、令和元年度はじゅんさい摘み採り体験の受入れ、観光情報センターの運営、釜谷浜海水浴場海開き、房住山山開き、リゾートしらかみ号や首都圏物産PRイベント、町内イベント等での特産品PR、町内での買物客を対象とした「ワク湧く!三種キャンペーン」等の実施により、573万2,039円の事業費となっております。

次に、町内にある観光名所の整備・管理状況についてでございますが、現在町で観光名所としてPRしている場所の多くは、旧町時代に整備したものがほとんどであり、管理については行政財産として各施設を所管する各課で維持管理をしております。施設の数も多く、集中管理は非常に困難なことから、各施設の修繕等につきましても必要性・緊急性を考慮しながら、各所管課において対応しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀真議員の再質問を許します。2番、平賀議員。

2番 (平賀 真)

それでは、1点目の健康寿命に関する再質問を行いたいと思います。

町では、様々な形で健康寿命を延ばす取組をされていることは、承知しております。この秋田県でも、知事がよくテレビに出ながら「健康長寿県」というのをスローガンにして、高齢化県ではあるが健康であるということを常日頃訴えているところでございます。

今、フレイル健診というのが話題になっており、国のほうでは2020年度(今年度)から取り組むようにということで、町は令和4年度ということでございますが、町の広報でも1枚ものカラーで「フレイルにならないように」というふうな形で1枚ものを入れておりましたけれども、なかなか広報もページ数が多くて、きれいなカラーであっても、実は私この質問を行うときに町の担当のほうに問合わせして、どのようになっているかって事前に確認したところ、既に広報でフレイルに関する記事といいましょうか、1ページのものを入れてあるということを、私自身全く見過ごしていた。

質問を取り上げることによって、初めて見直したようなことで、広報みたねのしかも5月号ですか、スクワットとか膝の運動のものだと思ったら、裏側にイラストで「予防するために」ということできちんと書いてあるんですけれども、残念ながら町の広報、今日広報の話題で、高橋議員の質問で広報のいろいろなことを載せてあるんですが、あの細かい字を隅から隅まで見て、自分の関心のあるものというのはなかなかつらいものがあるんじゃないかと思います。

職員の方々は、一言一句残さず見ているかと思うんですけれども、特に高齢の方々があれぐらいのページ数になりますと、もしかしたらぱらぱらとめくって、写真しか見ていないんじゃないかなと思うときもあります。こういったものはどういうふうな形で、一旦広報担当者がどれぐらいの認知といいましょうか、広報に関心を持って見ていただいているのかなというそういった調査も必要ではないかなと思うぐらいです。

大変フレイルというのは心配して、もっともな内容でございますので、どうかこれを事あるごとに周知をして、当然このフレイル状態に陥らないような形で、それぞれの担当の課で推進していただければと思います。

なかなか、取り組んできたものに対する実績を数値でというのは厳しいのは分かりますけれども、当然介護予防等も判定が要介護から要支援を入れる段階で、要介護にならないために要支援で止まるようにということで、国から県・町で取り組んでいると思いますけれども、そういったものはもう数値で実績がある程度出るかと思うんですけれども、現在町で要支援1・2から要介護1・2に移行したか、それで止まっているかというのは、担当の課でそういった数値は把握していらっしゃいますか。もし分かるようでしたら、お願いいたします。

具体的に何人が何人になったというんじゃなくて、全体的に見て効果があるかぐらいの、簡単で結構です。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長お答えいたします。

具体的にフレイル状態に今現在なっている方というのは、実際の数字というのはつかんではおりませんけれども、包括支援係から聞いた話ですと、教室に通った方で正座できなかった方が正座できるようになったというようなお話を実際に聞いておりますので、そういう部分で実際に効果があった方はいらっしゃるということがあるということでございます。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

どうかこういったフレイル状態にならないように、危機感をあおるという ことはないんですけれども、事あるごとに周知徹底していただければと思い ます。

ただ問題なのは、介護予防教室に参加しない方といいますかできない方、 クアオルトの運動とかできない方、参加しない方。各サロンとかで、要はこ のフレイルの中で社会的な活動に参加しない方という言い方は変なんです が、できない方と言ったらいいのか、そういった方々が一番危険といいま しょうか、そういった方々を救うというのは家庭環境等もあるかと思いま す。その人の性格もあるかもしれませんけれども。

やはりもし独り暮らし、高齢者のみの世帯であれば民生委員等、または健康推進委員、保健師さんとか、そういったネットワークというのは現在どのようになっているのか、もしお分かりでしたらお伺いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長お答えいたします。

実際に保健センターのほうで、高齢者のフレイル予防ということでピック アップした地区において、実際に教室等を開いて地区の高齢者に対して集 まっていただいて、講話を行ったりしてございます。今後、このような地区 地区に入っていって、先ほどお話しあったとおりフレイル健診に関する問診 票が変わってございますので、そういうものを利活用してフレイル予防に対 する運動を展開していかなければならないものと考えております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

今後、新たな健康推進のための様々なプログラム・計画が出るかと思いますので、どうか国・県の動きも確認しながらそれぞれの担当で取り組んで、大きな成果を上げるような形で、当然介護保険・国民健康保険の医療費等の推移を見るとそれが結果につながるかと思いますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

それで、歯のほうなんですけれども、先般北羽新聞の能代市上町の歯科の院長先生の病気に関するものを読みまして、何と「このたび認知症の原因物質が突き止められました」という、九州大学ですかが解明したということで記事が載っておりまして、一番は歯周病細菌だそうでございます。それが蓄積して、脳の中に入ってアルツハイマー等を見ていたり、あと口の動きが弱まることによって誤嚥性肺炎、要は肺炎なんですがその原因として誤嚥性ということになっているので、全て口から大きな病気につながるというこういったきちんとした学説が出ておりますので。

先ほどの答弁で、フッ素加工はこれは町で前から取り組んでおりますけれども、やはり歯の磨き方、ドクターの言うことには「とにかく歯磨きが大事なんだ」と。朝起きて、そして3度の食事と寝る前、1日5回のブラッシングが大事だということでございますので、どうか高齢者の方々先ほどオーラルフレイル、歯科衛生士が来てサロンで講演とか出ていますが、何回も言いますがサロンに来る方々はいいんです。社会的な交流でいろいろな知識もありますが、そういった来れない方々に対してもどこかの場で指導をしていくような注意喚起が必要になってくると思いますので、その点も含めてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目のほうに入りたいと思います。

今回一般質問で、観光に対する温泉等で何人もの方々も質問しておりましたけれども、先ほど観光協会での取組というふうな話が出ましたけれども、 実際観光協会は職員の方何人で、こういった事業をその方々だけで実施しているのか。もしくは、担当商工観光交流課のほうで一緒に活動しているのか、そこを確認したいと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

観光協会の職員は、正職員2名とパート職員1名、3名体制で観光協会を

運営してございます。

事業の実施につきましては、観光協会独自で実施するものと、町商工観光 交流課と連携しながらともに実施する事業がございます。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀真)

実は今年度といいましょうか昨年度の実績、総会資料をいただきまして観光協会は本当に大変な事業を抱えながら頑張っていらっしゃるのは重々分かりますけれども、職員2名、会長さんは会員の中から当然選ばれているようでございますけれども、職員2名であまりにも事業内容、会議内容が多過ぎるのではないかという、私実感を見ました。町からの補助もそれなりに出ておりますけれども、どうなんでしょうね、これ。

かつて旧町時代は、観光協会の事務局長を町職員が兼ねていた時代があったようでございますけれども、やはり今回コロナのことによって観光事業がいかにこの日本の経済を支えているかということが、顕著に表れたと思います。それがゆえに、感染が拡大しても「Go To キャンペーン」が止められないというのも、痛しかゆしの点があるのかもしれませんけれども。

これだけ大事なものを、予算もありますが、もし今後これは町長の判断にもよると思いますが、新年度になりますとこのコロナがもし収まったら、やはり観光は町の大きな財産につながると思いますので、職員、再任用職員でもいいんですが、そういった方を事務局長のポスト、町から出向ですので観光協会の予算は変わらないと思いますので、そうしたてこ入れといいましょうか、町の大きな支援というのも必要になってくると思いますが。もし町長のお考ええれば、お伺いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

観光協会への職員の派遣というような意味合いだと思うんですけれども、 現在町のほうも職員の定員管理含めてかなり厳しい人数で町のほうをやって おります。正直申し上げまして、協会のほうに1人割くほどの人員的な余裕 はございません。

ただ、観光協会のほうでいろいろな事業をやる中で、やはりどうしても人も必要だということであれば、観光協会のほうといろいろ協議しながら、人件費分の補助を出すだとかそういう対応はできるものではないかなと思います。ただ、そのあたり今出している補助金、そういうのもいろいろ考慮しながら最終的に決めるべきものではないかなと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀真)

現在の職員の定数が厳しいのは、重々承知しておりますので、今言ったように再任用というのはまた別枠だと思いますので、そういったことも踏まえて観光協会等と打合せをしていただければと思います。

また、下段のほうで観光名所の整備・管理状況をお伺いして、それぞれ所管のほうで予算に合わせてやっているということでございますけれども、町では過去に「三十六景」という写真集・ポストカードができているようでございますが、それぞれの名所として写真を募集して一通りの形ができておりますけれども、やはり観光名所に人を呼ぶというのも大事なんですけれども、これからの観光というのはそういった物を見るよりも、言ってみれば体験的なものが一番好まれているやに聞いております。

言ってみれば体験学習といいましょうか、そういったことを受け入れるための団体といいましょうか、観光協会の場合は今言ったようにパート職員3名では、とてもそういった外部から来た人へ情報発信はできても、なかなか対応が難しいかと思います。

そういった受け入れる団体ですね、町内には様々な団体、新聞等で見かけて先般もネット配信ですか、そういった形でいろいろな団体が、今一番よく出てくるのは「田舎ぐらし大学」ですか、そういったものもありますし、あと一頃活躍した「みたねーしょん」ですとか、いろいろまず町を盛り上げていこうという団体が新聞等で見受けられます。そういったものを1つにまとめて、コーディネートするような組織というのがやはり観光協会だと思うんですよ。それぞれが頑張っているんですが、どうしても個性がある団体ですから活躍しているんですけれども、そういったものをひとまとめにするためにもやっぱり第三の団体をつくるのもいいんですが、観光協会の中にそういった部署を置いて、一括して頑張ってもらうといいましょうか、予算はその次で構わないと思いますけれども。

それこそ今体験といいますと、外部から来た人方はそば打ちやじゅんさいの摘み採りが一番多いようですけれども、あと果樹の摘み採りとか様々な可能性がこの町にあるのは、町長もご存知だと思いますので、そういったものを季節季節で生かすための情報発信と、そしてそういったことができる体験交流館というもの、交流施設ですね。

今日もまた話題に、惣三郎沼の施設のことも出ましたけれども、そういったものもありますし、琴丘地区にある民芸の資料館ですか、そういった既存のものを、新たに建てるんじゃなくて既存のものでもいろいろできると思いますので、どうか所管課のほうで情報交換しながらやっていただければと思います。

そして観光名所の整備ですけれども、今回予算が出た石倉山のナラ枯れが顕著で、かなりの本数を切らなきゃいけないということでございます。石倉山は北羽新聞でも、清水の舞台ではありませんけれども、ああいうところができる紅葉がすばらしいというふうな評価をいただいており、その後に訪れるとやはり遠来からも見に来ている方もいらっしゃいました。

そういったことで、実は前町長にもこの石倉山の整備について提言をしたことがあります。あれだけの広範囲な敷地ですので、様々な植栽を考えながら一つの周遊的な庭園まではいかなくても、植栽したナラの後にやはり紅葉のすばらしい木を植える、春は桜の木を植えるとか、公園全体を言ってみれば専門家に一応診断をしてもらって、診断だけですよ、まず。今までいろいろな診断をやって、お金がすごくかかっていますので、そういった近くにいる大きな造園業の方でもいいんですが、そういった方から意見を聞いてもし簡単にできるものであったら、そういったものにも取り組んでいって、とにかく交流人口につなげるというふうな形が必要ではないかと思います。

また足湯の話題が出ておりましたが、実はとある団体のほうから石倉山の整備に関して、管理棟を中心にして生かして、かつてあそこには売店もありまして、かなりお客さんが来た時代もあります。「そこに足湯を建設してみては」とか、いろいろな意見が出ております。そのほかに、観光課の職員を季節的に配置してとか、やはり町で観光協会がどれだけ力を入れるかによって、その取組の姿勢というのをいろいろな形でPRしていけるかと思います。

今少し長々と申し上げましたが、町長に何かしらヒントになるようなものがあったかどうか、お伺いできればと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、今コロナ禍で観光業のほうは大変厳しい状況であると思います。 先ほど平賀議員もおっしゃったとおり、ナラ枯れは石倉山での被害がかなり 大きいようであります。そういう部分も、しっかり管理していかなければい けないんだろうなと思いますし、前にも桜のてんぐ巣病だとかそういう話も あります。

いずれ、そういう調査も含めて公園全体の管理というのは、これから必要になってくることだろうなと思っておりますので、そのあたりの事情に詳しい方々がいろいろな活動をされております。そういう方々からのいろいろな提言だとか、そういうのも参考にしながら町としてどうやって整備していくのか、そのあたりを協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀真)

まさに、コロナ禍が収まったときのスタートダッシュができるような形で、それぞれ検討をお願いしたいと思います。

最後に、先ほど申しましたが石倉山の管理棟、日本海に沈む夕日を見ながらの足湯という私の近隣からも提言がありましたが、もし担当課でイメージ

がありましたら、お答えいただければと思います。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

「石倉山に足湯を」ということは、町民の方から提言書をいただいているところでございます。確かに、石倉山の管理棟周辺には温泉が来ておりますので、温泉を引き込むことは比較的できるということでありますが、ただ排湯に関しましてはずっと下まで排水管を敷いて対応しなければならないということで、役場の試算によりますとやはりかなり経費がかかるものと考えております。

また、先般の森岳温泉街の方々との懇話会におきまして、「石倉山に足湯を」ということに関しては、やはり温泉街から遠く離れることに疑問を投げかける方が非常に多かったということでございまして、石倉山周辺への足湯設置についてはかなりハードルが高いものと認識してございます。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀真)

分かりました。どうぞ、様々な形で町のほうにいろいろなご意見、町を思って提言なさる方がいらっしゃいますので、もしある程度の形ができたら、そういった方々には正式な回答が一番いいんでしょうけれども、そういった逐次の情報も流しながら、そしてまた先ほど言いましたいろいろな団体がそれぞれ活躍していますので、どうかそういう団体に町長が一声かけて、「頑張っているな」ぐらいですね。要は、町に認めてもらえるというのが、新聞記事になってただ見過ごされるんじゃなくて、「町で認めてくれているんだな」ということが一番励みになると思いますので、どうかその点も踏まえて今後のまちづくり、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

2番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大澤和雄議員の発言を許します。10番、大澤和雄議員。

10番 (大澤和雄)

私からは、さきに通告してあります3点について質問させていただきます。

まず初めに農耕用免許、大型免許、特に大型特殊免許と牽引免許取得推進のための補助について質問させていただきます。

まず、農作業機械を装着牽引した農耕トラクターについて、平成31年4 月より構造要件や一定の保安基準などの条件を満たす場合、道路運送車両法 上の小型・大型特殊自動車として新たに位置づけられ、公道走行が可能とな りました。小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクター 単体または農耕トラクターに農作業機を装着した状態で寸法が長さ4.7 メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2メートル以下、最高速度が15キロ以下の全てを満たすものであって、農作業機を装着することによりこの寸法を超える場合は大型特殊免許が必要であります。さらに、大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクターで、車両総重量750キロを超える牽引式農作業機を牽引する場合は、牽引免許が必要となっております。

これを受けて、鳥取県大山町では農業に必要な免許の取得を推進し、農作業の安全性の向上を図るため、町内の農業者に対し免許の取得にかかる費用の一部を助成しております。自動車学校などに通い取得した場合取得にかかる費用の2分の1、3万円を上限として助成しております。

本町では、資格取得支援事業で対象者に取得に要する経費の2分の1を補助することとしておりますが、農業者は含まれておりません。八峰町では、資格取得支援事業に農家も個人事業主として補助の対象にしていると聞いております。近年農業機械による事故が毎年のように発生しており、農家の方も交通量の多い公道はできるだけ避けて、多少遠回りでも農道を通るようにするなど安全に心がけておりますけれども、規模拡大等によってどうしても公道を通行しなければならないことも多くなりつつあります。作業機の幅が1.7メートルを超えた場合大型特殊免許が必要ということであれば、大型トラクターのみならず中型トラクターから該当することになりますので、公道を走行する場合大型特殊免許を必要とする農家は相当数いるのではないかと考えております。

本町でも、農作業の安全性の向上を図るため、町内農業者に対し農業に必要な免許の取得にかかる費用の一部を助成できないか、これらの対応について伺いたいと思います。

次に、水稲新品種「秋系821」(いわゆる「サキホコレ」)、これの県 北地域除外への対応について伺いたいと思います。

水稲新品種「秋系821」の名称が「サキホコレ」と決定して以来、毎日のように新聞・テレビ等で話題となっております。三種町内の農家からも、水稲新品種の栽培に意欲を持って作付け、生産したいと思っている農家の声も多く聞かれます。

しかし、秋田県ではこの新品種の作付推奨地域を県中央部と県南部の15市町村とし、県北部地域の作付けは認めないとの方針を示しました。この問題は6月の県議会でも取り上げられ、県では「新品種は『あきたこまち』より成熟期が12日ほど遅い晩生種であること。この3年間の実証試験で、出穂後40日間の日平均気温が22度以上なければアミロース含有率が高くなり、食味が低下するという知見が得られた。実際の生産に当たっては、推奨地域であればどこでも作付けできるものではなく、条件のよい圃場で高い技術を有する生産者に作付けしてもらうことになる」と答弁しております。

令和2年9月10日発行のJA秋田やまもとの稲作情報では、8月24日 現在予測で8月1日出穂期の場合、9月14日が中晩生種の刈取適期の積算 気温が1,050度、8月20日以降は平年値に達するとしております。

また、秋田地方気象台の気象概況によれば、能代の準平均気温観測値は令和2年8月1日から8月10日までが25.4度、8月11日から8月20日までが25.5度、8月21日から8月31日までが25.5度、9月1日から9月10日までが26.8度となっております。

「秋系821」は、「秋田97号」(いわゆる「つぶぞろい」)と「中部132号」との交配種で、いもち病に強く、高温や低温による品質低下が少ないことが特徴であり、収量性は「あきたこまち」と同等、出穂期が6日、成熟期が12日遅い晩生種であると言われております。気温の変動により成熟期も多少の変動が出てくるものと思われますが、移植時を早めるなどの様々な栽培技術を駆使すれば出穂後40日間の日平均気温22度以上を確保することは、三種町でも十分可能であると考えております。

三種町内でも、圃場条件がよく高い技術を有する生産者、いわゆるプロ農家と言われる方は、幾らでもおります。「あきたこまち」に続く新たな秋田米が地域限定になり三種町を含む県北地区が除外されることは、三種町の農家に大変ショックを与えております。特に三種町内の大規模農家は、早稲種で刈取り適期がずれ込むと胴割れ米が発生しやすいことから、「秋系821」の晩生種との組み合わせでより高品質の米生産ができるものと大いに期待していたものであります。

県は、「3年程度試験した結果で判断したい」としておりますが、こうした動向を踏まえつつも県北地域一円として除外されることなく、三種町内の意欲ある稲作農家も新品種が作付けできるよう、積極的に今から県に働きかけていくべきと考えるものであります。これらの対応について、伺いたいと思います。

次に、小規模企業共済制度への加入推進についてであります。

中小企業基盤整備機構の小規模企業共済制度は、現役引退後のゆとりある 生活を応援する安全・安心な共済制度であり、農業経営者の退職金と言える ものであります。国民年金や農業者年金とも、同時加入できることになって おります。加入対象は、農林漁業など従業員が20人以下の企業の個人事業 主、共同経営者を含む会社の役員となっており、年齢制限はありません。

また法人の場合、農業法人も含む。この場合、役員登記されていれば、代表だけではなく他の役員も加入できることになっております。また、専業農家の場合、代表者だけではなく共同経営者も2人まで加入できることになっております。掛け金は、全額税の控除の対象になっております。また、共済金を一括で受け取る場合は退職所得扱いとなり、さらに掛け金納付月数により貸付制度が利用可能などのメリットがあります。

農業者が安心して耕作してくれる人に託し、現役引退後安心してゆとりある生活ができるよう、小規模企業共済制度の加入への啓蒙を推進していくことは、地域農業がより豊かなものになっていくものと考えるものであります。これらの対応について伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。 当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。 初めに、農耕用免許取得推進についてお答えいたします。

道路交通法の改正により、ロータリー等の直装型作業機を装着した状態のトラクターが一定の条件を満たした場合に、公道走行が可能となりました。しかしながら、直装型作業機(いわゆる牽引タイプ)ではないロータリー等のトラクターに直接装着する作業機の全幅が1. 7メートルを超えるものは大型特殊免許が必要となり、資格条件を満たさないままトラクターを運転した場合は無免許運転となり、危険行為として処罰されます。

町では、三種町資格取得支援事業において、雇用の安定を図る目的から就 労者の能力向上や求職者の就業機会の拡大を進めるため、資格取得について 支援し補助する制度を実施しております。議員ご質問のとおり、個人で農業 を営む方は支援対象にはなっておりませんが、農業法人等に勤務している方 が自らの能力向上のため資格取得する場合や、求職者がハローワークへ登録 し農業法人事業者への就業を目指す場合などについては、本事業の対象者と して助成を行っているところでございます。

個人農業者の免許取得につきましては、あくまで個人の安全管理や能力・ 技術向上の資格取得であることや、また道路交通法改正以前から大型特殊免 許等を自費で取得済みの方々が多数おられることなどを勘案しますと、平等 性の観点からも助成支援は困難かと考えますので、ご理解のほどお願い申し 上げます。

続きまして、水稲新品種「サキホコレ」の県北地域除外についてお答えいたします。

県は、新品種「秋系821 (サキホコレ)」を晩生品種であり、品質や食味、収量を発揮するため一定の登熟期を確保する必要があるとしており、気象条件によっては品質・食味の低下を招く恐れがあるため、高品質・良食味生産に必要な登熟気温を確保できる地域に限定しております。また、要件の1つである生産団体登録制度については、一定の栽培要件を満たす生産団体として登録し、生産から出荷までの取組を一元化することにより、確かな品質で安定供給できる生産体制が求められております。

なお県では、作付け推奨地域以外においても連続3年間の栽培試験を実施し、栽培試験データを蓄積・検証した上で基準をクリアし、一定の品質・食味を確保できる場合には、作付け推奨地域内への編入を検討するとしております。

現在、町内農家が作付け可能となった推奨地域については、大潟村の干拓地内に水田を所有、または貸借権を設定している町内農家が耕作している水

田が対象とされており、面積は約660ヘクタール、農家数は約280人となっております。

町といたしましては、三種町内の水田は隣接する作付け推奨地域と、位置的条件や気温条件等に特異的な差はないと認識しております。三種町地域内の農地においても、「サキホコレ」が作付け推奨地域内に編入されるよう県からの情報収集に努め、JA及び主食集荷商業協同組合と連携し、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、小規模企業共済制度への加入推進についてお答えいたします。

小規模企業共済制度への加入資格については、主に建設業・サービス業等を中心に、常時雇用している従業員20人以下の個人事業主及び役員等でありまして、農業関係においても農事組合法人の役員等も加入可能となっております。

本町において小規模企業共済と業務提携をしているのは、三種町商工会及び秋田銀行・北都銀行・羽後信用金庫となっており、中小企業基盤整備機構の資料によりますと令和元年度末現在での農業関係の加入者は、県全体で450人となっております。現在、本町で加入可能な農業関係法人は15法人でありますが、個人農家の把握は難しい状況にあります。

この共済制度におきましては、掛け金の全額控除、貸付制度の利用が可能であるなどメリットもありますので、今後広報での紹介や農業者年金加入推進活動の機会においても制度の周知を図り、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番 (大澤和雄)

まず、最初の農耕用の免許取得についてでありますけれども、私壇上でもちょっと質問したんだけれども、八峰町で個人事業主も資格取得支援事業の対象として補助しているということを農家から伺ったんですけれども、そのことを確認したいんですけれども。その辺は、今町長がおっしゃったような形での支援なのか、個人事業主としての農家にもこの事業を適用しているのか。その辺、ちょっと確認したいんですけれども、教えていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

農林課長

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

八峰町の要件と、三種町の雇用促進支援事業につきましての差でありますが、前の一般質問で高橋議員のほうにお答えしたとおり、商工観光交流課で

行っている事業に関しては割愛させていただきますが、八峰町に関しては ちゃんと私確認したわけではないんですけれども、個人事業主の方を営農組 織の一員として認定していると伺っておりますので、八峰町は個人のほうで も該当させているというふうに伺っております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

私もそういうふうに聞いていたんですよ。ですから三種町で、さっき商工 観光課長は高橋議員に対して「この事業は国の中小企業の支援事業によるも ので、農業者は対象外だ」というふうにはっきり答弁していたんだけれど も、でも八峰町はこうやってちゃんとやっているんですよね。ですから、そ の辺はどういう見解の違いでそういうことをおっしゃっているのか分からな いんですけれども、その辺教えていただきたいんです。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

ちょっと今、手元にはっきりとした確認資料を持っておりませんので、後ほどご回答したいと思います。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

八峰町の資格支援事業の補助金の関係も、三種町の支援事業も中身はほとんど同じなんです。三種町においても、中小企業に対しては様々な業種、ありとあらゆる資格に対する最高で10万円ですか、そういうふうな助成をやっているんですよね。

ですからこれを見ると、農家も私壇上でも相当数いるだろうと。町長は、「先に取った人とのバランスが取れないから駄目だ」と言うんだけれども、これ三種町で大型特殊持っている農家って、そんなにいないと思うんです。でも制度が変わって、中型どころか小型から中型にかけての本当に小さいトラクターでも、幅が1. 7メートルを超えてしまうんですよ。ですから、ほとんどの農家がもう大型の特殊免許を取らざるを得なくなってきているんです。

だから、それは確かに自費で最初に取った人にしてみれば「おめ方ばし補助もらって」と言うかもしれないんですけれども、町長がおっしゃるとおり公道に出ざるを得ない。そうすると、無免許になってしまうんですよ、無免許運転。だから町長、無免許運転でも仕方がないって言えますか。これ、大変なんですよ。私が壇上で言ったように、みんな農道を安全のために遠回りするんですけれども、それでもやっぱり公道を通らざるを得ないときってあるんですよ。ですから、これぜひともやっていただきたいんです。

免許取得する場合、普通免許の所有でも県内大体この特殊自動車9万5,000円ぐらいかかるんです。特に牽引となると、普通免許所有でも14万7,510円かかるんですよね。ですからその一部でも補助して、今本当にこの農機具による事故も多いわけですので、ぜひともこういった支援を資格支援事業で、八峰町のように対象に入れてほしいんですよ。

資格支援事業は65歳未満なんですけれども、今農家は65歳未満で現役退く人いないですよ。みんな70代、75歳ぐらいまでは現役で頑張ります。そうすると、そういう方だってトラクターに乗って公道に出る場合というのは、幾らでも出てくるんですよ。ですからぜひともこれは、確かにインターネットで調べると、壇上で言ったように今のところ補助は鳥取県の大山町ですか、そこしかネットでは出てこないんですけれども、これから全国でいろいろそれに対応せざるを得なくなってくる状況にあると思うんです。ぜひともこれを考えてほしいし、65歳ではなくてせめて70歳、まず今75歳ぐらいまではみんな現役で頑張りますよ。ですからこの65歳という枠を取っ払って、農家への特殊自動車の支援ということをぜひとも頑張っていただきたい、そういうふうに思うわけですけれども。

町長は、相変わらず「先に取った人との公平性があるからできません」 と、それだけなんですか。もう一度伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほど答弁したとおりで、まず基本的には変わりません。個人農家の方々も、やはり農業をなりわいとする分には、やはりそれ相応の資格を多分皆さん取得しながら営農していると思います。多分今年、いろいろ取り締まりの部分で厳しくなったという話もちょっと聞いておりますけれども、やはりそれをするためにはどうしても取得しなければいけない免許であったのではないかと。そういう時限措置というか、少しそれまでの期間はあったんではないかと私は感じておりまして、その期間に必要な人は必要として免許を取得したものと思います。

ただ先ほどから申し上げているとおり、家業が農家ではなく、農業法人とかに雇用されるそういう立場の方々には、しっかりそういう免許資格の助成という形でやっていくのが一番公平というか、皆さんにご納得いただける形ではないかと私は考えております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

法人に対する、あるいはそうしたハローワークに登録した農業者への雇用 ということを考えれば、それはそれで非常に有益なことだと私も思うんで す。ただ、全体の三種町の農家を見ますと、法人とかに関わっている農家よ りも圧倒的に個人で、家族経営でやっている農家のほうが多いと思うんです よ。

今までは、本当に85馬力か100馬力ぐらいの大型のトラクター、そういう必要性のある方はみんな確かに大型の特殊自動車の免許を持っています。そういう必要に迫られた方は。でも、今までは一般の農家はそんなにそういう大型でなくても、みな持っているわけですよ。ただそれが、私も今年ですか農機具のメーカーから、「あなたのトラクターも、排気量ではなくて耕うんロータリーの幅で規制されていますから、広域農道に出る場合は無免許になりますから」と。ですから、私も冬にかけて取らざるを得ないのかなと思っているわけです。ですから、町内の農家は圧倒的にそういう方が増えたわけですよ。今まで必要性に迫られない農家も、圧倒的に今度は必要になってきたわけです。ですから、そこを考えていただきたいということなんですけれども。町長どうなんですか、それでも変わらないんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、改正になったのは昨年の4月ということで、もう間もなく1年半以上になっているという状況であります。恐らく今年度に入ってから、春になってからいろいろ取り締まりが厳しくなったという話も聞いておりますので、やはり昨年改正になった時点でやらなきゃいけないという方々は、恐らく免許を取得したものだと私は感じておりますので、そのあたりはぜひご理解をいただきたいなと。もし仮に昨年の春とか、その前の年に「翌年の4月には改正になりますよ」というような状況であれば、いろいろなことが検討できたんだと思うんですけれども、今のタイミングでやるのはちょっとなじまないかなと私は思っています。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

今のタイミングっていったって、春になればまたみんな農作業するわけよ。そうすると、農道とか狭い作業道だけ通るのであればいいですよ。やっぱり公道に出る場合もあるんですから、だからそれ分かっていて取る人は取ったからいいじゃないかって、そういう問題じゃないんですよ。町長、それで公道に出ると本当に危険なんですよ。だから、当然免許も取得しなければ無免許運転になりますから。ぜひとも、このことは検討していただきたい、再度。

今のタイミングだと言うんですけれども、これからどうしても農家は必要に迫られてくる免許ですから、幾らでも。しかも、八峰町は同じ支援事業でやっているじゃないですか。だから、できないということはないと思うんですけれどもね。どうなんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

大澤議員おっしゃるのはごもっともではございますけれども、大変申し訳ないんですが先ほどの答弁と一緒でございます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

同じ答弁ということで、まずこれでやめますけれども、ぜひとも検討していただきたいと思います。これは、一般農家もこの特殊免許を持たないと公道に出られないという形になったので、本当にみんな困っていると思うんですよ。これ財政で3万円、5万円、あるいは資格支援事業は最高10万円ということになっていますけれども、何もそういうようなことも幾らかでも農家の人が「じゃあ、頑張って取得しよう」という、そういう意欲につながるような支援というものをぜひとも検討していただきたいと、こういうふうに思います。幾ら言っても町長同じだと言うから。

ですから私、農家の人だってみんな行かなきゃならないと思っているんです。結構お金もかかりますからね、普通免許を持っていても8万9,000円から9万円ぐらいかかるんですよ。だから、その一部でも助成するということをぜひとも前向きに考えていただきたい、そのことを申し上げておきます。

次に、「サキホコレ」についてでありますけれども、いわゆる八竜で大潟村の住所地となっている圃場を持っている方、結構町内にいると思いますので、そういう方なのかなと思うんですけれども、そういうことなんでしょうか。この280人、いずれ対象になっている方がいるという答弁でしたよね。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

町長答弁のとおり、議員ご承知のとおりだと思っています。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

そこで、大潟村の住所地になっているというというのは、八竜の方だけでなくて琴丘でも増反になって、対象になっている方いらっしゃるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

大澤議員認識しているのは、作付け推奨地域のことだと認識しておりますが、それは町長答弁のとおり増反地に田んぼがある三種町の農家、耕作している農家が対象となっております。

ただ、一部要件として生産団体・組織の県の認可等々のハードルがありますので、一部大澤議員「琴丘地域の方が」というのは、これから3か年調査に入ります。推奨地域外の試験栽培のことで、今県のほうで先月10月14日から30日まで「作付け推奨地域外における栽培試験実施の意向調査」が行われております。調査対象としては、JAやまもと、それから主食用米集荷業者さんのほうに県のほうから真っ直ぐ問合わせしているというふうに伺っておりますが、現在JA秋田やまもとの組合員から試験栽培地の申請があったと伺っております。課題として、30アールの田面に3年間、その他米として作付け価格であります。この「その他米」については、「あきたこまち」よりも安価な出荷・手取りと聞いておりますし、そのため受入れ農家があまりいないとJAから伺っております。

なお、今申し上げました地域外試験栽培地の結果については、後日県より連絡をいただくことになっておりますので、議員おっしゃるとおり今後JAと連携して、会議等で県へ働きかけていきたいと思っています。

以上です。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。

私は、壇上でも秋田気象台の発表の平均気温、10日ごとのを言っただけれども、私9月10日までの平均気温を言ったんですけれども、その後の9月11日から20日が能代で21.3度、大曲21.7度、大曲というのはいわゆる仙北平野の中央部ですね、そこのデータが載っているんです。

それで、9月21日から9月30日が能代が18.1度、大曲が18.2度。10月1日から10月10日は能代が16.4度、大曲は15.8度となっているんですよね。本荘が17度、にかほが18.5度なので、県北ということで一概にそれをくくるのではなくて、いわゆる日本海沿岸といいますか、海岸線沿いがやっぱり多少10月にずれ込んでも気温が高いという現象が見られるんですよね。

ですからいわゆる仙北平野、県南の大曲がまず仙北平野の中心なんですけれども、あそこだけが特別、あの周辺、県中央だけが特別いいというのではない。いわゆる日本海の沿岸部も、十分22度という平均気温は確保できる状況にあると思うんです。ぜひともそうしたことも、これから農林課のほうでもそうしたデータを、もちろん県のほうでも3年間実証試験をしていくということで、まず出始めで種子の確保等もありますと思いますので、今のところ県南・中央とくくったわけですけれども。

いずれ三種町の農家にとっては、賞金100万円で25万件の応募があった、こういうふうなマスコミの状況の中、当然三種町の農家だって大きな期待をしていたわけですよ。それが、この土壇場になってはしご外されたような形で、私の周りにだってプロと言われるすばらしい技術を持った稲作農家、幾らでもいますよ。だから、そういう人たちだって、何で自分たちが外されたのかと思うとかなりふんまんやる方ないというか、非常に落胆していると思いますので。

そうした高い技術を持った農家というのは幾らでもおりますので、ぜひとも三種町のそうした高い技術を持った、そして圃場条件あるいは土壌、当然食味も最高ランクのものがつくれなければ対象にはならない。

今、農林課長も安価だということを当初言ったんですけれども、いわゆる 県のほうでも募集したのは目標面積の確保に向けて800ヘクタールも協議 したんだけれども、登録されたのは14団体で710ヘクタール、それでも 追加団体は来年の7月に募集すると。それは、つまり米価が安価だというこ とでそういう状況なのか。いずれ、県の姿勢としては作付け推奨地域は変え ないと、そういう態度のようなんですけれども、それは安価だということが 原因しているのか。そして、推奨地域は今のところは変えるつもりはない と、県中央と県南ということは変わらないということなのかどうか、その辺 ちょっと確認したいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

大澤議員指摘の推奨地域の目標達成というのは、私自身今日新聞等の報道 で確認しております。実際、県のほうへ問合わせはできなかったわけです が、いずれ足りないのでいろいろな集団、組織にも働きかけるような報道の とおりと認識しております。

ただ、先ほど来お話ししました、また町長答弁でもありましたとおり推奨地域外、例えば大潟村の干拓地とそれから琴丘の既存田については、ほぼ対岸はありますけれども気象的に変わらないと私は認識しておりますので、そこら辺も県のほうに強く申入れ、要望していきたいと思っていますし、また大澤議員ご指摘の出穂期以降の積算温度については、確かにここ数年見ますと大澤議員言うとおりのデータと認識しております。

ただ、県のほうの「サキホコレ」の推奨地域の選定については報道のとおりで、例えば旧鹿渡村、それから八竜でいうと鵜川村の旧所在地の積算温度等々を何か勘案しているということなので、推奨地域が今試験栽培3年間ありますけれども、その前に増えるというのはかなり困難かと思われます。

いずれ今日の報道によりますと、繰り返しになりますが、何か目標は達成していなかったということの報道ですので、これらを踏まえ推奨地域外の要望等については、町としても要望していきたいと思っております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。

いずれ非常に、地域推奨には厳しい技術なり、あるいは土壌なり、あるいは気象なり、そしてもちろん食味等非常にクリアしなければならない厳しい 条件というのはいっぱいあると思うんですけれどもね。

例えば、下岩川地域の「岩川水系米」とか、非常においしいという評判の米を作っている方もいらっしゃいます。そういう地域でも、壇上でも言いましたけれども「あきたこまち」は早稲で、ちょっと刈取りが遅れると胴割れ米が発生しやすい、品質低下につながりかねないということで、晩生種との組み合わせというのもかなり注目を持って、栽培したいという意欲も持っていらっしゃると思うんですよね、そういった団体も。ぜひともこのことについては、町長も大変心強い答弁をしてくださったので、最初の答弁もそういう感じでしゃべってくれれば大したよかったんですけれども。

いずれ、県議会で近藤議員という方が質問しているんですけれども、県北地区でも「あきたこまち」特Aの評価を受けるほどの技術を持った方が幾らでもいると、そういうふうに言っているんですよね。ぜひとも全県的な農業の取組にしていく、そういうことによって本県を代表する米としてトップブランドに盛り上げていく上でも、やはり特定地域だけではなくて、三種町は言っちゃ悪いけれども鹿角の山奥じゃないんですから、ここは。同じ県北でくくられて、本当に悔しい思いをしている農家がいっぱいいると思います。

これから3年間の実証圃のデータを計った上で、県も確定するとは思いますけれども、ぜひとも三種町のプロ農家、意欲ある農家でも作付けできるように働きかけていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

これは、これで終わります。

次の、3点目の小規模企業共済制度への加入推進なんですけれども、こうした共済制度は特に農業後継者と一緒に進めてほしいなと思うわけです。そして、農業者が企業で働いて退職したのと同じような形で、退職後に安心してゆとりある生活ができるという、そういう制度があるということはこれからの新規就農に携わる方にとっても、非常に心強い制度だなと私は思うんです。ぜひとも、町内農家への加入推進のためにこういう制度があるということを、そういう情報発信をしていただければなと思っております。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

大澤議員、先ほど農林課長が答弁保留されておりますので、今答弁しま す。農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

先ほどのご質問で、八峰町の資格取得支援事業については現在調査しているところですが、ちょっと時間を要することが考えられますので、後日大澤議員のほうに個別にご報告、対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

10番 (大澤和雄)

分かりました。

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、3番伊藤千作議員の発言を許します。3番、伊藤千作議員。

3番 (伊藤千作)

朝早くからの長丁場、最後ですので、時間の許す範囲で効率的にやります。

それでは、第一にコロナ禍から営業と暮らし、雇用を守るための年末支援 の対策についてであります。

コロナ感染症感染が急増する中、先行きの見えない不安が広がり、年末にかけて倒産・廃業が急増する恐れがあります。中小企業の廃業・倒産とリストラ、解雇、雇止めなどの雇用危機が進行すれば、大不況の悪循環に陥ります。今町政に求められているのは、年末に向けて中小企業の営業を守り、暮らしを守るために総力を挙げて緊急支援策に取り組むことであります。

よって、以下のことを強く要望します。

1つ目として、中小業者に対し資金援助として年越し給付金を創設し、給付を行うこと。

2つ目、年末特別対策として緊急融資を抜本的増額することの働きかけを 行うこと。無利子・返済猶予期間の長期設定を行うこと。また、相談体制を 抜本的に強化すること。

3つ目としましては、中小企業・業者に対し社会保険料の補助など雇用維持のための助成を行うこと。

4つ目としましては、町内の企業・業者に対し、解雇や雇止めを行わないよう呼びかけること。

5点目、雇用安定化支援事業の枠を拡大するなど、失職した方への支援対策を強化すること。

6つ目としましては、国に対し2回目の持続化給付金の支給を求めること。12月まで期限を向かえる雇用調整助成金の延長を求めること。新型コロナウイルス感染症対策休業支援給付金については、制度の周知と相談体制強化を求め、12月末までの期限を延長するよう求めること。

7つ目としましては、国に対し緊急小口貸付の返済減額免除を実施するよう求めること。

8つ目、学びの継続のため、学生支援緊急給付金の支給基準を緩和し、継続的な支援として再度支給するよう国に求めること。また、町としても支援対策を講ずること。

9点目としましては、町独自として町内全世帯へ1万円の灯油引換券を配付して、暖房費の負担軽減を図ったらどうでしょうか。

次に、75歳以上の医療費倍増の2割負担の中止についてであります。

75歳以上の医療費窓口負担現在原則1割に、2割負担を導入する方針をめぐり、政府・与党内の調整が難航していると報じられています。調整が難航していると伝えられると、さも何か国民に配慮しようとしているようにも聞こえます。しかし、負担増の対象範囲を政府自民党の言う年収170万円以上の約520万人にするか、また公明党の言う年収240万円以上の約20万人にするかの違いでしかありません。今生活苦に加えて、コロナ禍にも苦しむ高齢者に負担増を押しつけようとしていることには、何も代わりありません。今日の報道では、年間200万円以上の収入にすると合意し、対象者は約370万人となるようであります。

75歳以上は、病気やけがをすることが多く、複数の医療機関にかかったり、治療で長期化したりするケースが多くあります。一方、収入は公的年金などに限られております。その上に、年金額も抑制・目減りしてきております。75歳を過ぎても、生活維持のため働かざるを得ない人も少なくなく、家計を切り詰めて暮らしているのが多くの人の厳しい現実であります。新型コロナウイルスの感染拡大で、高齢者の健康と生活への不安が高まっているときに、医療の負担増を持ち出す姿勢は重大であります。

負担増の開始時期を2022年度初めではなく、10月以降にするという話も出ておりますが、その年の夏に参議院選挙を終えてからにするという党利党略でしかありません。合意が遅れていること自体、2割負担が高齢者に大打撃を与え、怒りを買う中身であることを示しております。選挙が近いからと、有権者に持ち出すことができない政策に、道理はありません。導入そのものをきっぱり断念すべきであります。

菅政権は、今回の負担増は現役世代の負担を減らすことを口実にしております。しかし、かつて老人医療費で45%を占めていた国の負担割合を35%に引下げ、現役世代の保険料負担に肩代わりさせた制度改悪が、問題の根本にあります。この仕組みを改め、国の負担を引き上げることが必要であります。

政府与党は、法案化を目指し、あくまでも負担増を押しつけてくるでしょうが、2割負担は撤回しかありません。町長は、この件についてどう思い、どう対処していくつもりでしょうか。

3点目は、介護保険から20年、第8期に向け保険料を引き下げることについてであります。

来年度から、介護保険制度は第8期に入ります。2000年に始まった同制度は、3年ごとの保険料改定で、平均保険料は2倍を超えました。しかも、介護サービスの取り上げ、介護施設の慢性的な不足で、介護難民・介護離職が社会問題化しており、「保険あって介護なし」という状況であります。さらに、菅政権は今年度、総合事業の対象を要介護者にも広げることを

含んだ省令改正まで強行しております。

介護保険に加入している65歳以上の人は、2018年度末まで全国3,525万人、このうち滞納して資産の差し押さえを受けた人は平成18年度で過去最多の1万9,221人であります。要因の1つには、保険料の上昇があります。65歳以上の保険料は、制度が始まった2000年度は全国平均で月2,911円だったのが、平成18年度からは月5,869円に倍増しております。

今、介護保険制度の改善が求められております。保険料の引下げをはじめ、コロナで奮闘する事業所への支援、あるいは住民・利用者への負担軽減、職員の処遇改善、公的給付の拡充などであります。町長は、この問題をどう捉えているでしょうか。町の介護保険料改定に当たっては、一般会計から繰入れを行い、保険料の上昇に歯止めをかけるべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

間もなく閉議時間の午後5時となりますが、本日の会議時間は会議規則第 8条第2項の規定により延長します。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中小企業者に対する年越し給付金の創設についてお答えいたします。

コロナ禍に対応した企業支援策として、2回にわたり中小企業者への事業 継続支援を実施したところであり、新たな支援策につきましては国や県の状 況を見極めながら対応してまいりたいと考えておりますが、議員ご提案の年 末までの新たな支援策創設につきましては、期間や予算などから実施は困難 でありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、中小企業に対する企業融資や雇用の安定を図ることにつきましては、12月4日に政府から示された国の追加経済支援策の原案において、政府系資金の融資期間延長や雇用調整助成金の特例措置期間の延長などが盛り込まれたほか、秋田県経営安定資金危機対策枠の令和3年1月末までの借入分については、県と町の利子補給により実質無利子で融資を受けることができます。

また雇用の状況につきましては、ハローワークへの確認に加え、今年の企業訪問での聞き取りにおいてもコロナウイルス感染症に起因した雇用調整は認められないことから、各種支援策による効果があったものと認識しております。

次に、経営等に関する相談につきましては、三種町商工会で12月を新型 コロナウイルス感染症対策の特別相談月間期間として設定し対応するほか、 町の各種支援対策についての相談は緊急経済対策室で対応しておりますので、引き続き連携を強化しながら対応いたします。今後も、中小企業等に対する支援や、学生支援緊急支援金につきましては、国や県の動向を見極めながら対応してまいりますが、国に対する要望につきましては県や他の市町村と連携しながら対応してまいります。

また、議員ご提案の町独自支援策については、学生に対しては既に10万円を給付しており、灯油助成については実施時期の関係もあることから、今後の経済状況を見て判断したいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、後期高齢者の医療費窓口2割負担についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在国の社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の医療窓口負担割合の見直しについて議論がなされ、様々な意見があることは承知しております。健康保険組合連合会は、現役世代の負担軽減につながるような制度設計を強く求めておりますし、また日本医師会は新型コロナウイルスの感染が広がる中、さらなる受診控えを招くなどとして慎重な姿勢を見せております。

全世代型社会保障検討会議の中間報告において、「団塊の世代が75歳以上になる2022年にかけて、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する」とあり、後期高齢者であっても現役並みの所得者を除いた一定所得以上の方については医療費の窓口負担を2割とし、それ以外の方については1割とするとあります。また、高齢者の疾病・生活状況等の実態を踏まえ、具体的な施行時期・2割負担の所得基準について検討を行い、本年末の最終報告で取りまとめることにしております。

全世代が安心して暮らせる社会保障制度の維持のため、後期高齢者医療制度における一定程度所得のある方の窓口負担増の課題については、国による制度改革は必要不可欠なものと考えております。

続きまして、介護保険料引下げについてお答えいたします。

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画につきましては、現在町の介護保険運営審議会で国から示された基本方針に基づき審議いただいております。

第8期計画の期間中、高齢者人口は緩やかに減少し、総人口も相対して減少していくことから、高齢化率は引き続き上昇していくものと思われます。介護保険料につきましては、各介護サービスの供給量の見込みなど、給付費総額の算出段階であるため、具体的な説明を申し上げるまでには至っておりません。また、一般会計からの繰入れを行い、保険料の上昇に歯止めをかけるべきとのご意見でございますが、介護保険制度創設時から一貫して法定負担割合を超えて一般会計からの繰入れを行うことは妥当ではないとされており、第8期計画の計画期間中にもこのようなことのないよう指導されております。

いずれにいたしましても、令和3年度から令和5年度までの介護保険料につきましては、今後介護保険運営審議会で審議し、詳細が決まり次第議員の皆様へご説明させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。 以上であります。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番 (伊藤千作)

コロナ対策ですけれども、今町長から答弁がありました。町で、これまでもいろいろ独自支援を行ってきましたが、その中で行政報告で言っておりましたが、高校生・学生に対しての支援給付金、これが高校生は1人につき2万円、これが9月30日締め切りで189名、そして学生1人につき10万円の分は、9月30日締め切りで264名に支給を行ったというふうなことが、行政報告で出されていました。

これはこれで、私は三種町は学生・高校生に対して支援を打ち出したということは、県内でも八峰町も打ち出しているんだけれども、三種町よりも低い金額であったんだよね。だから、先進的にやってきたというのがこの三種町としては評価できるわけですよ。

今、非常に大きな問題になっているのは、学生は学校にも行けない、アルバイトもできない。だからもう生活に窮してしまって、あとはもう大学をやめようかという方が何割かいるということでしょう。だから大変な状況なんですよ、今。

ですから町長ね、三種町はいい制度の先陣を切ったわけ。これ、大いに評価しています。評価しているついでに、9月30日で終わるんではなくても う一回給付援助、これを打ち出したらどうでしょうか、どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、まずは今回給付させていただきましたが、今後まだまだ続くようであれば、それは国のほうでも恐らく黙っていないと思います。財源の問題もありますし、そういうところをしっかり見た上で今後判断していかなければいけないんだろうなと思います。正直、これだけではなくて、いろいろな対策にいろいろな予算を使わなければいけない状況であると思っていますので、どこに手厚くやるかというのはいろいろな考え方があると思いますけれども、そのあたりもこれからいろいろな動きの中で対応させていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

今まで町で打ち出してきた支援・援助、これは今どういうふうになっているんですか。例えば家賃支援金、これ申請期限12月25日となっていますけれども、これはどのくらいの利用者で、これ12月25日で終わるつもりなんですか。

議 長 (金子芳継)

答弁は。総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

家賃支援金につきましては、地方創生臨時交付金で対応しておりまして、一応1億2,500万円の予算を持っております。支出の見込みにつきましては、支出額が430万円ほどでありまして、総体的には500万円ほど出るものと見込んでおります。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

それは、ですから12月25日期限ですけれども、それで終わるの。引き 続き期限を延長するの。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

これにつきましては、継続支援金の対象事業者ですので、期間を設けて1 2月に設定したわけでございます。なので、12月で終了したいと思っています。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

町独自でいろいろ支援事業をやってきた中で、中小業者に対する継続支援金、これ2回行ってきましたよね。これは、多分財源としましては国の補助金、これが多分原資となっていると思われます。決まったかどうか分からないけれども、今国で補助金を出すというふうに考えていると言われているんですが、まだ決まったかどうか私分かりません。分かったら、教えてください。

それが、援助金として来ますと、いろいろな事業をやれますよね。どのくらいの額来るかまだ分からないんですけれども、例えばその場合には第3次の中小業者に対する支援金、これを行うとか、さっき町長は「国・県云々」「財源云々」といった学生に対する支援、これだってそれが原資となってできるかもしれません。

それで、国で今補助金を増額するとかというふうなことは今連絡ないし、 そういう情報ないですか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

多分議員おっしゃるのは、国の 3 次補正のことだと思っているんですけれども、一応 1 億 5 , 0 0 0 万円ほど国は要求する予定だという情報は入っております。市町村が使えるものについては、詳細はまだ入っておりません。詳しい内容は、まだ入っていない状況です。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

その1億5,000万円というのは、全国という意味、町という意味。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

訂正いたします。1兆5,000億円です。申し訳ないです。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

分かりました。

1兆5,000億円というと、この規模でいくと三種町では大体概算でどのくらい来そうですか。その1%ぐらい、1億5,000万円ぐらい。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

1次補正が1兆円でしたので、一億七、八千万とは予測できるのかなと思うんですが、いずれ3次補正については今拡大広がっていて、県とか国で出している協力要請金に主に回すような情報もありますので、不確定要素が多分大きいと思っております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

いずれ共産党、我が党は通常国会で補正を決めるんじゃなくて、その前に 町でも今残っているお金、予備費何兆円であるんだ、国で。6兆円だかあ る。それを使って年内にやりなさいというのが、野党方の主張なんですよ。

だから、本当に緊急で今コロナがこんな広がりをしている中で、いろいろな需要が出ている中では、やっぱり年内にこれやるべきだと思うんですけれども、まずそれはちょっと我々の願望で、そうなるかどうかは分からないけれども。通常国会で第3次補正でやるというふうなことになれば、1兆5,000億円が大体町に3,000万円なら3,000万円来たときに、町長

もし来たとしてどういうことを考えておりますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

仮定の話は、なかなか答えづらいんではありますけれども、やはり決まった時点で一番困っているであろうことを、町として支援するのがやはり一番ご理解を得やすいのではないかなと思っています。それがどういう事業なのかは、これから皆さんからいろいろなご意見をいただきたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

今までやってきた事業の中で、まずいろいろ皆さんに喜ばれたというか、そういうことを含めてやっぱり計画していくというふうなことは、当然やっていかないといけないと思うんだけれども、私最後に提案した灯油、全世帯に1万円の灯油代をやったらどうかということも、ちょっと考えに入れておいてくれればなと思うんですよ。これ、五城目町でやっているんだ。全世帯へ1万円の灯油引換券を配布するというのを決めて、今やろうとしているんです。ですから、隣の隣の五城目町でやっているんだから、三種町でもやっぱりそれに倣ってやっていくということも可能なわけですから、ぜひこの冬暖房の補助をやるというふうなことも含めて、ちょっと考えたらどうかなと思うんだけれども。

町長、その補助金来たときに、これもちょっと考えてみてください。どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

例年伊藤議員のほうからは、福祉灯油の件でいろいろご質問もいただいております。確かに、いろいろな意味で所得が減っている。高齢者も含めて、生活の厳しい方々もいるのは十分承知でありますけれども、この1万円に灯油という使用制限をするかどうかも含めて、いろいろな考え方があると思いますので、来るという前提ではありませんけれども、そういうコロナ支援としての財源がもし見込めるのであれば、いろいろな方策を考えたいなと思います。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

「捕らぬ狸の皮算用」じゃないけれども、来たらぜひそういういろいろなことを考えて、町民のための政策をやっていただきたいというふうなことを、強力に要望しておきます。それは、それで終わります。

そして、2つ目の高齢者医療の1割から2割の負担増ですけれども、さっき私壇上でも言ったように、75歳以上というのはもう病気やけがすることが多くなるというふうなことは、もう自明のことであります。そしてこの年代というのは、もう収入はほとんど年金だけというのが大半です。働いている人もおるでしょうけれども、その年金がどんどんどんどん目減りしていくというふうな大変な状況の中に今いるわけです。そういう方々に対して、今まで75歳になれば1割負担になるなというふうな思いでやってきている人を、何とそれどころか2割の倍増になるというふうなことでは、これでは何が政治なのかと。

消費税は皆さんが上げたわけではないんだけれども、去年8%から10%に上げましたよね。消費税上げるときに、大体何と言っているかというと、「福祉のため」と言っているんですよ。「福祉のために消費税は使われるんだ」「だから、消費税を上げるんだ」というふうな構図でずっとやってきているんですけれども、全然福祉はよくならない。消費税は上がって、福祉はよくならない。かえってこれじゃないですか、75歳以上の負担倍増じゃないですか。これではね、何のための政治かというふうなことを言っても過言ではないというふうに思います。

やっと合意したんですね、今日の新聞に出たぐらいで。だから私、原稿を何回も書き直したんです。昨日書いたやつがちょっとだめになったりというふうなこともあったんだけれども、こういうお互いに合意できない中は、やっぱり批判が強いから決められないということなんですよ。こういう批判が強い政策をやるということが、本当に住民あるいは高齢者のことを全く考えていない。

そして私言ったように、22年の当初で本当は導入しようとするのが筋なんだけれども、このときには参議院選挙があるから、これはちょっとまずいと。参議院選挙で負けるかもしれない、やれば。というふうなことで、10月に延ばしているんだよね。こういう姑息な手段も使ってやろうとする。だから、これはもう全然話にならないというふうに思うんです。ですから、こういうふうな負担増はやめて、きちっとやっぱり高齢者に敬意を払って、安心して医療にかかれるようなそういう態勢にもっていくというのが、本当の政治ではないかなというふうに思います。

町長は、こういうことを何も感じない。負担増を75歳以上に押しつける ということに、何の心の痛みも感じませんか、どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

正直言うと、高齢者にそういう負担を求めるのは、心が痛むことであります。ただ、これは国のほうでやはり保険制度を維持するために、いろいろな意見を戦わせた中での、多分決着だと思います。まだ最終には決まっていな

いのかもしれませんけれども、昨日与党合意があったという話は私も聞いております。

その中でも、いろいろな意見が出て調整が図られたということは、やはり 国会の先生方もいろいろな世代の意見を聞きながら決めたことだとは思いま す。やはり、高齢者の方々は所得自体がある程度限られている中で、ただ高 齢化が進む中で働く世代、現役世代の負担も減らすというかなり矛盾したと ころをどこにやるのかという課題の中で、国が決めたことであります。

それで、国が決めたことには原則町のほうとしては従っていくことではないのかなと、私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

いずれ、国民健康保険とか介護保険とか様々な負担が増えていっている中で、こういうふうな周知をされるということではちょっとまずいわけで、町長もきちっと高齢者の立場を考えてこれから政治を行っていく、町政を行っていくというふうな立場にきちんとやっぱり立ってもらいたいということを、まずこの件については申し述べておきたい。

介護保険ですけれども、介護保険は8期、来年です、改定が。この間、 ずっと介護保険料が上がりに上がって、2000年から比べると倍になりま した。三種町の介護保険料、今7期目で何ぼになっています。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

5段階の標準的なところで、月額6,900円でございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

全国平均よりもずっと高いんだよね、三種町ね。そういう中で、町長は私の一般会計から繰入れてでも負担を軽減すべきだというのは、「それは国でやるなと言っているから、できない」という意味の答弁でありましたよね。

ここで私も調べますけれども、皆さんも調べてほしいんだけれども、介護保険料に町で一般会計から繰り出してもいいとなっているんですよ、前回から。前回、たしかそうだと思います。ですから、私間違っていれば後で訂正しますけれども、それちょっと調べてみてください。そうすれば、町長の「国から、町から繰り出してはだめだ」ということが崩れるということになると思うので、たしか介護保険料にも町の一般会計から繰り出してもいいというふうになっていると思うんですけれども、これ間違いは私訂正します、後で。そこ、ちょっと調べてくださればと。私も調べますけれども。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (加賀谷 司)

お答えいたします。

いずれにいしたましても、費用負担の公平性を損なう恐れがあるとして、 介護保険制度創設時代から一貫して、法定負担割合を超えての繰入れはだめ だということで言われてきております。また、これは会計検査院からの指摘 事項でもあり、市町村が指摘されている状況にもございます。

また、それに伴いまして、今回8期計画の計画期間中にも「このようなことを実施してはならない」という県からの通知もありますので、一般会計から繰り入れてもというところについては私どもは一切把握しておりません。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

私もちょっと調べてくればよかったんだけれども、たしか北海道の何だか市、前回やっているはずなんです。それは、ですから「そういうことは可能だ」というふうなことでやっていたんですね。国は締めつけてくるんですよ、当然、そういうことがあっても。やってくるんですけれども、それをはねのけてやっていくというところが、当然出てくるんです。そこが北海道云々という、私ちょっと調べてくればよかったんだけれども、そういうことが出てきますので。私も調べますので、ちょっと調べてきた上でまたこれは論議になっていくと思うので、そのときにまた論議したいと思います。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時15分 散 会